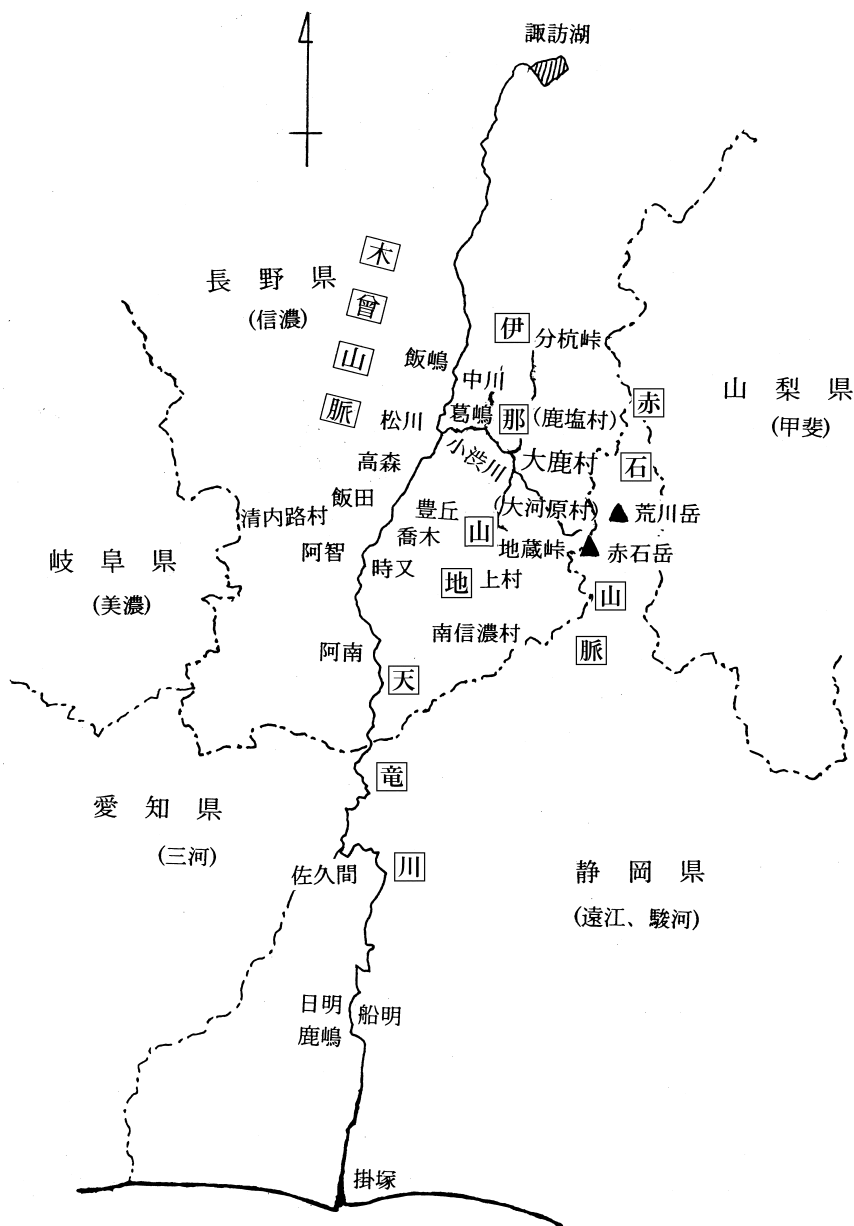


近世信州伊那郡
大河原村の
自然環境と人間

松原輝男

目 次

登場する地方、地名など概略図	3
は じ め に	4
I 1600年代はじめの伊那の森林	
I－1 徳川家康が天下を取った頃	8
I－2 1600年頃の大河原山景観のイメージ	10
II 樽木の原木サワラ伐採の時代	
II－1 1600年代の諸木伐採	12
II－2 樽木割り出し	13
II－3 サワラの伐採数推定の基礎	17
II－4 時代毎のサワラ伐採	21
II－5 1700年頃の大河原山の景観のイメージ	25
III 1700年代前半の諸木伐採	
III－1 なおも続く樽木割り出し	27
III－2 諸木切り出しの時代	29
III－3 諸木伐採数推定の基礎	30
III－4 時代毎の諸木伐採数	36
III－5 樽木、材木の流失	42
IV 1700年代後半の自然環境	
IV－1 なおも続く諸木切り出し	47
IV－2 大河原山における諸木の分布	49
IV－3 山抜け、谷抜け－荒川大崩壊地	56
IV－4 天竜川河口掛塚湊の材木流失	71
V 大河原山からの御巢鷹の調達	
V－1 鷹狩の概略	74
V－2 近世大河原村域とその周辺の鷹に関する記録	75
VI 1800年以後のこと	
VI－1 文化、文政の諸木切り出し	88
VI－2 1830年頃の大河原山景観のイメージ	90
お わ り に	92
参考文献など	93



遠 州 灘

図1 本書で登場する地方、地名など概略図

はじめに

長野県^{しもいな}下伊那郡大鹿村を中心にして江戸時代の自然環境の変化を語ろうとしています。大鹿村は江戸時代では大河原村と鹿塩村^{かしお}の二村で、どちらにも徳川幕府直轄の森林がありました。江戸時代初めは非常に豊かな森林資源があり、ここから膨大な量の材木を切り出しましたが、そのために当然の事ながら森林環境が時代と共に著しく変化しました。現在も、オオタカやハイタカのような鷹が棲んでいる自然度の高い森林があるのですが、江戸時代初めにあったであろうような原生林的森林ではありません。

20世紀は多くの国々が自然を開発し改変して著しく発展した時代であり、世界中を巻き込んだ戦争の時代でもあります。そのためにさまざまな環境問題が噴出した時代でもあります。20世紀も終わる頃になって、それではいけない、なんとかしなければと努力を始め、21世紀は環境の時代等と言われています。現在から未来の環境のあり方を知るためには、過去はどうであったかということから学び、それらを考慮しなければなりません。「語りつぐ天竜川」というシリーズは、まさにこのような学びの資料にもなるのではないかと思います。そのようなシリーズの一つとして、天竜川支流の内でも重要な位置を占める小渋川の奥地にある大鹿村の自然環境は、江戸時代ではどうであったか、どのような理由でどのように変化したかについて、私の研究の成果を語ろうとしています。ここでは先ず、私がこのようなことを語ることにになったいきさつを述べたいと思います。

「裾野は長き赤城山」と言われるその裾野の群馬県伊勢崎市で、私は生まれて18歳まで育ちました。関東平野の北の端です。第二次世界大戦後で世の中が上向きになった頃が中学や高校時代でした。しかしまだ戦後の国土の荒廃により、どちらを向いても見通しが良かった平野や低山地でしたが、後に行って見るとその時代ほどの見通しはありませんでした。それは幸いなことに、数十年で見かけ上は回復して人家と樹林が増加し、樹木が生長したせいです。このようなことに対する感性が、現在の私の仕事の原点ではないかと思います。

長野県が信州、静岡県が遠州と言われるのと同じように、群馬県は上州と呼ばれます。その上州の山々の代表、赤城、榛名、妙義の三山にはしばしば登ったのですが、浅間山や秩父連峰の向こうにある北、中央、南アルプスは私にとって夢でした。その憧れの山々には、それ以後ずっと回り道をして行く事になりました。

た。50代になってようやくいくつかの理由が重なってあちらこちらによく出かけるようになったのですが、その大きな理由の一つが、現在も続いている環境科学分野の教育と研究に関わり始めたことです。

あるとき木曾駒ヶ岳の伊那谷側から南アルプスの山々の一部を遠望し、10代の憧れが思い出されました。その夜、駒ヶ根の宿で伊那地方の二、三の村や町の村誌や町史を見たように記憶しています。それらの中に、江戸時代に伊那地方の山奥からサワラを原木とした^{くれき}樽木と呼ばれる短い材木を天竜川に流し、河口の^{かけづか}掛塚^{みなと}湊から江戸などへ運び出したことが記されていました。それら樽木は年貢として納められたことがとても強く記憶に残りました。翌日、どうしても南アルプスを間近に一望したいという「野望」にかられて、駒ヶ根からほぼ真直ぐ東に伊那山地を越えました。到着した見通しの良い峠が^{ぶんぐいとうげ}分杭峠で、ここには国道152号が通っています。なにせかなり古い地図を使っていたので、地図の上では所々不通の×印が付いておりました。せっかくだから行ける所まで行こうと、152号を南に走りました。すぐに、そこそこで激しく山崩れが起きていることに気づきました。中央構造線北川露頭という、長野県下伊那郡大鹿村にある中央構造線博物館の野外展示露頭も見ました。大鹿村大河原の小渋橋のあたりから赤石岳を遠望したときは感激でしたが、南アルプスの山々を間近に見たいという「野望」を十分に果たしたのは、それから数年後の事です。

伊那山地と南アルプス（赤石山脈）の間を通っている中央構造線という日本列島を分断する大断層は、そもそも地球の成り立ちに関わる自然現象ですから、これはどうにもなりません。この大断層のおかげで、周辺の地質は大変に不安定で崩れやすいのです。このような地域の樹木を伐採したら、特に伐採しすぎたら何が起こるかを知ることができれば、表層土壌の流失や浸食の起こる仕組みとそれらの予防と回復の方策、生物相はどうしたら豊かに存続しうるか、など私達を取り組んでいる研究の非常に重要な参考になると思いました。樹木の伐採も、その他の環境破壊も実験できませんので、そのような場合は人間がこれまで歴史的に行ってきたことや、大雨による崖崩れなどの災害が起こったときに、様々なことを学び研究する題材になるのです。不遜な言い方のようにも思うのですが、中央構造線に沿った不安定な地域が自然環境と人間についての絶好な学びの場となるのです。人間活動と自然環境構造との関わりを、中央構造線に沿った市町村、南アルプス、伊那山地、天竜川の流域、河口周辺の海岸などを一つのシステムとし

て、まさしく総合学際的教育研究の現場になるのではないかと考えました。

もう一つ注目したのが、材木切り出しの歴史で、特に年貢として納めた^{くれき}樽木でした。年貢として納めたのですから、現在私達が納める税金が非常に正確に取り扱われるのと同じように、取るほうも取られるほうも非常に正確に計算して記録を残したということは、調べ始めてすぐに分かりました。1700年代初め頃から、樽木の原木サワラが、樽木の割り出しに従って年々少なくなり、やがて尽きてしまったといわれてもなお、税金は納めなければなりません。森林資源に頼るばかりにない「^{しんざんけんそ}深山嶮岨」な山里は、次にモミ、ツガなどの諸木材木を切り出して、いわばその手間賃で年貢を払うことを始めました。年貢はもちろん毎年納めたのですから、納めた樽木や諸木材木の規格と本数が分かればどれほどの立木が必要だったか分かるでしょうし、それだけの材木を切り出したのは確かですから、それに必要な樹木が辺りの山林にあったはずです。それを丹念に調べていけば、やがてはその辺りの山林に人がほとんど手を入れていなかった頃の様子、すなわち原始林とか原生林とかいわれる森林の様子が分かる、しかもその森林の様子が時代とともにどのように変化したかを、数値つきで、これを定量的にと言いますが、表すことができる、と考えました。

江戸時代の信州伊那郡大河原村と鹿塩村には幕府直轄林があって、しかも伊那地方では最も豊かな森林でした。これらの地から切り出した材木の記録は、現在まで非常によく残されています。それら古文書を解読し、材木の種類や本数、大きさについての記録から、当時どれほどの樹木が大鹿村にあったかの推定を始めました。このような研究は、当初期待していたよりずっとうまくいったと思っております。それもこれも、非常に多くの古文書が大鹿村関係で残っていたことに依っています。このような多くの古文書を丹念に解読して情報を得ることにすっかり凝ってしまって、ついには崖崩れ、洪水など環境に関わる情報にも注目しました。そのなかに、幕府による鷹狩用の鷹の調達に関わる記録があったのです。これらの研究結果の内の一つ、下伊那地方の鷹に関する論文をきっかけとして、今回この「語りつぐ天竜川」シリーズに書くよう勧められたのが、私が天竜川を語るいきさつです。

これまで書きためたいいくつかの論文を一つにまとめ直す形で、人の手がほとんど入っていなかった伊那地方南アルプス山奥から、膨大な量の材木を切り出したことにより山林自然環境が江戸時代にどのように変化したかという話をしようと

思います。そのように変化した森林に鷹がどれほどいたらしいかということに関連させます。そして、それら材木の切り出しに関して、天竜川支流小渋川の源流にある荒川大崩壊地のこと、小渋川と天竜川出会いにある^{かづらしまど ぼ}葛嶋渡場の洪水による材木流失、天竜川河口^{かけづかみなと}掛塚湊の材木流失事故などについて述べます。人々はどうのように幕府による材木や鷹の要求にこたえたかを述べようと思います。それから、私達の祖先はどのように自然環境に対応したかを窺い知ることができると思います。話の中心は信州伊那郡大河原村、現在の下伊那郡大鹿村です。自然を享受して生きなければならない私達には、昔そのようなことがあって現在があるということを語りたいと思います。現在があって未来に^{うかが}繋げたいという限りない希望を持って。

I 1600年代はじめの伊那の森林

江戸時代より前の伊那地方の山林はどんなであったかというようなことは、ふつうならば「想像してみる」としか言いようがありません。しかしここでは、前島家文書（大河原村名主所文書）および飯田にあった千村平右衛門御役所文書（大久保文書）に見られる、幕府直轄の森林から大量の材木を切り出した記録と、現代的生態学の基本的知識などを根拠として「推定した」、1600年代初めの伊那の原生林的森林の様子を描いてみます。

I－1 徳川家康が天下を取った頃

天下分け目の関ヶ原の戦いは西暦1600年（慶長五年）でした。この戦に勝った徳川家康は、様々な天下統一のための政策を実行しました。当然必要な国の財政基盤の一つとして、飛騨、木曾と伊那の山林を直轄地として森林資源を確保しました。いずれもかなりの山奥で森林資源は豊富なのですが、そのような山奥からはそう簡単に材木などは運び出せません。それには飛騨川、木曾川、天竜川を流して運ぶ技術が必要でした。相当な苦労をしてまでどうしてそんな山奥から材木を運び出さなくてはならなかったのでしょうか。これは次のように簡単にすませておきましょう。

それまでの日本は奈良や京都を中心にして栄えて、人口も少しずつ増加しました。西日本各地の平地や低山地の森林はしだいに開発され、田畑や住宅地に変わります。船、仏像などの彫刻材料はたいした量ではなかったとしても、様々な建物の建築材料として樹木が大量に利用されるだけでなく、焼き物や金属精錬のための燃料は相当な量だったことでしょう。人口の約98パーセントを占めていた庶民が日々必要な煮炊きや暖房用の燃料として、また鎌で刈り取ることができるような植物を田畑の肥料として使った量は膨大でした。このようなことで何百年もたてば、人里に近い利用しやすい森林はほとんど丸裸同然になってしまうことは容易に想像できるでしょう。人々が生活しはじめて繁栄した歴史から考えて、江戸時代初めの天竜川兩岸の伊那地方の里山は、若年令のマツや雑木が生えた山々

のあちこちに花崗岩とマサ土がむきだしたような景観だったろうと推定しています。江戸時代に伊那山地西側山里近辺から材木を多く切り出した記録はなく、少し奥地も含めてめばしい用材樹木はすでに尽きてしまっていたと思われます。

全国的に見れば日本列島の森林は、中部地方の山岳地と、関東、東北や北海道の山地を残して、1600年頃までにめばしい大きさの用材樹木はほとんど消えていたと思われます。だからこそ、残されていた豊富な森林のある中部地方の「深山嶮岨」な地を幕府直轄地とする必要があったのです。これから主にとりあげる大河原村は、このような直轄地の中心的な一村でした。

信州伊那郡の林業開発は豊臣秀吉が最初で、徳川家康がそこに進出するのは天正九年（1581）あたりからとされています。慶長五年（1600）の関ヶ原の戦い直後、家康は木曾山と同時に伊那山林の直轄領化を図り、伊那山林には朝日受永（近路）を代官に任じました。慶長八年の朝日受永死亡後は、木曾衆の一員であった千村平右衛門が任命され、以後幕末まで代々下伊那の幕府直轄領の代官（榑木、材木奉行）をつとめています。後に千村氏は尾張藩に仕えて美濃久々利（現在岐阜県可児市）を本拠地とするようになるため、これら伊那の支配地は「千村平右衛門御預り所」と称されて、御役所は飯田におかれました。

信州伊那郡千村平右衛門御預り所は11カ村でしたが、これらの村々は年貢を榑木で納めたので榑木成村くれきなりむらと呼ばれます。この内、すべての年貢高を榑木で納めたのが大河原村、鹿塩村と清内路村です。南北に隣り合わせている大河原村と鹿塩村は、東の赤石山脈（南アルプス）と西の伊那山地に挟まれ、日本列島を分断する大断層である中央構造線に沿って発達した構造谷の中に位置しています。北は分杭峠、南は地藏峠により仕切られた山村です。この2村の東側に、それぞれ大河原山、鹿塩山と呼ばれた御榑木山（幕府直轄林、御林）がありました。これらの御榑木山は、赤石山脈（南アルプス）の主峰、標高3,000m以上の赤石岳や荒川岳の西側一帯の山々を指し、極めて「深山嶮岨」な標高約1,000m以上の森林域です。それらの面積は両山合計約6,000ヘクタール余りですが、大河原山の方が広大で4,000ヘクタール余りもあったと思われます。これらの領域は廃藩置県以後にそっくり国有林になったのですが、その後、村有林の一部を国へ売却したり国有林地との交換が行われたため、現在の国有林と全く同じではありません。

I－2 1600年頃の大河原山景観のイメージ

話の中心になる大河原村あたりの江戸時代初めの景観はどのようなものであったかをイメージ画にしてみました。江戸時代当初、伊那樽木の材料となるサワラだけでも、「何万年割り候とも御山に立木尽き申すことにては御座無く候」と思われたように、その他の樹種樹木を含めて伊那の山々には無尽蔵に見える森林資源を有していたに違いありません。材木資源として利用された樹種の名前を、分布する大体の標高の違いに対応させてイメージ画に書き込んであります。過去の時代の人々がどのような衣をまとい、どんな家に住み、どんなふうに行動していたかはテレビドラマや映画によって具体的にイメージしやすいのですが、過去の自然景観や森の中の木々の大小、茂り具合などは、時代とともに変化していてもほとんど考えても見ないか、考えたとしてもなんとなく現在と同じようだったろうと思うくらいではありませんか。これからは、過去の自然景観、特に森の変化を語ります。このイメージ画のように、遠くからの眺めだけでなく、森の中に踏み込んで一本一本の樹木をなでまわし、野山をかけ、集落に踏み込み、場合によっては昔の人々と話をするという、いわば時間旅行をするつもりです。



図2 1600年頃の大河原山景観のイメージ画

II 樽木の原木サワラ伐採の時代

実を言うと私の研究は、大鹿村前島家文書や大久保文書に記録されていることをもとに、過去へ少しずつさかのぼって、1600年代の森林の様子を分かろうとしたものです。いわば壊れたものを組み立てなおす方法です。しかしここでは逆に、前述したような、まだ人の手が入っていなかった1600年代初めの原生林的景観イメージを出発点として、自然と人間の関わりの変化をたどってみましょう。1600年代はサワラの良木が多く伐採され、やがて中、小径木のサワラを伐採してまでも、年貢としての樽木を納めざるを得なくなります。

II-1 1600年代の諸木伐採

1600年代中は樽木の原木サワラを除いて、モミやツガ類などの諸木樹種は大河原山から大規模に伐採されなかったろうと思います。後の時代の幕府による過去の伐採についての調査には、大河原村は大規模伐採があったという回答をしておりません。しかし、小規模ですが次のような記録が見られます。

材木奉行千村平右衛門により江戸勘定奉行所へ差し出された貞享五辰年（元禄元年）（1688）、『信州伊那郡私御預所山方村々今度雑木 奉^{ねが}願^{いたてまつり}候^{そうろう} 木高寄目録^{きだかよせ}』という長い題目の文書があります。これは千村平右衛門の預かり地が願い出た雑木払い下げの願をまとめたもので、その大河原村、鹿塩村の項に、困窮救済のために払い下げられた材木数が説明されています。すなわち、天和元年（1681）には高百石に250本の割合で、モミ、ツガを3間1尺5寸角廻し、両村合計1,529本払い下げられました。また延宝元年（1673）に鹿塩、大河原村へ約3,000本のモミ、ツガなどの雑木が、やはり困窮救済のために払い下げられています。「3間1尺5寸角廻し」というのは、さまざまなサイズの材木を1尺5寸角で長さ3間の材木に換算するという意味で、多くの場合は「2間1尺角廻し」です（間、尺、寸^{すん}は長さの単位、それぞれ約1.8m、30.3cm、3cm）。

万治二亥年（1659）に鹿塩村はモミの板（板子）と角材の切り出しをしていま

す。万治元年の水害で百姓は餓えたので願い出たところ、長さ6尺5寸、巾1尺3寸から1尺6寸、厚さ5寸から9寸のモミの板子を2,050枚、長さ2間、6寸から9寸角の角材を450本、合計2,500本を許可されて切り出しました。大河原村も鹿塩村と連名で願いを出していますので、同様の払い下げを受けたと思われます。

ヒノキは御用材としては非常に重要なものですが、大河原、鹿塩両山におけるヒノキの自然分布量は多くありません。したがって多くのヒノキが切り出されたことはありませんが、元和四年（1618）に江戸城御殿用材として長さ7尺、巾1尺5寸、厚さ4寸の板子が、鹿塩、大河原両山から合計353本採出されています。

樽木として切り出したサワラを除いて、モミやツガなどの諸木切り出しの記録は上記以外には見あたりませんが、いずれにしても広大な直轄林からの切り出しとしては、後の時代のものと比べて規模は大きくありません。1本の立木から、せいぜいぜいたくな木取り（材木の取り方）をしたとしても、このようなモミ、ツガなどの払い下げで、両村合わせて10,000本程度の伐採であったろうと思います。この程度の伐採ならば、森林樹木が豊富で広大な大河原山、鹿塩山のことですからそれほど影響は無かったでめいしょう。1600年代中の問題の中心はやはり樽木の原木サワラの大量伐採でした。

I-2 樽^{くれき}木割り出し

大河原村、鹿塩村はサワラ（樅）を原木とした樽木と呼ばれる小材木を年貢として幕府に納めました。年貢のためだけに樽木を割り出したのではなく、同時に生活の糧を得る労働でもあったのです。樽木は薄く割って屋根板に、その他桶や小物容器などに加工されます。村内にある御樽木山から、江戸時代当初より宝暦四年（1754）までの間に約140年もサワラが伐採・収穫されました。割り出された樽木は小渋川（当時の大河原村の嶋川、青木川、鹿塩村の塩川の合流）を経て天竜川を流し、河口の掛塚まで運ばれました。

樽木だけではなく、江戸時代における樹木伐採の方法や材木を運ぶ方法などの山仕事が、どのように行なわれたかはここでは詳しく述べません。それらについては天竜川流域の村々の村誌類（例えば、『大鹿村誌』、『清内路村誌』、『遠山谷の民俗』など）を参照してください。また、江戸時代の山仕事を総合的に詳しく

知りたい方々には、『明治前日本林業技術発達史』を紹介しておきます。林業が盛んな地方の図書館ならばきっと参照できると思われるし、写真や絵などが豊富にのせられております。

享保二十年（1735）から延享元年（1744）までの10年間の大河原村の年貢は樽木現物納ではなく現金納でした。これは原木のサワラが尽きてしまって、樽木で年貢を納められなくなったことによります。樽木を納める代わりにモミやツガなどの諸木材木で年貢を納めるときには、代材木を納めると言いました。慶長十九年（1614）から元和五年（1619）の6年間は樽木納ではなく、そのような代材木納であったと思われます。それは、寛保四年（延享元年、1744）当時的大河原村名主前嶋右馬之丞による日記類、『御公儀御用^{ならびに}并郷中諸用書留帳』の6月11日の記事の中に、「慶長十九年は天下大乱により……この年は大坂で天下分け目の大事件があって……その年は御年貢御樽木を納めなかった、翌年も同じで、代材木で年貢とした、元和六年よりまた樽木を納め、寛保四年までに樽木納は合わせて146年になる」と記述されていることに依っています。慶長十九年と翌年（元和元年）の天下大乱とは、それぞれ大坂冬の陣と夏の陣のことです。これら樽木を納入しなかった16年間を除くと、大河原村は年貢として樽木現物を約140年間納入したことになります。他の地域よりもずっと長年にわたってサワラを切り出した大河原村なのですが、1700年代初め頃になってついにサワラが枯渇してしまいます。それでも年貢を納めなければならないために、次はサワラ以外の樹木を伐採するようになりますが、このことは後に詳しく述べることにします。

(1) 樽木割り出し数

1600年から100年の間に、大河原山から大規模に切り出した樹木はサワラ以外はなかったであまりしょう。だからその100年の間の大河原村の森林の変化は、サワラの伐採量がわかれば見当がつくことになります。サワラの伐採量を知るために、まず樽木がどのくらい割り出されたかを古文書記録で調べ上げた結果が表1です。これは次のように調べました。

信州伊那郡大河原村が、主に年貢として樽木を割り出して幕府に納入した記録は1680年辺り以後はよく残されています。それら古文書は、大河原村名主所の前島家文書として飯田市美術博物館および大鹿村大河原前島家に所蔵されており、また、信州伊那郡一帯の幕府直轄領を預かっていた千村平右衛門管轄の飯田役所にあった文書（大久保文書）が、長野県下伊那教育会に寄贈されて保存されてい

表1 慶長五年から宝暦四年（1600～1754）の大河原村樽木割り出し数抄録
知られる限りの鹿塩村割り出し数を合わせて抄録する。

年 号（西 暦）	大河原村	鹿 塩 村	両村合計
慶長五年～八年（1600～1603）			5万挺／年
慶長九年～十年（1604～1605）			6万挺／年
慶長十一年～十八年（1606～1613）			5万挺／年
慶長十九年～元和五年（1614～1619）	代 材 木 納		
元和六年～寛永十五年（1620～1638）			5万挺／年
寛永十六年（1639）	11,322	19,707	
寛永十七年（1640）	43,359	60,597	103,956
寛永十八年～慶安元年（1641～1648）			5万挺／年
慶安二年～延宝元年（1649～1673）			5万挺／年
延宝二年（1674）	67,350	92,007	159,357
延宝三年～四年（1675～1676）	217,468	203,003	420,471
延宝五年～七年（1677～1679）	58,485	89,994	148,479
延宝八年～天和三年（1680～1683）	214,668	96,135	
貞享元年～三年（1684～1686）	147,571	114,824	
貞享四年～元禄二年（1687～1689）	41,320	1,560	42,880
元禄三年～九年（1690～1696）	453,019	97,068	550,087
元禄十年～十二年（1697～1699）	41,925	31,066	72,991
元禄十三年～十六年（1700～1703）	71,026		
宝永元年～六年（1704～1709）	250,111		
宝永七年～正徳四年（1710～1714）	611,186		
正徳七年～享保六年（1715～1721）	230,901		
享保七年～九年（1722～1724）	(50,750)		101,500
享保十年～十九年（1725～1734）	366,864		
享保二十年～延享元年（1735～1744）	現 金 納		
延享二年～宝暦四年（1745～1754）	117,731	118,443	

ます。

割り出した樽木数や納入樽木数などが記録されている文書の表題は様々ですが、概略次のように分類できます。

- (i) 樽木の数や品等（品質）だけでなく、どこの渡場^{どば}に集積されたか、誰が割り出して納入したか、規格外や不良材木と判定されて受け取られなかった樽木数（刎木数^{はねき}）など、割り出された樽木について最も良く知ることが出来るもの：『御樽木木場帳』、『御樽木棚狩帳』、『御樽木野帳』 など
- (ii) 樽木の納入や川下げなど樽木の移動に伴う目録や計算書など：『御年貢書出帳』、『御樽木廻之帳（仕訳帳）』、『御樽木受取野帳』 など
- (iii) 各村が出した樽木年貢を飯田御役所がまとめた報告書：『歳出申樽木帳』、『御樽木目録（留帳）』、『樽木手形』 など
- (iv) その他村方や役所による覚書、陳情書、報告書など
- (v) 村方名主所で書かれた村日記類：『萬日記』、『御用并村方諸用書留帳』、『御公儀御用并郷中諸書留帳』 など。日記類には様々な文書の控えなどが記されていることがあり、古来の慣例や事件に日常的にどのように対処したかなども良く知ることが出来ます。

樽木の割り出し数からサワラの伐採数を推定するには、(i)のような文書が樽木割り出しの作業結果を良く記録しているので望ましいのです。しかしすべての年にわたってそのような文書が残っているわけではありませんので、(ii)～(v)のような文書からの数値データも使いました。表1の樽木割り出し数は、実際の割り出し数の80、90パーセント以上は捕捉しているだろうと思います。大河原山からの樽木割り出しには、北隣りの鹿塩山からのそれと関わるが多いので、鹿塩村関係文書は大河原村関係文書と比べて少ないのですが、鹿塩山からの樽木割り出し数も知られる限り共に示してあります。

(2) 樽木の規格

割り出された樽木の数だけでは、伐採したサワラ立木数は推定できません。樽木の大きさと品質条件が必要です。知られている限り、大河原村が割り出す樽木規格がはっきり定められたのは慶安二年（1649）が最も古く、古樽木定法^{こくれきじようほう}と呼ばれます。この規格で享保二年（1717）までの69年間納められました。古樽木定法の長樽木（長い方の規格）は長さ三尺六寸、三方四寸五分、腹三寸、短樽木（短いほうの規格）は延宝六年（1678）の定めで、長さ二尺六寸、他の寸法は同

じ、でした。ただし「^{さわらわかぎ}榧若木^{ふたつわり}、^{しらた}白太、^{ふしき}節木、^{かたくきりもうす}堅伐申間敷候」、すなわち、若木を二つ割りしたもの、辺材（白太）を含むものや、節のある榧木の割り出しと納入は禁止されていたのです。これは小径木の伐採を禁じて資源を保護するためには大変重要な条件でしたが、伐採した木を有効に使うという点ではずいぶんとぜいたくな条件だと思います。

約140年間の榧木納のうち、最後の27年間は享保三年（1718）と享保十年（1725）の新榧木定法規格で割り出されました。原木のサワラがより小木になり、数も減少したことによります。享保三年の規格（長榧木長さ三尺三寸、三方三寸、腹一寸五分、短榧木長さ二尺三寸、その他は長榧木に同じ）は、理由は記録が見当たらず不明ですが、短年月で廃止されました。享保三年の規格は、享保十年からの規格（長榧木長さ三尺三寸、三方三寸、腹二寸、短榧木長さ二尺三寸、その他は長榧木に同じ）で割り出すよりは、無駄が多く出る規格であったと考えられます。新榧木定法では、「^{かたくちようじ}式つ割、四つ割の若木、白太、節木、堅停止之事」と定められていました。規格が小さくなると、四つ割りの榧木が禁止（停止）されたのは、小径木伐採が禁止されたことと同じです。

II－3 サワラの伐採数推定の基礎

切り倒した一本のサワラから何丁の榧木を割り出したかについて、具体的に記述された文書は全く見つけられません。また納入する数の榧木を割り出すために何本のサワラを使ったかの記録もありません。だからどれほどのサワラを伐採したかについては、榧木規格と榧木割り出し数あるいは納入数記録などから推定するほかにありません。サワラの伐採数推定の方法は、榧木の割り出しに使えるようなサワラが山々からしだいになくなって行く様子を理解するために必要なのですが、すこし複雑ですので、ここでは要点だけ述べておきます。

まず、伐倒されたサワラ原木を根元の方から榧木規格の長さに切ります（玉切り）。榧木一丁^{いつちよう}分の長さ（一長^{ひとた}ケ）の丸太を立てて、末口に榧木規格に合うように榧木木取り（型取り）をして割ります。榧木材木^{ちよう}の数は普通、一丁、二丁（挺という文字も使いました）と言いました。理想的に木取りが出来たとして、二、四、八、十六割りというように割ると、断面が扇型の材木が出来ます。外側の辺材（白太）は水分がやや多く、材として品質が落ちるので使いません。心材

表2 各規格の樽木を割り出すために必要な材料丸太の末口最小直径

規格年代		四つ割り	六つ割り	八つ割り	十六割り
古 定 法 (1649～1717)	心材最小直径 (cm)	38.6	44.8	50.8	77.0
	無皮丸太直径 (cm)	44.6	50.8	56.8	83.0
	有皮丸太直径 (cm)	47	53	59	85
享 保 三 年 (1718～1724)	心材最小直径 (cm)	23.8	26.8	30.2	49.8
	無皮丸太直径 (cm)	29.8	32.8	36.2	55.8
	有皮丸太直径 (cm)	* 32	35	38	58
享 保 十 年 (1725～)	心材最小直径 (cm)	25.8	30.2	34.2	53.8
	無皮丸太直径 (cm)	30.8	36.2	40.2	59.8
	有皮丸太直径 (cm)	* 33	38	42	62

* 享保三、十年規格では、どちらも四つ割りは禁止

も柔らかで使えませんので切り落とします。すると断面が台形の材木になります
が、これが樽木と呼ばれる材木の特徴です。原木をいくつに割るかによって丸太
の心材の必要最小半径はちがいます。この半径に白太分を加えれば丸太の木部最
小半径（無皮丸太半径）、さらに樹皮分を加えて二倍すれば、必要最小の有皮丸
太直径が得られ、それが原木として必要な立木の^{めどお}目通り（目の高さの幹の周囲の
長さで、3.14で割り算すれば直径になる）あるいは^{きようこうちよつけい}胸高直径（林学や植物生態
学でよく使う樹木の大きさの表現方法で、胸の高さ1.2mの幹の直径、ふつう偶
数cmで表す）を知る基礎数となります。各規格の樽木を割り出すのに必要な最小
丸太直径（^{すえくち}末口）を表2に示しました。

古樽木定法では四つ割り以上で割り出すとされているので、必要最小丸太直径
は50cm弱になります。これは末口の直径でなければなりません。新樽木定法では
四つ割り以下は禁止されており、したがって^む六つ割りや^や八つ割りで割り出すとし
て、必要最小丸太直径は40cm前後です。このような必要最小直径の丸太がようや
く一長ケ取り得るようなサワラ立木では、^{ふた た}二長ケ目は条件に合う樽木は割り出せ
ません。しかし、サワラが山内に少なくなると、品等は落ちて^{ふた た}二長ケ目の丸太から一、二丁の樽木を割り出したかもしれません。ど
の程度の大きさのサワラ立木から樽木を割り出したかは、時代と共に異なりま
す。時代がすすむにつれてサワラが枯渇していったからです。

一本のサワラ立木をどこまで使えるかは、林業で利用する細り表を使います。細り表とは、様々な胸高直径の立木が根元から幹の上端までの各高さにおいてどれほどの幹直径であるかを示している表です。

次は根元からどの高さまで利用したかです。胸高直径84cmのサワラがあると思います。これならば、末口がちょうど胸高の辺りの一長ケ丸太を使って古樽木定法規格の樽木を十六割りで取ることができます。しかしこのような大径木は根元から1 m程度の高さで伐倒したでありましょう。根元にはうろ（虚）が出来ている場合が多いし、何よりも伐倒する際に材が裂けるのを防ぐ方法が取られたからです。伊那地方の遠山（大鹿村の南、現在の上村、南信濃村）および野熊山（恵那山の伊那側）の林況調査報告書である享保三年（1713）『吟味伺書』には、「慶長年中以前までは目通り一丈（周囲長、1丈は10尺、約3 m、胸高直径96cm級）より六、七尺廻り（胸高直径58cm、68cm級）までのサワラがたくさんあり、長さ六尺、三方一尺の保太^{ほた}を取り、土際のうろ入りの所を八、九尺、一丈余も残して置いたものだ」と述べられています。保太とは長さ六尺、三方一尺という樽木のお化けのようなもので、こんなのが取れるほど巨大なサワラが生育していたということです。また、「地際より三、四尺から五、六尺も上で伐採し、その切り株を使って樽木などを作った」と述べられていますので、切り株も利用されたことがわかります。遠山や野熊山と同様に江戸時代当初の大河原山には胸高直径1 m以上もの大径木のサワラが生育していたに違いないのですが、当然のことながら大径木の数はいくつか少なく、それらは真っ先に伐採されたでありましょう。1600年代前半の大河原山から割り出された樽木の品等は上品等が多く、目通り六、七尺廻りの良木が主に使われたであろうと推定できます。

根元から高さ約1 mで伐倒されたとして、一目の丸太（元玉、第1丸太）から古樽木定法規格の樽木を八つ割りで割り出すには、胸高直径64cmの大径木が必要です。二長ケ目（二番玉、第2丸太）は六つ割り、三番と四番玉は四つ割りで、五番玉ではもはや四つ割りでは規格樽木は取れません。四番玉までは地表からの高さが約5 mですが、ここまでは利用しなかったと考えられます。なぜならば、枝打ちなどして手入れされたわけではない天然生のサワラやヒノキの場合、一番下の生きている枝までの地表からの高さ（これは生枝下高^{せいし かこう}といわれます）は3～4 mあたりだからです。これより上では割り出そうにも節木である可能性が高く、品等は低いものになるか、芻木になる可能性があり、樽木の割り出しと運材

の手間を考えると割りが合いません。三番玉までですべて利用できる樽木が割り出せたとして合計18丁、四番玉で節を避けて取ったとしてもせいぜい合計20丁程の割り出しであったろうと思います。20丁程の樽木を割り出したとして幹材積ざいせき（樹木の幹部分の体積）に対する利用率（歩留まり）を概算すると約13%になります。残りは捨てるので、ひじょうにぜいたくな材木の取り方です。

話は少しそれますが、このようにぜいたくなサワラの利用は第二次世界大戦の後にもありました。トラックもまだ使えなかった戦後の時代、木曾の山中から土居どいの運び出しに従事した人の話を聞いたことがあります。土居とは樽木の大きなもので、三方一尺腹五寸という規格です。一本の長さは約1メートルで、これを割り出すには当然大径木のサワラが必要ですが、つくづくもったないと思いながらも伐倒したサワラの根元のほうの良いところだけを使って、あとは山中に放置したそうです。割り立ての手間と背負って運び出すことを考えると、採算の取れるのは小さな節一つもないような本当に良いところだけだったそうです。江戸時代も同様だったろうと思います。

新樽木定法はサワラが枯渇してきたから定められたので、むしろ初玉からようやく八つ割りで取れるような径木以下を考えた方が实际的でありましょう。享保十年（1725）の新樽木定法規格で初玉から八つ割りの木取りが出来るのは、胸高直径44cmあたりが最小径木です。これならば二番玉は六つ割り、三番と四番は四つ割りになります。新樽木定法では四つ割りは禁止されていましたが、品等は落ちて三、四番玉で計6丁程取ったとして、合計20丁ほどの割り出しになり、幹材積に対する利用率は11%程度になります。より小径木を原木にすればするほど、一定規格の樽木割り出しには無駄が増大します。たとえば享保十年の規格で、ようやく一番丸太だけ、四つ割りで4丁の樽木を割り出したとすると、幹材積に対する利用率はわずか5%程にすぎません。

以上のようにして、任意の大きさのサワラ立木一本から規格定法にかなう樽木を最大何丁割り出せるかの推定数をもとに、各時代の最少伐採数と伐採したサワラの平均的大きさの推定を行いました。

II-4 時代毎のサワラ伐採

以下、時代毎に大河原山からサワラをどれほど切り出したらしいかについて述べます。それは森林の様子の変化の物語でもあります。

(1) 江戸時代当初から慶安元年まで (1600～1648)

樽木は上、中、下、下々の品等（品質）が評価され、中木に換算した数が年貢としての納入数でした。納入総数に対する上、中、下、下々樽木それぞれの割合を、表3に示しました。時代が下がるに従って品等が落ちていくのが分かるでしょう。寛永十六、十七年（1639、1640）はいずれも上樽木が40%前後を占めており、無尽蔵と思われたほど豊富に分布するサワラの大径木を選んで、かなりぜいたくな割り出しを行ったであろうことが窺い知れます。

この時代は残されている記録文書が少ないので、伐採数推定は難しいのです。しかし、江戸時代当初から慶安元年（1648）まで樽木を納めなかった6年間を除いた43年間的大河原山からの樽木割り出し数は、少なくとも約108万丁と推定しました。大河原、鹿塩両村合わせて毎年5万丁の中木廻し樽木が年貢高だったので、その半分为大河原山からの割り出しであったとしています。年貢樽木の他に御用樽（年貢以外の幕府御用の樽木）などを納入していたと考えられるので、これは最少推定数です。

サワラ伐採数推定の条件は、①樽木規格は古定法長樽木規格、②地上から約1mの高さで伐倒し、生枝下高は4mとして、三番玉まで樽木を割り出す、③伐採したサワラの平均的な幹の径は胸高直径64cm級、すなわち初玉一長ケで八つ割りが取れるものとしします。このように仮定すると一本の立木から三番玉ないし四番玉までで20丁ほど割り出せます。これにより43年間的大河原山からのサワラ伐採数は約5.4万本と推定できます。年平均1,200～1,300本を伐採したことになります。

(2) 慶安二年から延宝四年まで (1649～1676)

古樽木定法が定められた慶安二年から、両村合わせて5万丁の納入が終わる延宝四年（1676）までの28年間も、樽木納入などを記録した文書はひじょうに少ないのです。しかし、この時期の終り頃から(3)で述べる未進（未納）樽木の記録がなされはじめました。小渋川を利用して運んだ材木は、天竜川との合流の葛嶋にあった材木の集積場（渡場）で数や品質を検査されます。その後天竜川を流し

て運びます。これを材木を渡入^{どいれ}して川狩りする、天竜川を流す、下ろすなどとい
いました。このような材木を運ぶ時期などをうまく見定めることが材木を無事に
送り届けるために重要でした。たとえば、延宝元年（1673）と二年の連続２年の
樽木渡入に続いて延宝四年に渡入ということになったため、延宝三、四年分の山
内に残されていた樽木が山崩れ・出水で流され、その数は大河原山で21万丁以上
に及んだようです。延宝二年から四年の頃、明らかに年貢樽木分以上の多くの樽

表３ 樽木品等

樽木割り出し 年号（西暦）	樽木品等（％）					樽木を出した村 備考
	上	中	下	下々	刎木	
寛永十六年(1639)	31.1	52.1	16.3	0.5		大河原、小川、加々須
寛永十七年(1640)	42.0	0	41.1	16.9		大河原
	28.8	48.3	20.1	2.7		鹿塩
延宝二年(1674)	4.8	17.5	46.6	31.1		大河原
	7.1	17.4	47.3	28.1		鹿塩
元禄二年(1689)	2.0	57.0	36.0	5.0		大河原
宝永三年(1706)	54.4	36.9	8.3	0.1	0.3	大河原
享保十三年(1728)	66.0	29.9	3.0		1.1	大河原
享保十五年(1730)	48.7	28.8	21.3		1.1	大河原
延享二年(1745)	41.9	33.9	22.2		2.0	大河原
延享三年(1746)	15.8	52.5	31.7			大河原、鹿塩：筏下げ
延享四年(1747)	19.0	38.2	41.5		1.3	大河原
寛延元年(1748)	0.9	64.7	34.4			大河原、鹿塩
	21.7	46.7	30.2		1.3	大河原 上に根木を含む
	1.1	59.1	38.2		1.6	大河原 根木を除く
寛延二年(1749)	17.8	50.5	30.8		0.9	大河原 上に根木を含む
	4.9	58.5	35.6		1.0	大河原 根木を除く
宝暦二年(1752)	9.0	50.6	30.1		1.3	大河原
	5.9	56.5	37.5			大河原、鹿塩
宝暦三年(1753)	2.5	49.2	48.3			大河原
宝暦四年(1754)	1.0	23.0	53.0		23.0	大河原

木が納入されていたことが分かります。

延宝二年（1674）の大河原・鹿塩山のどちらからの樽木も上樽木が10%以下でしかなく（表3）、この頃はすでにそれほど良木のサワラ立木が使われたとは考えられません。このことは万治二年（1659）3月6日付けの『おそれながらおんそしやもうし乍 恐 御訴訟 申あげそうろうおんこと上 候 御事』により裏づけられます。この文書は、かんぼつ早魃と水害により困窮しているので、樽木などを取った残木の払い下げを大河原村が申し出たもので、「昔は一カ所で千丁、二千丁の樽木が割り出せたのに、この頃はわずか二百、三百丁出すにも苦勞するようになり、しだいにより奥地から割り出すようになった」と述べられています。

このように述べられていますので、この時代ではもはや、平均胸高直径64cm級の良木サワラ立木を伐採したとは考えるににくいのです。そこで初玉から六つ割りで割り出せるようなやや細い径木、すなわち例えば胸高直径52cm級を考えましょう。これならば一本の立木から二番玉までで上木を混じて古定法規格の樽木を10丁程割り出せますが、中木と下木の品等樽木の割合が高いことを考えて、三番玉以上で節をできるだけ避け、ことによると三つ割りで割り出してでも、15丁を割り出したとします。これにより、慶安二年（1649）から延宝四年（1676）までの計28年間で少なくとも約91万丁もの古定法規格の長樽木が大河原山から割り出されたと推計できますが、これだけの樽木には約6万本のサワラを伐採したであろうと推定できます。年平均約2,000本を伐採したことになります。しかし、品等が低いものが多いということは、もっと小径木を伐採したとするほうが妥当であると考えられますが、その場合はさらに多くの伐採本数になります。

(3) 延宝五年から正徳四年まで（1677～1714）

延宝五年（1679）に検地が行われ、大河原村はこれまでの年貢高よりもやや少なく、たか「高式百六拾四石三斗七升七合、大河原村たかつじ高辻此取米九拾五石一斗七升六合、たかつき高付三つ六分、この此中樽木壺万五千八百六拾三丁、但し一丁二付六合」と定められました。高辻とは年貢高、高付三つ六分は年貢率が3割6分という意味です。この時期から、樽木割り出し又は納入数が分かる各種の記録文書が多く残っています。その中でも目立つのは、割り出して山に積み置いた多くの樽木が山崩れと洪水により埋まったり押し流されて紛失した結果、非常に多くの年貢未進が生じた事についての文書です。

延宝五年（1677）から元禄十二年（1699）までの間に、延宝七年（1679）、天

和三年（1683）、貞享三年（1686）、元禄二年（1689）、元禄九年（1696）と元禄十二年の合計6度の樽木渡入がなされました。このうち無事に天竜川を流して、河口の掛塚まで運ばれて納入できたのは貞享三年と元禄九年で、他の渡入の際はいずれも多くの樽木が流失しました。記録に残っている流失数以上の樽木が割り出されたと思います。たとえば天和三年の渡入の年の大河原村流失数は127,057丁だったのですが、この年に出した樽木数は214,668丁でした。

度重なる災害による樽木流失のため年貢未進が増大し、村は大変に困窮しました。後に述べますが、そのことを理由に樽木山から2回の大規模な諸木（主にモミとツガ）の切り出しが行われました。元禄十三年から元禄十六年（1700～1703）の元禄雑木払い下げによる切り出しと、宝永五年から正徳三年（1708～1713）の宝永御用木請負による諸木切り出しです。この宝永御用木請負の際に、宝永元年と正徳二年に合計45万挺の運上樽木が渡入されています。

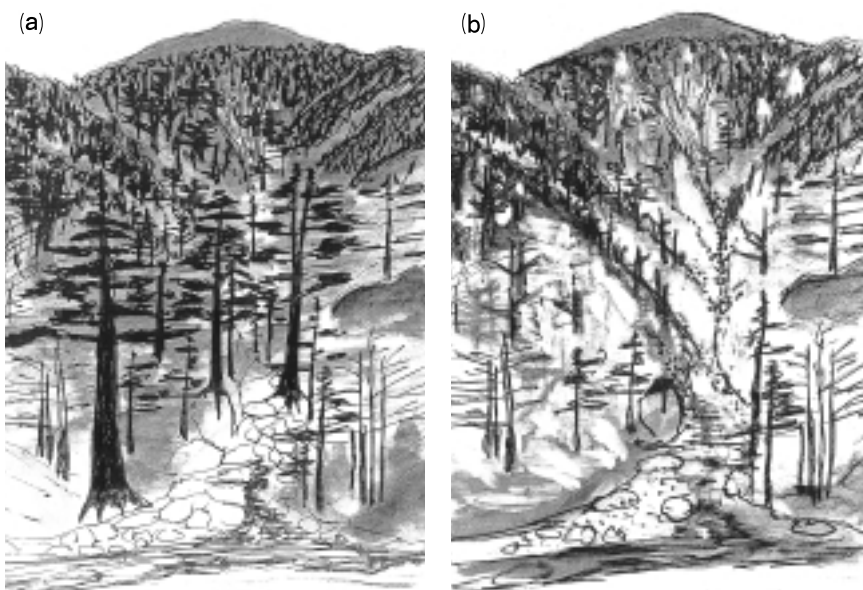
延宝五年（1677）から正徳四年（1714）までの38年間分は、樽木納入数、割り出し数あるいは流失数など、何れかの形で欠落する年もなく古文書資料が残されています。この間大河原山から少なくとも1,889,311丁の樽木が割り出されました。元禄文化の時代ですから、材木需要もよほど増大したようです。但しこの数は樽木実数（長、短樽木）又は中樽廻し数（中樽木に換算した数）を単純に足した数です。中樽廻し数は実数と見なしてもそれほど大きな違いはないので、少なくとも約189万丁の古定法規格の樽木が割り出されたと考えています。

これだけの樽木を割り出すのに何本のサワラが伐採されたかを推定する根拠は、②で述べた以上にはありません。しかし、延宝四年以前よりはさらに奥地でサワラを伐採したでしょうし、やがて享保三年（1718）に新樽木定法を制定せざるを得なかったほどに、ますますサワラが枯渇し、より小木のサワラを使うようになったでめしょう。ここでは、少なくともどれだけのサワラが伐採されたかを概算しようとしています。そこで、延宝四年までの時期と同様に、しかしより奥地から、初玉から六つ割りて割り出せるような径木、すなわち胸高直径52cm級の本の立木から15丁の古定法樽木を割り出したとします。それにより189万丁を割り出すには少なくとも合計12万本以上、年平均約3,200本ものサワラが大河原山で伐採されたことになります。この時期の終わりまでには胸高直径52cm級前後のサワラは、大河原山の奥地に至るまで一通り切り尽くされたと考えています。

II-5 1700年頃の大河原山の景観のイメージ

サワラの切り出しを1700年をすこし越えて述べましたが、ここで、ほとんどサワラだけを切り出してきた大河原山の1700年頃の自然景観のイメージをまとめておきましょう。

1600年代ははじめから50年間は胸高直径60cm前後を中心に、初期には80cmから1mにも及ぶ大木のサワラを切り出し、後半の50年で50cm前後のものは奥地に至るまで切り尽くしました。1700年までの100年間で合計約24万本のサワラが伐採されたと推定しました。大河原山の面積がおおよそ4,000ヘクタールですから1ヘクタールにつき60本ということになります。しかし、サワラは山中のどこにでも一様に分布しているわけではなく、自然分布ならば沢筋に多い種類です。スギの分布と地形的には似ていますが、同じ谷筋でも岩がごろごろしているようなところがサワラには良いようです。サワラが谷筋にまとまって生育している場合なら



(a) 1600年頃の谷筋のイメージ

(b) 1700年頃のイメージ

図3 1700年頃の大河原山景観のイメージ図

ば（これを集中分布といいます）、相当な大径木で幹を中心に半径4～5メートルの枝葉（樹冠）を張っています。サワラが谷筋にひじょうに良く集中分布している場合で、1アールにつき3～4本という様子がたとえば現在の本曾地方の山林で見られます。大河原山や鹿塩山の1600年頃の谷筋の様子はどこもこのように豊富にサワラが分布していたと思います（図3－a）。

サワラを伐採した場所から原材木を運び出して別の場所で樽木に仕立てたわけではありません。運材がより容易になるように伐採現地製材が原則でした。ですから約100年の樽木割り出しにより沢筋のサワラの良木が尽きてきた頃の景観の変化は図3－bのようだったろうと思います。谷筋の斜面や溪流を利用して材木をすべり落とす、「山落^{やまおとし}」が行われたのですが、そのために周辺の木々を切ってそれでいわば材木のすべり落し路線や、材木を引っ掛けるダム（堰^{せき}）などを作ったりしました。このような運材方法では谷筋も相当荒れたでしょう。すこし大雨が降れば、山崩れや鉄砲水、それが原因の洪水なども頻発したことでしょう。中央構造線という大断層の付随断層も多く、ただでさえ崩れやすいところなので土砂の流出も増大したことでしょう。大量の土砂が流れ出し、天竜川の河口の掛塚港を埋め立てたことについては、また後に述べることにします。

III 1700年代前半の諸木伐採

信州伊那郡大河原村の自然構造の歴史では、1700年が一つの重要な区切りだと思っています。大河原村にある御樽木山から樽木を割り出した約100年の間に、原木のサワラがいよいよ枯渇してきました。加えて水害や山崩れ、旱魃など各種災害に見舞われ、年貢を納めるのに困ったことになり、その対策としてサワラ以外のモミ、ツガなど諸木を切り出しはじめました。ここでは1700年代前半、大河原村の自然構造がしだいに変化して、ついには苗木や小径木ばかりと言ってよいほどの森林になってゆく様を、樽木の原木サワラとモミやツガなど諸木の切り出しの歴史から、窺い知ろうとします。

III-1 なおも続く樽木割り出し

正徳五年（1715）から宝暦四年（1754）まで40年間の大河原村年貢樽木の納め方は年貢年季の10年ごとに目まぐるしく変わりました。その理由は長年の樽木割り出しにより、原木のサワラが尽きてきたことにあり、次の4期に分けられます。宝暦四年が、大河原村にとって年貢樽木を現物納した最後の年になります。

① 正徳五年から享保九年（1715～1724）

3年間の古樽木定法と7年間の享保三年新樽木定法による年貢納入

② 享保十年から享保十九年（1725～1734） 10年間 享保十年新樽木定法

③ 享保二十年から延享元年（1735～1744） 10年間 年貢現金納

④ 延享二年から宝暦四年（1745～1754） 10年間 年貢樽木と代材木納

享保二十年からの10年間の年貢は現金納でしたが、他の30年間で大河原山から少なくとも766,246丁の樽木が割り出されました（表1）。これに古文書記録が見つかからない享保十、十一、十四と十六年分の推定数として、他の享保年間の納入数が年平均約6万挺なので、約24万挺を加えると、30年間で実に約101万挺が割り出されたのです。これだけの樽木を割り出すために、約8.8万本、年平均約2,900本のサワラ立木を伐採したと推定しています。3,000本あたりが年間伐採できる限界だったかもしれません。このような推定の条件は、①正徳五年から享保

十九年までの20年間はすべて新定法榑木規格で納められたとして、初玉から八つ割りで8丁、二番玉6丁又は4丁、三番玉以上で補って一本のサワラ立木から15丁割り出した、②延享二年からの10年間で117,731丁は初玉でせいぜい四つ割り4丁を一本のサワラ立木から割り出した、としています。このような推定基礎数を採用する根拠は、大河原御榑木山におけるサワラの分布状況に関して幕府へ出された願書などにおける記述です。

先ず、元禄、宝永年間まで約100年もの長い間、より奥地のサワラまで使えるものは一通り伐採し、切り株までも利用して古定法規格の榑木を多量に割り出して納入してきましたが、もはや古定法に合う榑木を割り出せなくなったようです。このような実情があるからこそ、それまでの榑木規格を小さくする願いが認められて享保三年の新定法規格になったのです。古定法規格の榑木を四つ割りで取れないほどの径木のサワラ立木でも、新定法規格ならば初玉八つ割りで取れるのです。しかし、三方三寸、腹一寸五分の寸法は、特に腹一寸五分では、その榑木を利用する側にとって不利であつたらしく、享保十年の規格で腹二寸になります。このほうが無駄が少なく榑木を割り出せたと考えられます。

享保三年と十年の何れの新定法規格榑木でも、村居近くから奥地まで非常に多くの榑木を割り出してサワラを取り尽くし、ついに年貢は現金納せざるをえなくなりました。その願書類の内、享保二十年（1735）^{うらう}閏三月の願書は最も良く当時の御榑木山におけるサワラの状況を述べています。それには、享保十九年までの榑木割り出しでサワラが尽きた、昔はサワラも多かったが近ごろは切り株まで使い尽くしたので、これ以上は規格を減らしても割り出せない、だから年貢は現金で納入を願うが、十年も現金納しているうちに小木若木も生長するであろうから、また御榑木納を願う、ということが書かれています。新定法規格の榑木を一長ケの原木から四つ割りで取るとすれば胸高直径34cm級の立木が必要なのですが、そのような径木のサワラを奥山に至るまで取り尽くしてしまったのが享保二十年（1735）のころだったことが分かります。

年貢現金納の十年が延享元年（寛保四年、1744）に終わるにあたって、次の十年の年貢は、榑木成村の六カ村で年に榑木3万丁（中榑木廻し数）、残りはモミ、ツガなど諸木材木3千本（2間1尺角廻し数）を納めることになりました。延享元年に大河原村から、榑木を大河原山からどれほど割り出せるかの見積もり調査報告書が出されており、次のような非常に興味深いことが述べられています。こ

の文章は原文の読み下し文として紹介します。

「同月（五月）十五日、郷中^{ごうちゆう}寄り合い、山内の林の様子、品々、木数、員数を申し合せ候、……ずいぶん大木なる木と申さば、四ツ割にても二^{ふた}長ケと取り候は稀^{まれ}なる事に候、「一日出候場所は二日出候山^{やまちようば}丁場はこれ無^{おもむき}き趣を申し候」、然れども又広き山内の事、よく割り申し候わば一ケ年に青木川谷にて十万、嶋川谷にて十万、二ケ年、四、五万ずつも割り候わば三、四年、十ケ年もとる事は続き申さず……」

つまり、大河原村内青木川谷と嶋川谷とで合計二十万丁ほどの榑木が割り出せるであろうが、一長ケ四つ割りでようやく取れるようなサワラ立木であり、二長ケ取れるような大きさのサワラ立木は稀である、二日間も伐採作業ができるほどの数のサワラ立木があるような場所はない、というような状況でした。しかし、広い山内のことだから、二年あるいは三、四年は割り出せるだろうが、それ以上は無理であろうと見積られています。これが、年貢榑木代材木納の十年間で大河原山から117,562丁割り出すために、一本のサワラ立木から4丁の榑木を割り出したとして、伐採数を推定した主な根拠です。

以上で江戸時代当初から約140年間の榑木割り出し数は、少なくとも合計約489万丁になります。これだけの榑木を割り出すためには大、中径木合計約32万本以上のサワラを大河原山で伐採したと推定しました。初期では胸高直径1 m前後の大径木も多かったのですが次第に奥地で伐採するようになり、ついに宝暦年間には四つ割り、あるいは四つ割り以下でようやく一長ケの榑木が割り出せるような径木、すなわち胸高直径がせいぜい30cm級かそれ以下の径木までもほとんど取り尽くしたと考えています。

III-2 諸木切り出しの時代

大河原山からのモミ、ツガなど諸木の大規模な切り出しは、1700年からはじまって江戸時代には次のようなものがありました。

- (i) 元禄雑木払い下げによる伐採 [元禄十三年～元禄十六年 (1700～1703)]
- (ii) 宝永御用木請負 [宝永五年～正徳三年 (1708～1713)]
- (iii) 元文商木払い下げ [元文二年～寛保元年 (1737～1741)]
- (vi) 年貢榑木代材木納による諸木切り出し [延享二年～宝暦四年 (1745～1754)]

(v) 宝暦御用木請負 [宝暦十年～明和元年 (1760～1764)]

(vi) 文化諸木切り出し [文化十三年～文政二年 (1816～1819)]

これら諸木切り出しの歴史は、樽木の原木サワラがしだいに枯渇して行っのと同じように、モミやツガなど諸木の大、中径木がしだいに大河原山から消えてゆく歴史でもありました。

III－3 諸木伐採数推定の基礎

(1) 古文書資料

大河原、鹿塩山のような深山から切り出した樽木も含めてその他の材木は、小渋川を狩下げられ天竜川との合流点の葛嶋渡場に一旦陸揚げされます。そこで材木一本一本について検査し、長さ、寸角、品等ごとにその数量が記録されます。これは^{けん ち あらため}間知改^{けんちあらため}といわれました。間知改を受けた材木は天竜川を、鹿島番所の検問を経て河口の掛塚湊へ下され、掛塚湊から江戸までは舟で送られます。これらの手順のいずれの段階でも確認記録がなされますが、切り出された材木の寸角、木数を最も良く知ることができるのが『間知改帳』です。

諸木切り出しや、当時の御樽木山の様子について知ることが出来るもう一種の重要な文書は、『御林帳』や『書上帳』です。貞享二年 (1685) に御林専管職の御林奉行が創置され、各地の直轄林の『御林台帳』が作成されました。その資料として、各地の代官または村役人は現場調査に基づいた『御林反別木数御改帳』^{たんべつ き すう}を提出しました。千村平右衛門預り所の樽木山について、一定の整った様式の現況調査報告書は、知り得たかぎり享保九年 (1724) 『信濃国村々御林帳』が、残されているものの中で最も古いものです。

『書上帳』の表題は、『御林 (御樽木山) 御吟味ニ付木品寸間大積書上 (書付)』^{おおつもり}、『御樽木山木数御書上帳』、『御樽木山木品生木書上帳』などとさまざまで、大河原、鹿塩村からはすべて飯田御役所宛に提出されました。その中でも多様な情報を記録している一つとして、延享元年 (1744) の鹿塩村『御林御吟味ニ付木品寸間大積書上』を例として取り上げてみましょう (文書1)。

(文書1) 延享元年子五月 鹿塩村

御林御吟味ニ付木品寸間太積書上

覚

鹿塩山 信州伊那郡鹿塩村

一御林寄ヶ所 南北三里 東西相知シ不申候

木数拾万八千三百本程 但シ見積リ

内

松十本程

長三間より七間木迄

目通老尺五寸より式尺五寸廻迄

黒部式千本程

長三間より七間木迄

目通老尺五寸より三尺廻迄

楓三百本程

長三間より九間木迄

目通老尺五寸より式尺五寸廻迄

樅樹四万六千七拾七本程

長三間より拾五間木迄

目通式尺より八尺廻迄

外ニ樅樹六千九百式拾三本 是ハ去ル巳年より酉年迄五ヶ年

之間雜木伐出シ奉願ニ付

被下置根伐仕候此分相減申候

此内樅ニ者とうひと申本樅之外ニ入交有之候得共

先年より右木品惣名樅と唱来リ申候

栗壹万三千九百四拾八本程 長三間より七間木迄

目通老尺五寸より四尺廻迄

外ニ栗五拾式本 是ハ去ル巳年より酉年迄五ヶ年之間雜木伐出シ奉願候ニ

付被下置根伐仕候此分相減申候

桂壹万三千本程

長三間より八間木迄

目通老尺五寸より三尺五寸迄

塩路壹万八千本程

長三間より七間木迄

目通老尺五寸より三尺廻迄

唐松三千七百拾本程

長三間より七間木迄

目通老尺五寸より三尺廻迄

外ニ唐松式百九拾本程

是ハ去ル巳年より酉年迄五ヶ年之間雜木伐出シ

奉願ニ付被下置根伐仕候此分相減申候

此内唐松ニハ姫子松も少々入交リ有之候得共前々より唐松之内ニ書上申候

樺たら三千本程

長三間木より七間木迄

目通老尺五寸より三尺廻迄

小計拾万三千三百五本 有木高

外ニ

七千式百六拾五本 根伐減木

此外小木苗木数多有之候得共深山險阻之谷々ゆゑ員数難積リ御座候

右木材木二木取候得者

樅母四万六千七拾七本程	三寸角より老尺七寸角迄 長式間木より式間半三間木迄
松三百七拾八本程	三寸角より四寸七分角迄 長式間木
黒部三百五拾本程	三寸角より六寸角迄 長式間木より式間木迄
槻百本程	三寸角より五寸角迄 長式間木より式間半木迄
栗四千本程	三寸角より八寸角迄 長式間木より式間木迄
桂五千本程	三寸角より七寸角迄 長式間木より式間半木迄
塩路八千本程	三寸角より六寸角迄 長式間木より三間木迄
唐松三千七百拾本程	三寸角より六寸角迄 長式間木より壹丈式間三間木迄
樺たら八百本程	三寸角より六寸角迄 長式間木より式間木迄

右木品積出候はば出申^{そつるえとる}候得共失却多掛申候

一 御林入口より天流^{てんりゅう}川端迄道法五里余

一 遠州掛塚湊^{まじなは}迄者五拾里余

一 同国同所より江戸迄海上道法リハ七拾里余大阪江之海上道法リハ相知不申候

一 御林之内二書上候より外二勝^{ちやう}レ候大木者無御座候

一 御林分別之儀者存^{ぞん}深^{ふか}之^の險阻二候得者大積^{おほく}り二茂何程と見分^{みわ}仕儀罷成不申候

右御林七年以前御改^{おご}被^{おほ}仰付^{おほせ}候得共深山險阻二而場広ゆえ前々より委細二改候儀難仕
木品負^{おほ}敷寸間等見積^みりを以書上申二付此度之儀者右之通御座候間見分之上大積
を以書上候趣畫面之通御座候以上

延享元子年五月

鹿埜村名主	彦兵衛	印
同村同断	五郎左衛門	印
同村組頭	傳兵衛	印
同村同断	茂助	印
同村同断	惣之丞	印
同村同断	賀兵衛	印
同村同断	喜右衛門	印
同村同断	傳十郎	印
同村惣百姓代	新六	印

飯田御役所様

まず、鹿塩山の広さは南北三里だが、東西の距離は分からないとしています。大河原山の場合は「南北四里、東西相知れ申さず候」となっています。その御林に生育している御用木に指定の諸木は、檜（ヒノキ）、黒部（ネズコ、クロベ）、槻（ケヤキ、ツキ）、樅（モミおよびツガ）、栗（クリ）、桂（カツラ）、塩地（シオジ）、唐松（カラムツ）、および棒たら（ハリギリ）で、それぞれの一定以上の樹高と目通り、立木数および合計立木数が記されています。それら諸木の小木苗木数は加えられていません。モミとツガとは区別はしていますが、それらの数の内にトウヒ（唐檜）を、カラムツの数の内にはヒメコマツ（姫子、ゴヨウマツ）を加えています。他に、大鹿村域内に分布している樹種でモミやツガと区別がやや難しいものに、ウラジロモミ、シラビソ、イラモミ、コメツガなどがあります。後に白樺という名称で記録されるものはこれらの種のいずれかであると思われますが、多くの場合モミ、ツガ、トウヒと区別することがなかったと思います。どういうわけか樽木の材料とするサワラの生木数は、鹿塩山が文化七年（1810）、大河原山が文化九年（1812）になるまで記録されておりません。棒たらは、ぼうだら、ぼうたら、ほうだら、ほうたら、と呼ばれていた様子が他の文書記録からも窺えますが、ハリギリのことで、センノキと呼ばれることもあります。

モミ、ツガの記述部分に、「外に樅六千九百二十三本、是れは去る巳年よりとりどし酉年まで五ケ年の間、雑木切り出し願ひ奉るに付下し置かれ、根伐ねきり仕り候分、相減らし申し候」とあり、クリおよびカラムツにある同様の記述は、後に述べるように、元文二年（1737）巳年から寛保元年（1741）酉年までの5年間の予定で材木切り出しを行った際に、根伐（伐採）した立木数（以下根伐数または伐採立木数と言う）の記録です。

次に、「もしも右の立木から材木を作るとすれば」としてそれぞれの樹種ごとに製材できるとした材木の長さ寸角を述べています。このような記述はこの文書だけで、他には見当たらない珍しいものです。この通りの製材はしないにしても当時の自然木の様子と山深い現地製材はどのようであったかを窺い知る参考になります。

次には、御林入り口から江戸、大坂までの距離を記し、報告した以上の大木はないとしています。この種の文書で常に記述されていて印象深いのは、御林はあまりに深山峻嶒の場所なので、南北の距離はいざ知らず、東西の距離はどれほどであるとおおまかにも言えないほどであり、木品、員数、寸間などを詳細に調べ

たがやはり見積、大積である、と述べていることです。南北は中央構造線に沿って道がありましたから分かるとして、東西の距離はあまりの難路で、道のりなど知りようがないという気持ちはよく分かるような気がします。これまでに何度か特にことわりもなく旧漢字で「深山嶮^{しんざんけんそ}咀」という言葉を使ってきましたが、当用漢字の「険阻」よりは迫力と実感を強く感じられるのですが、いかがでしょう。

飯田御役所あてにこの報告書を出した村役は、名主（名主定役と名主当役の2名）、組頭と、監視役ともいうべき惣百姓の代表でした。

以上のような内容のすべてが、どの『御林帳』や『書上帳』にも記述されているわけではありません。また、木品や立木数等はおおよそでしょうが、当時の森林の様子をある程度定量的に窺い知ることのできる唯一の史資料類でありましょう。少なくとも切り出しにより立木数を減じたとする記録は、御樽木山の管理責任との関わりでかなり正確なものでなければならなかったと思われます。

(2) 立木伐採数の推定

立木伐採数の推定方法の一つは、前述の『御林帳』や『書上帳』に記されている切り出しによる減木数によります。もう一つは『間知改帳』などに記されている材木の間尺、寸角ごとの数量と、各樹種毎の立木の細り表をグラフ化したものを使って、樽木のところで述べたのと基本的に同じ方法で推定します。ただし角材の場合は無節である必要はなく、最小の4寸角以上の材木を取るものとします。

造材が伊那地方でどのように行われていたかの詳しい系統的な記録は残されていませんが、飛騨や木曾^{そまびと}の杢人との交流の歴史は古いのでそれらの地方と同じような手順や技術であったと思われます。まず伐倒した木は幹の形や節の位置などを考えて、根元の方から一定の長さに玉切りします。最も根元の元玉（または初玉、第一丸太）から、二番玉（第二丸太）、三番玉（第三丸太）と、伐倒した立木の大きさに応じて可能な本数の原木丸太が用意され、製材に移ります。

運材の際に岩等に当たったの損傷に備えて、定尺よりも長く太い寸法（両木口にそれぞれ1尺5寸、両側面に5分の余尺・余分）になるように造材しました。このように余裕^{よゆう}綽々^{しやくしやく}の大きさに材木を作っておけば、小渋川や天竜川の急流を運材する途中であちこちの岩にぶつかって目減りしても、なんとか目的のサイズの材木になったと思います。

斧を入れるのに最も適当と思われる、根元から50cmの高さで立木を伐倒すると

しましょう。根元の部分を後に利用することもあったので、もうすこし高い位置で切り倒したかもしれません。2間木は「一丈三尺の積り」で、これに三尺の余尺を付けるから合計16尺、約485cm毎に横切（玉切）をします。一定のサイズの角材を切り出すには、丸太の末口のサイズが問題です。末口の形状は円形であるとして、その直径（ y cm）と材の寸法（ x 寸）は $y = 4.29x$ になります。1尺角の場合は両側面に5分の余分を付けて製材しますから、 x は11寸で丸太材の末口 y は47cmという事になります。各寸角の材を取るために必要な最低末口寸法と、立木が根元から上のほうへとだんだん細くなってゆくことを考慮すると（このようなデータを立木の細り表と林業分野では呼んでいますが、ここではこれ以上詳しくは述べません）、第1、2、3、4丸太が取れるかどうかが決まります。このような材木切り出しの手順と、切り出した各寸角の材木数と大きさについての古文書記録数値を使って、伐採した立木数を求めます。たとえば宝永六年の切り出しを例にすると、12寸角材が142本、10寸角957本、9寸角1,168本、などというように切り出しています。モミとツガは同数の切り出しとしてさしかえありません。最大寸角材はすべて第1丸太でなければなりません。モミ、ツガ共に、12寸角材を第1丸太から切り出すには、胸高直径が約76cmの立木が必要で、それぞれ71本の伐倒です。この場合、第2、第3丸太はモミではそれぞれ10寸と7寸角、ツガでは細りの特徴がやや異なりますので9寸と5寸角になります。4番目はもはや4寸角以上の2間の長さの材木は取れません。1間木を取ることも考えられますが、節などが多く品等が落ちるので使われなかったと思います。第2丸太でモミ、ツガそれぞれ10寸角と9寸角材が71本取れますので、次に10寸角と9寸角材を第1丸太からとるための伐倒数は10寸角材の計957本と9寸角材の計1,168本からいずれも71本を差し引いた数でよいことになります。このようにして、順次小角材の切り出しのための立木伐採数推定を行ないます。たとえば鹿塩村分の宝永御用木切り出しは、2間木1尺角に廻してちょうど30,000本であり、このための推定伐採合計数が19,390本でした。大河原、鹿塩村両村合計して2間木1尺角廻しでほぼ60,000本が切り出されたと思われますので、推定伐採総合計は単純に2倍で計算し、38,780本が宝永御用木切り出しのための立木伐採数（根伐数）という事になります。

この推定数は享保九年の『御林帳』（「宝永御用木」の項で述べます）に記述されている、両村合計38,000本余の根伐数と符合しすぎてはいますが、推定方法の

妥当性か、御林帳に記されている根伐数がほぼ正確であったことを示すものであらうと思います。

胸高直径の比較的小さな原木では長さ1～2間、4、5寸角材を第2、第3丸太から取れるほどの部分が残ることになりますが、節などが多く品等が落ちるものは製材せずに、山内に放置したでありましょう。これは後に、枝木、末木（うらぎ）として村人は払い下げを受けた場合もありました。しかし、伐採して造材した残りの小径の幹や枝は、山内に^{そま}杣・^{ひよう}日雇人足などが大勢入り込んでいるので、^た焚き物^{もの}に使ったりしました。あとは、小木・若木などの肥料に自然となるとして、山内に放置されました。

III－4 時代毎の諸木伐採数

大河原山からの各時期諸木伐採数を表4にまとめて示しました。以下にそれぞれの伐採を行なうようになった事情と、切り出すことができた材木の寸角などについて述べます。これらは、伐採した立木の大きさや森林の変化を示します。

(1) 元禄雑木払い下げ [元禄十三年～元禄十六年 (1700～1703)]

大河原山と鹿塩山からサワラを伐採して割り出した樽木は小渋川を経て天竜川

表4 大河原山各時代の各樹種一定径木以上の立木伐採数

	元禄および 宝永伐出	元文商木	樽 木 代材木納	宝暦御用 木 伐 出	文化諸木 切り出し
ヒ ノ キ	340				506
ツ キ (ケヤキ)	480		17		200
カラマツ・ヒメコマツ		500	433	8,115	776
カ ツ ラ		50		1,468	523
シ オ ジ				363	312
ク リ		60		98	837
ク ロ ベ	640				
ボ ウ ダ ラ				62	
モミ・ツガ	34,490	13,840	8,701	59,117	17,282
合 計	35,950	14,450	9,151	69,223	20,436

に流しましたが、それらが材木集積場所であり検問所があった遠州^{ひやり}日明^{ふなぎら}、船明に無事に到着するとは限らず、17世紀の終り頃では洪水や山崩れなどの災害で紛失することが多かったのです。紛失した樽木は両村の損失で、それらに相当する分はすべて年貢^{みしん}未進（未納）となり、元禄十二年（1699）までに、積もり積もって797,461挺となりました。前述の推定方法によれば、この時代の規格の樽木を約80万挺も割り出すには大径木のサワラを25,000本以上も伐採する必要がありますがありました。度重なる^{かんぱつ}旱魃や水害で^{ききん}飢饉となり百姓はくたびれ果てているので、毎年の年貢樽木に加えてこれだけ大量の未進分の樽木はとうてい出せません。そこで両村は御樽木山にある雑木（モミとツガ）の払い下げを願い、その利潤で未進分の年貢を代金納しようとしたのです。鹿塩、大河原村は貞享三年（1686）に最初の願書を出しました。そこでは「数年にわたり日損、水損に逢い、百姓は困窮している、去る^う卯^{たつ}、辰^み、巳の三年の飢饉により、両村には餓死する者が数多くでた……加えて去る^{うし}丑の年は日損につき、百姓は甚だ困窮した、このように年々弱ったのでは、百姓は自力で未進の年貢を^{かいのう}皆納することが難しい、御慈悲をもって雑木を払い下げてほしい」と訴えています。日損、水損とはひでりや水害のこと、去る卯、辰、巳の三年とは延宝三年（1675）から延宝五年で、去る丑の年とは貞享二年（1685）のことです。1674年から1675年は延宝の飢饉といって、全国的にたびたび風水害に襲われて凶作になったのです。このような願書を受けた千村平右衛門は、添え状を付けて幕府勘定所へ願い出たのですが、その時は雑木払い下げは許可されませんでした。貞享三年（1686）以来、何度も願い出たのですが許されず、ようやく許可されたのが元禄十二年（1699）でした。鹿塩、大河原村それぞれに2間木1尺角廻し3万本、合計6万本を4年間で切り出し、それらに対して運上金を納入する、というものでした。この切り出しは実際に行われたのですが、その利益では未進分の1割程度しか納められません。そのため両村は再度の払い下げを願い出たのですが許されませんでした。しかし宝永元年（1704）に、元禄十二年までの災害によって流失して未進となった樽木は幕府の損失として取り扱われ、年貢未進の件は解消しました。これは当時の村にとっても、森林資源の保護という観点でも幸いなことで、善政だったといえましょう。

「元禄雑木払い下げ」のとき、大河原山分3万本の材木の樹種はモミとツガでした。この元禄雑木払い下げによって、どれほどの本数の立木が伐採されたかについて記されたものは、今のところ全く見当たりません。しかし、『間知改帳』

が大河原山2通と鹿塩山3通が残されています。長さ2間木、7～8寸の角材が中心で、それだけの寸角の角材を取れるほどの立木を伐採したということです。それら材木の大きさと数と、モミ・ツガの立木の細り表を使って伐採立木数を推定しました。元禄雑木払い下げによる立木伐採推定数は大河原山、鹿塩山合計33,730本でしたが、その内大河原山からは15,960本の切り出しでした。切り出された材木の91.7%が2間木です。寸角は最も多いのが8～10寸角を第1丸太からとるための伐採立木数で全体の60%を占め、8寸角以上を第1丸太からとるための伐倒木が全体の約90%であったと推定されました。8～10寸角の2間木を第1丸太で取るとしたら、胸高直径が50～60cmです。これはやはり相当な大径木が豊富に大河原山に生育していたという直接の証拠でありましょう。

(2) 宝永御用木請負 [宝永五年～正徳三年 (1708～1713)]

年貢樽木の未進を代金納するための元禄雑木払い下げ収益によっても、未進樽木の一部を納入できたにすぎず、いぜんとして百姓困窮は改善しませんでした。そこで鹿塩・大河原両村は元禄十六年(1703)に、さらに3年間で長さ2間、1尺角材に換算して(2間木1尺角廻し)6万本の材木払い下げを願い出たのですが、この願いは元禄雑木払い下げから間もないので許可されませんでした。この事情は、宝永五年に諸木払い下げを願い出た願書によって窺い知ることができます。この願書で両村は、元禄十六年の願い以後も「宝永二年六月の大満水で山畑は流れ、そのうえ宝永三、四年の両年は大風雨で不作になったので、百姓はたいへんに困窮している」という理由で、モミ、ツガ、クリ、カツラ、シオジとボウダラ、の諸木材木を2間木1尺角廻しで6万本の払い下げを願い、この運上として、45万挺の樽木を納入するとしています。切り出し期間は宝永五年から6年間の予定で、これが願いのように認められたのです。最初は商木としての切り出しでしたが、正徳元年(1711)からヒノキ、ツガ、モミ、ケヤキ、クロベの材木を幕府御用木として切り出しすることに切り替まりました。運上樽木は宝永六年(1709)に20万挺、正徳二年(1712)に25万挺渡入されました。

享保九年(1724)の『信濃国村々御林帳』の大河原山と鹿塩山の項には、それぞれの樹種ごとの立木数と樹高および目通り寸尺が記されています。特別な記述として、大河原山、鹿塩山の項それぞれに同じ文面で「御樽木山から、ヒノキ、ツギ、モミ、ツガ、クロベ、合わせて二万本余を、十三年前の^{たつどし}辰年御用木に伐り出した。深山なので伐り跡へ苗木は植えなかった。その他小木苗木は数多くある

が、その数は見積もるのは難しい」(鹿塩山の場合は「一万八千本余」の伐り出し)ということが書いてあります。享保九年から数えて十三年以前の辰年とは正徳二辰年(1712)で、これが宝永五子年(1708)からこの年まで行われた宝永御用木請負による大河原、鹿塩山からの御用木の切り出しでした。つまり宝永御用木請負において伐採されたヒノキ、ケヤキ、モミ、ツガ、クロベの立木数は大河原山から20,000本余、鹿塩山からは18,000本余、合計38,000本余であったということになります。モミ、ツガ材が90%以上を占めていました。立木伐採推定数は両村合計38,780本だったことは前述しましたが、この内最も多いのが第1丸太から8～10寸角材を取ることができる大きさの伐採立木数で、全体の65%を占めます。この大きさの立木の胸高直径は50～60cmです。8寸角以上を第1丸太からとるための伐倒木が82%程でした。この数字は、元禄雑木払い下げのときの90%より小さいのですが、より大径木の立木がその分減少していることを示していると思います。

(3) 元文商木払い下げ [元文二年～寛保元年(1737～1741)]

元禄雑木払い下げおよび宝永御用木切り出しによる諸木伐採を終わった頃(1720年頃)は、前に述べたように樽木を割り出せるほどの径木のサワラが、さすがの大河原山でもかなり少なくなっていました。しかしそれでも、享保九年(1724)の両村樽木山の諸木立木数合計251,550本という報告から、両村樽木山は、モミ・ツガを中心として40～50本/haの大、中径木の生い茂る森林であったと考えられます。このような御樽木山から以後の伐採は行われます。

元禄雑木払い下げも宝永御用木請負も、17世紀中頃からの度重なる旱魃^{かんばつ}と水害による不作や、畑地の流失、切り出した樽木の流失や埋没による紛失などにより、百姓はたいへんに困窮したことが理由でした。ところが元文二年(1737)に始まる商木払い下げを願った理由はこれらの場合とは少し違いました。

享保二十卯年(1735) 閏三月、千村平右衛門預かり所の内の山方6カ村(鹿塩、大河原、清内路、小川、加々須、南山)が年貢樽木の代金納を願い出しましたが、その願書には次のように、当時の樽木山の状態と、どのような深山まで樽木原木のサワラを求めて切り出してきたかについて述べられています。この文章はなかなか味のあるもので、しかも当時の山林の状況と、村方の生活についての心情が良く述べられていて重要ですので、原文の読み下し文で紹介しておきましょう。

「^{こらい}古来は^{さわら}榧立木も多く、根本株返し木も御座候ゆえ、年々割り立て候ところ、次第に割り尽し、村近辺にては一向御座無く、村により拾貳三里山奥へ入り込み嶽下水なしの所まで罷り越し、立木は申し上げるに及ばず、根本、株返しまでも割り尽し、これ以後、^{なによ}何様に仕り候ても、当時の御定法は勿論、たとえ御寸法お減し遊ばし下しおかれ候ても、割り出し候儀は罷りならず候（中略）……^{さわら}榧木割り尽し、これ以後割り出すべき^{ほうべん}方便は御座無く候間、当卯年より^{うとし}子年まで拾ヶ年の間、御樽割り相休み、右年季の内は金壹両に中樽木八百挺替の積りをもって、御樽代金にて御上納仰せ付けられ下し置かれ候様に、御慈悲願ひ上げ奉り候、拾ヶ年も過ぎ小木若木の分生い立ち、御用立候節は只今の通り御樽納に仰せ付けられ下し置かれ候様に、願ひ上げ奉るべく候」

村によっては12、3里も奥山に入り込んだ嶽下水なしの場所とすれば、そこはもうほとんど赤石山脈におけるサワラの垂直分布限界でありましょう。そのようなところで切り株までも使い尽くしたのですから、10年ほど過ぎて小木苗木が生長するまでは樽木を割り出せない、よって年貢樽木を10年間は代金で納めたい、というわけです。この願ひは許可されて代金納になるのですが、それではその現金はどうするか、どのように百姓は稼いで生活して行くのかという問い合わせが勘定所からあったらしく、千村平右衛門はそれに、出稼ぎでもなんでもして年貢は納めさせる、と答えています。しかし、やはり主に山仕事により生計を立ててきた大河原、鹿塩村は山仕事による収入を期待して、雑木払い下げを願うことになります。しかしその資金をどうするかが問題で、それは商人が請け負いました。これが元文商木払い下げです。

元文商木の切り出しの当初計画は、元文二年（1737）から5年間で3万3千本の根伐を行い、2間木1尺角に廻して5万本を、運上金2,750両支払って切り出す、樹種はシオジ、カツラ、モミ、ツガ、クリ、カラムツの諸木で、山内の所々を^{ぬきぎり}抜伐（択伐）する、小木は切ってはいけませんが、もししかたなく切ったときは3寸角に製材して出すことができる、1年に1万本ずつ切り出しそのつど550両の運上金を支払う、などでありました。

しかし諸木切り出しは主に資金繰りの不十分さにより計画どおりには行きませんでした。材木仕出し年季の元文二年から寛保元年（1741）までの5年間で切り出した材木合計は2間木1尺角廻して35,822本、総材木数は55,911本でした。

切り出した材木の樹種は、90%以上がモミ、ツガであつたろうと思われます

が、他にカラマツ、クリ、シオジ、カツラ、モミとカラマツ、トウヒとヒメコマツが切り出されました。

この本数の材木を切り出すために伐採した立木数（根伐数）は、『書上帳』に記載されている根伐減木数から知ることができます。鹿塩山分はモミとツガ、クリ、およびカラマツがそれぞれ6,923本、52本と290本、合計7,265本で、大河原山分は、モミとツガ、カラマツ、クリ、およびカツラ、それぞれ13,840本、500本、60本と50本、合計14,450本、両村合計21,715本が元文商木切り出しで伐採された立木数であったと考えられます。

寛保元年では8寸角以上の材木を第1丸太として切り出すための伐採数が全体の50%でした。モミの材木は6、7寸角が中心で全体の約80%を占めており、全体としてはやや小径木の伐採であったと思われます。ツガは8、9寸角が中心で、モミ、ツガあわせて8寸角以上を第1丸太として取るための伐採数は85%であったと推定しました。

元文商木払い下げでは当初予定量よりも少ない切り出しでしたが、残りの切り出しは許可されませんでした。榑木山は勿論、たとえ百姓持ち山でもみだりに諸材木切り出しを禁ずるという通達が、元文五年（1740）に始まり延享二年（1745）まで何度もなされたのですが、これはこの頃の山林の荒廃が深刻になってきたことを示しています。

(4) 年貢榑木代材木納 [延享二年～宝暦四年（1745～1754）]

標高1,000mから1,500m辺りのサワラは1年にせいぜい良くて5～6mmほど太くなる程度でありましょう。そうだからこそ年輪巾の狭い良質の伊那榑木でした。ですから、短年月で小木苗木が生長し、また榑木で年貢のすべてを納める、というわけにはいかなかったのです。そこで千村平右衛門預かり所の山方六カ村は、年貢榑木代金納の10年が過ぎた延享二年^{うしどし}丑年（1745）から^{いぬどし}戌年までの10年間は定法規格の榑木で年間三万丁、残りは榑木百丁当たり2間木1尺角廻しの材木1本の割合の代材木でもって年貢を納めたいと願い出ました。簡単には聞き入れられませんでした。結局毎年山方6カ村で榑木3万丁、代材木の樹種はモミ、ツガ、ケヤキ、カラマツとヒメコマツで2間木1尺角廻し3千本を納入することになりました。榑木も代材木も、寛延三年（1750）と宝暦元年（1751）の2年が清内路村にある榑木山（清内路山）からの切り出しだったのを除いて、あとはすべて鹿塩、大河原山からの切り出しでした。

古文書記録から知られる限り、8年間で鹿塩、大河原山から切り出した材木の推定合計数は、2間木1尺角廻しで24,928本、材木数31,962本でした。これだけの材木を切り出すために伐採した立木は、21,180本余だったと考えられます。この内大河原山からは約9,150本程でした。

この代材木納では、第一丸太で1尺角前後の材木を切り出せるような立木を主に伐採し、第2、3丸太は製材しないような、ややぜいたくな切り出しをしたのではないかと考えられます。このことは根伐した立木それぞれから材木を取る場合、「2間木のモミ材木ならば2本、1間木は3本、ヒメコマツの2間木は1本半、1丈木ならば2本、ケヤキの2間木は2本、ツガの2間木も2本、1丈木ならば1本半、カラムツ2間木は1本半、それぞれ取れる」というように見積もられていたことにより窺い知ることができます。実際に宝暦二年（1752）の切り出しでは、モミ、ツガ、ヒメコマツの材木数それぞれ2,371、1,723と99本に対して、根伐数が1,186、1,034と79本でした。これらの立木の目通りはモミ、ツガが3尺から9尺、ヒメコマツが3尺から8尺だったと記録されています。年間3,000本ほどの材木を切り出す程度ならば山内の所々にある尺角の材木を切り出せるような径木を伐採すればよいので、同じ手間をかけてより小径木を使うほどではない程度に、モミ、ツガがまだ御樽木山にあったのだと思います。

III－5 樽木、材木の流失

ここでは、せっかく切り出した材木が災害により失われたという記録をとりあげます。失われた材木に対して人々がどのように対処したかは、その当時材木資源がどれほどあったか、すなわち当時の森林の様相はどのようであったかを推定する根拠になります。材木資源が不足してくると、需要を満たすためにさらに過伐を行わせる理由になります。材木遭難の歴史は、材木を切り出したことにより増大する山崩れ、鉄砲水や水害などの災害の歴史でもあります。

切り出した材木が失われる原因は次のように整理できます。①立木や材木が伐採現地において、あるいは天竜川まで下げる過程で、山崩れや谷抜け（崖崩れ、鉄砲水など）などにより流失しあるいは埋木になる。②天竜川を流す過程で、あるいは流域の渡場等に積み置いた材木が、洪水により流失する。③天竜川河口の掛塚湊で船積するときから江戸などへ運ぶ過程で海難により紛失する。ここでは

保存されている古文書資料によりその顛末が良く分かる、②の例を述べます。①と③の例は1700年代後半の項で述べることにします。

寛延元年(1748)は大河原、鹿塩両村にとっては年貢榑木代材木納が始まって四年目でした。この辰年分の材木は、寛延元年十二月には大河原村と鹿塩村にある各帳場において改めも終わり、十二月二十三日に葛嶋渡場に向けて小渋川などを下す予定が延期になりました。春になると雪解け水などによる材木流失の恐れがあり、普通は寒中前には葛嶋渡場に到着していなければならなかったのです。

これら辰年分の材木が葛嶋渡場に到着し、改めも終わって天竜川下げの準備が整ったのは、雪解けの出水期も過ぎた寛延二巳年四月から五月の時期であったようです。その寛延二年の五月から六月にかけて大雨が続いて天竜川が増水し、材木筏下しが延期になりました。ようやく天竜川下げにかかったのは六月二十八日のことでした。それまでに小渋川がどれほど増水しようとも、葛嶋渡場の材木積場まで洪水が押し寄せるようなことはなかったのですが、七月二日から降り続いた雨により小渋川はいつになく増水しました。葛嶋渡場にはまだ3,138本もの材木が積み置かれていました。寛延元年分の代材木数は、2間1尺角廻しで約3,192本、材木数は推定4,126本でしたので、まだ四分の一ほど川下げされた程度であったろうと考えられます。これらの積み置かれていた材木の一部が七月五日の晩の洪水で流されてしまったのです。この出水の様子、流失木の搜索と盗難事件が記述されている文書は二つあり、いずれも、飯田に代官所を置く下伊那の幕府直轄地支配千村平右衛門から勘定奉行所への報告書です。ひじょうに興味深い文書ですが、解説文そのままでも読み下し文でもなく、正確さは多少犠牲にしていますが読みやすく分かりやすいように書き下ろしてみました。この災害の第1報がなされたようですが、残念ながらその文書は見つかりません。

「去る辰年分の御年貢代材木三千百三十八本を葛嶋渡場に積み置き、六月二十八日より筏下げに取りかかったことはすでに御注進いたしました。小渋川を下されてきた御榑木および材木は、葛嶋渡場内の堀川を通して水揚げいたします。これまでに小渋川がどれほど満水になっても、渡場内に浸水するようなことはなかったため、御材木積場も安全でした。ところが、七月二日から大雨が降り続き、小渋川がこれまでになく満水になり、七月五日の晩に葛嶋渡場の堀川へ小渋本流が

流れ込み、川の流れが変わって御材木を積み置いた渡場の上方に突っかけました。近くの村々で人足を大勢申し付け、牛柵を入れて材木を守ろうとしたのですが、たちまち五、六尺も増水し、人手も及ばず御材木が半分以上も押し流されてしまいました。天竜川を舟で渡ることも出来ませんので、渡場にいた役人達からこのことを矢文で注進してきました。そこで、直ちに天竜川兩岸の村々へ御材木が流出したことを知らせ、吟味役人を派遣すると共に、材木の回収をするように廻状を出しておきました。葛嶋渡場へも役人共に下役共を付けて派遣しました。その報告では、大勢の人足が散乱した材木を片付けていましたが、三分の一程の材木が流れてしまったように見えたということです。残木を調べようにも、まだ天気が良くならず、さらに出水する恐れもあり、牛柵等を入れて御材木を囲みしました。すぐには詳細な被害状況の報告もできません。渡場に残った材木は詳細に調べ、天竜川兩岸で取り揚げた材木の吟味が済みしだい、おって御注進申し上げます。」

「その後葛嶋渡場に残った木を詳細に調べましたところ、木数六百四本が流出したことがわかりました。先月二十八日に葛嶋渡場より筏三十艘程を川下げしたのですが、この度の満水のため、葛嶋渡場から六里程川下の時又村という所で筏十七艘が収拾されておりましたので、昼夜見張りをつけておきました。時又村より川下へは、御材木は少々の満水では流れて行くことはないと言進してきた者がおりましたので、早速天竜川兩岸に派遣した役人共へこのことを知らせました。

次に、知久帶刀知行所の河野村小百姓四人が心得違いなことに、御材木四本を砂に埋めて隠し置いたものを役人共が見つけたことを報告いたします。この四人の者共が吟味しましたところ、先年売木が流れてきた際に砂に埋めて隠し置いて儲けた者がいたと聞き、この度も同様かと心得て、御用木とも知らずに、ふとした出来心にて不実なことをしてしまった、と申しました。役人は最初から盗む気があったのではないかと吟味しましたが、小百姓共のことですから一向に心得ず、吟味を受けても申し披きもないと言うので、この四人の者共は村預けに申し付けました。他にもあるかもしれませんが、河原はもちろんのこと、村居や畑、林、藪の内まで厳しく吟味致しました。そのためにずいぶんと手間取りましたが、当十六日までに拾い上げられた木数五百五十本余を確認し、保管している各村方の證文を取り置きました。残り五十本程がなお不明で不足しており

ます。なおも天竜川兩岸の村々を遠州に至るまで吟味させ、追って委細は御注進申し上げます。以上、葛嶋渡場にて流出した木数ならびに天竜川兩岸にて拾い上げた木数を、先ず御注進申し上げます。」

残りの50本程が見つかったかどうかについては不明です。見つかった550本余りの材木については、どこで何本拾われ保管されているかについて知ることが出来る文書がすべて残されていました。これら文書は合わせて22の村それぞれの名主、組頭と総百姓代から千村平右衛門役人中宛てに提出されたものです。文章内容はいずれもほとんど同じで、まず、「当村分中へ流れ寄り候分」として、材木樹種、間尺、それぞれの本数が記されています。しかし、拾った数の報告書と言うよりも、隠し置くようなことはしていない、もしそのようなことがあればどのようなお咎めも受ける、ということを主に述べているものです。

表5に、それら文書に記されている材木樹種、本数等をまとめて示しました。文書によっては、「是は此度流出川長にて相損し御用立申さず候」という文言が報告材木数などとともに記されているので、洪水により材木は損傷し、相当数が使いものにならなくなったことが分かります。これら22村の保管材木数合計は556本ですが、上記の550本余という記述と一致します。材木樹種はモミ、ツガ、ヒメコマツ、カラマツですが、ヒメコマツとカラマツの数は少なく、大部分は長さ2間のモミとツガ材木でした。

遠州佐久間村と月村でそれぞれ1本拾い上げられたものを除いて、現在の飯田市辺りまでの間でほとんど拾われています。時又村（現在飯田市）より川下には、材木は少々のことでは流れることはないということはどうやら本当のようです。

材木がしばしば盗難にあったために、取り締まりが厳しかったであろう事を示す、非常に興味深い内容が記されています。役人が村々を巡って材木の搜索をしているうちに、河野村小百姓の4人が心得違いで材木4本を砂に埋めて隠していたことが発覚しました。「先年」とは何時のことなのか不明です。「ふとした出来心」で隠してしまったこの4人は村預けになりましたが、その後どうなったかは分かりません。ただちに厳罰ということもなかったようですが、このような事件もあり、流失木は幕府方の損害になるので、ますます厳しい搜索を受けたでありません。

表5 寛延二年七月葛嶋渡場より流出した材木のうち、天竜川兩岸村々により回収・保管された材木の樹種と数
 現在地名は『角川日本地名大辞典 20 (長野県)』に依る。

材 木 樹 種	本数	報 告 村 (現在地名)	日 付
モミ	1	伊那郡伊久間村 (喬木村)	7月18日
モミ・ツガ	2	知久平村 (飯田市)	7月18日
モミ・ツガ・ヒメコ	22	林 村 (豊丘村)	7月20日
モミ・ツガ・ヒメコ	21	阿 嶋 村 (喬木村)	7月20日
モミ・ツガ・ヒメコ	25	田 村 (豊丘村)	7月20日
モミ	1	新木田村 (阿南町)	7月20日
モミ	1	大 嶋 村 (阿南町)	7月22日
モミ	3	名 子 村 (松川町)	7月22日
モミ・ツガ・ヒメコ	12	新 井 村 (松川町)	7月22日
モミ・ツガ	6	部 奈 村 (松川町)	7月22日
モミ・ツガ・ヒメコ・カラマツ	238	河 野 村 (豊丘村)	7月22日
モミ・ツガ・ヒメコ	119	福 与 村 (松川町)	7月22日
モミ	4	上 平 村 (高森町)	7月23日
モミ・ツガ	4	駒 場 村 (阿智村)	7月23日
モミ・ツガ・ヒメコ	6	古 町 村 (松川町)	7月23日
モミ・ツガ・ヒメコ	14	龍 口 村 (高森町)	7月23日
モミ・ツガ・ヒメコ	38	山 吹 村 (高森町)	7月24日
ツガ	1	遠州佐久間村 (佐久間町)	7月24日
モミ・ヒメコ	2	伊那郡 吉田村 (高森町)	7月24日
モミ・ツガ	4	座光寺村 (飯田市)	7月25日
モミ・ツガ・ヒメコ	31	市 田 村 (高森町)	7月25日
ツガ	1	遠州 月 村 (天竜市)	7月26日
合 計	556		

IV 1700年代後半の自然環境

鹿塩山はサワラはもちろんのこと諸木の切り出しも出来ないほど樹木が少なくなってしまったのですが、大河原山における大規模な諸木伐採は1700年代後半と1800年代前半にも行なわれます。しかし順調な切り出しとはいえませんでした。より山奥から、さらに小径木の切り出しであったし、何よりもさまざまな災害、災難に見舞われます。ここでは、1700年代後半に行なわれた諸木切り出し（宝暦御用木）、当時の大河原村におけるサワラをはじめ諸木の分布の様子、荒川大崩壊地とその崩壊に起因する広河原におけるヒノキ埋木地の実地見分騒ぎの顛末^{てんまつ}などから、大河原山自然環境の変化を追って見ます。

IV-1 なおも続く諸木切り出し

宝暦十年（1760）から明和元年（1764）の宝暦御用木請け負いによる諸木切り出しを大河原村が行うようになる理由は、元文商木払い下げのときと似ています。樽木および代材木で年貢を納める十年の年季が過ぎても、サワラは樽木を割り出せるほど生長してはいません。そこで大河原村を除いて山方の5カ村は年貢樽木の代金納を願い出ています。その理由として、延享二年（1745）から10年間の樽木・代材木納期にサワラを取り尽くした、サワラが少々あっても一本のサワラ立木から一長ケ四つ割りで樽木を取って残りは捨てざるを得ないような小木若木ばかりであって役に立たない、と述べています。このとき大河原村は自村分だけでもサワラとヒノキ、クロベなど他の樹種も加えて切り出して樽木として納めるという願いを出しています。そうした願い書の一つに、「サワラは尽きて小木若木ばかりであるということは他村の御樽木山の状況と同じでも、深山嶮岨の場所までも分け入って、小木若木までも使って割り立てるつもりであり、サワラがある限りは割り出す」と述べています。しかし、さすがに納入樽木数を増加することはできないとも述べています。このような大河原村の願いは、樽木や材木を切り出した稼ぎによる以外に年貢を納める方策が立ち難いことによります。しか

し結局は、幕府役人による見分の結果、樽木割り出しは無理ということで許可されず、大河原村も現金納となりました。その後も例えば安永三年（1774）には、「御樽木山のサワラ立木も生長したであろうか。来る末年（安永四年）からの御年貢は、以前のように御樽木で納めることは出来ないか」と幕府勘定所から尋ねられても、大河原村は、「御樽木で年貢を納めなくなって久しいが、まだサワラの生長も良くない」として代金納を願っています。以後幕末まで樽木が割り出されることはありませんでした。

年貢が現金納になるとたちまち山稼ぎの場を失って、大河原村は以前のように樽木山から雑木払い下げを受けて収入を得たいと願い出たのですが許可されず、そのかわりに宝暦九年（1759）に幕府御用木の切り出しを仰せ付けられました。これが宝暦御用木請け負いによる諸木の切り出しで、宝暦十年から大河原山入りし、明和元年（1764）まで5年間、1カ年に2間木1尺角廻しで御用木5,000本、敷木5,000本の計1万本を切り出し、敷木から運上木として500本を上納するというものでした。敷木は、運材に必要な修羅、材木を引っ掛ける柵や筏などの部材として使うために切り出した木で、使用後は御用木を切り出すに必要な諸経費と請負利益のために売り出します。ここでは御用木事業を行なった^{みようがきん}冥加金、礼金というような運上木も敷木分から出しました。樹種は御用木と運上木がトウヒ、シロツガ（白樺）を混じたモミ、ツガをはじめカラマツ、ヒメコマツであり、敷木はその他にクリ、カツラ、シオジ、ボウダラを伐採しました。

結局、この宝暦御用木で切り出した材木数は、運上木を含む御用木については5年間で2間木1尺角廻し合計29,438本で、材木数合計は46,858本であり、5年間の切り出し予定の2間木1尺角廻し27,500本よりも2,000本以上も多く切り出しました。このように多く切り出すことは、『3割の過不足御免』として許されていたのです。敷木は5年間で2間1尺角廻し29,918本、材木数54,243本を切り出しました。この宝暦御用木請負では、5年の期限以後の運材年数が長くなりすぎたため腐木などになり、幕府は多くの材木を「古木」として受け取りを拒否しました。この^{べんぼく}弁木（弁償の材木）のために大河原村名主前^{うまのじよう}嶋右馬之丞は長年苦労しました。弁木のための材木は幕府御用林からの切り出しは許されず、大河原村百姓持ち山や入会山から切り出して行なわれました。

宝暦御用木請け負いによる諸木の伐採数は『御林帳』と『書上帳』では部分的に推定できるだけです。宝暦十二年（1762）の『御林帳』には、この宝暦御用木

による切り出しの最中だったので、伐採したことによる立木数の減数は後に行うことが述べられています。その記録を行うはずだったのが、明和三年（1766）五月の大河原山の『書上帳』でした。これには宝暦御用木による切り出し数報告に関わって勘定所から疑問が出され、ちょっとした騒ぎになったのですが、これについてはまた後に述べます。

宝暦御用木請け負いにより伐採した樹種と本数は、「萬日記」やその他の根伐数を記述した文書により良く知ることができます。それらによると、御用木と敷木分合わせて合計69,223本程の立木を5年間で根伐（伐採）しました。約50%はモミで、他にツガ、トウヒ、シロツガ、カラマツ、ヒメコマツが約47%でした。伐採立木数約7万本、材木数約10万本、2間木1尺角廻し約6万本という伐採結果だったのです。

この宝暦の切り出しは、代材木納の時よりも一段と奥地、高標高で、しかも小径木までも伐採しました。たとえば宝暦十一年はモミ、ツガを多く切り出したのですが、材木数計25,929本に対して2間1尺角に換算すると10,788本でした。すなわち平均が5寸角以下ということです。また明和元年はトウヒが約70%を占める伐採でしたが、材木数11,096本、2間1尺角に廻して4,187本だったのです。これほどトウヒが多くを占めているのは、かなり高い標高の区域からの伐採であったことを意味しています。また、トウヒの良木もたちまちにして切り尽くしてしまったようでした。諸木からの造材は1本の立木から長さ2間の材木を1本取り、平均して5寸角以下、最高でも8寸角材を切り出すようなものでした。この伐採によりモミとツガも含めて他のすべての樹種の中径木でさえも少ない樽木山になったでありません。

IV-2 大河原山における諸木の分布

幾度かの大規模な材木切り出しが行なわれてきた1750年前後の大河原村の御樽木山の森林は、どのような種類の樹木で出来ていたか（種構造）、どのような樹令の樹木が生えていたか（令構造）、そしてどのくらいの密度でどのあたりに分布していたかというような、植物生態学的解析に必要な情報がかなり詳しく得られる直接の記録が二つ残っています。一つは、年貢を樽木と代材木で納め始める前年の延享元年（寛保四年、1744）、大河原村名主前嶋右馬之丞による村日記に

おける記録で、サワラ、ヒノキとクロベについて知ることが出来ます。サワラが枯渇している御樽木山ですから、当然の事ながら、どの程度樽木を割り出せるか
の見積もりが必要で、そのために大河原村は村内全域を調査した結果の記録で
す。もう一つは、宝暦御用木の期間が終った明和三年（1766）五月付『御樽木山
見分帳』で、これは同年の『書上帳』（『御樽木山御吟味ニ付木品寸間大積り書
附』）の元帳にあたるものです。この二つの記録を重ね合わせると、1750年頃の
大河原山における用材樹種の分布状況の概略全貌を知ることが出来ます（表6、
7、図4）。それは現代植物生態学と言う植生表に匹敵する情報だと思います。



図4 大河原村各区域 番号に対応する地名などは本文参照

表6 サワラの有る場所

＋：「有所」例えば「榧有所」、－：「無し」と特に記されている。

右同断：右に同じ（この表では、同上になる）

カッコ内の名称は、谷々等名称一覧（本文参照）中の名称。

	場 所 名 称	榧	檜	黒部	分 布 状 況 記 述
8	梅邑山（つかむら）	＋		＋	黒部も交り
12	木樽山（きだる）	＋	＋	＋	黒部入交り檜も少々
14	扇山（あふぎ山）		＋	＋	黒部山也檜も稀有之
4	高山		＋		檜少々
5	茂吉山長あらし	＋			
6	犬山	＋	＋	＋	
19	小河内山 しな者き（しなはき河） 小飛かけ山	＋	－	＋	此谷者檜ハ無之 黒部ハ稀有之
23	せひだ（勢田山）	＋		＋	黒部入交り
24	はしばこ（箸箱山）	＋	＋	＋	右同断檜も少々
25	やまどり沢（山鳥り沢）	＋	－	＋	右同断檜ハなし
26	阿を曾を（青層山）	＋	－	＋	右同断
27	やなざわ（柳沢）	＋	－	＋	右同断
28	ふな平（ぶな平）	＋	－	＋	右同断
29	ふ祢くぼ（船久保）	＋	＋	＋	
30	桧緒祢（桧緒根）	＋	＋	＋	
31	なか山（中山）	＋		＋	榧山黒部入交り
32	つ多くぼ（葛久保）	＋		＋	右同断
46	阿んかふぼら	＋	＋	＋	
47	阿じま山（阿嶋山）	＋		＋	榧黒部入交り
48	いい怒ま山（飯沼山）				
49	あをなぎ（青なぎ）				
50	市之原（市之原山）				
51	ミなみま多（南又）	＋	＋	＋	
53	ぢごく谷（地獄谷）	＋		＋	

表7 明和三年(1766)五月 御樽木山見分帳(大河原村)抄出

*「立枯、小木ニ而帳面除候」

	立木数合計	モミ・トナヒ	ツガ・ソノガハ	ツキ	ヒメコマツ	ク	リ	シオジ	カラマツ	カツラ	クロベ	ボウダラ
21. 小河内谷筋、寺沢	2,300	1,670	420	40	50	60	60	40	20	—	—	—
19. 志なはぎ	2,900	1,800	450	—	200	—	—	50	50	50	*100	—
20. あまこい瀧	1,700	880	220	—	—	—	—	—	600	—	—	—
16, 17. 小日影沢	2,900	2,112	528	—	—	—	—	—	200	60	—	—
1. 大川通り(谷筋)	600	392	98	—	—	—	—	—	60	50	—	—
22. 除山	500	240	60	—	60	—	30	70	40	—	—	—
2. 小ひなた沢	1,200	819	351	—	—	—	—	30	—	—	—	—
3. 下板谷沢	700	460	194	6	—	—	—	—	—	40	—	—
3. 板谷沢	18,700	11,800	5,250	—	160	—	220	1,000	270	*300	—	—
4. 下高山	1,570	780	510	—	30	—	—	250	—	*30	—	—
5. 高山	19,300	12,850	5,500	—	150	—	—	800	—	*200	—	—
6. 井戸川	8,200	4,900	2,200	—	200	—	—	900	—	—	—	—
7. あら川	10,250	6,600	2,850	—	200	—	—	600	—	*150	—	—
15. 丈山ふく川	18,750	8,700	8,550	—	500	—	—	1,000	—	*250	—	—
14. あふぎ山	440	186	124	—	50	—	—	80	—	*60	—	—
13. 奥木たる	800	480	320	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12. きたる	1,700	770	765	15	100	—	—	50	—	—	—	—
11. 黒ばい沢	1,100	700	300	—	60	—	—	40	—	*100	—	—
10. 上沢	6,300	3,600	2,360	—	60	—	—	30	250	—	—	—
9. 下沢	1,000	450	190	—	—	—	160	—	200	—	—	—
8. 榎むら	24,000	19,100	4,785	5	50	—	—	—	60	—	—	—
23-28. せい田よりぶな山迄	3,400	1,670	400	50	—	1,200	—	—	60	—	20	—
27-31. 舟久保中山葛久保迄	3,820	2,800	710	40	30	—	40	—	150	*80	50	—
53. ぢこく谷	2,000	1,200	797	3	—	—	—	—	—	—	—	—
51. 南俣	2,920	1,550	1,030	—	200	—	60	—	80	*80	—	—
46-50. 市之原山よりあんかう洞迄	2,500	1,740	435	15	30	—	80	—	200	—	—	—
45. 南沢より西側	3,000	1,470	413	7	200	350	260	—	300	—	—	—
総計	142,550	89,719	39,810	181	2,330	1,610	940	6,080	1,810	*1,350	70	—

(1) サワラの有る場所

延享元年『御公儀御用 并 郷中諸用書留帳』には、「五月十五日、郷中寄り合^{ならびに}い山内の林の様子、品々、木数、員数申し合わせ候、……これにより谷々の書付を取り改めるべく候」に続いて、「嶋川谷嶽まで、東側、小河内、飛^ひな^た多^た、い^た多^たや、又、を^たく^たい^た多^たや、……」というように、嶋川谷および青木河谷の各地の沢の名称などを順に記し、それぞれの場所に「右谷数、榎有る場所ならびに黒部、檜共に左の通りに候。梅村山、榎有る所ならびに黒部も交りこれ有り候、木樽山、榎有る所ならびに黒部入り交り榎も少々、……」というように、ヒノキ、サワラ、クロベが有るか無いかが記述されています。それらを表6に整理して示しました。14. 扇山と4. 高山を除いて他は「サワラが有る場所」であり、加えてヒノキとクロベの分布状況が記事欄に示した程度に記されています。大河原樽木山の内、赤石本岳沢や福川と奥茶臼山から板屋岳にわたってはサワラは分布していなかったようです。また、伊那山地東側は幕府直轄林ではなく入会山^{いりあいやま}だったようですが、これら各区域はサワラ、ヒノキ、クロベが分布している場所とは記録されていません。「サワラが有る場所」はサワラはあっても、「右山々はたくさん小木苗木これ有り候」、「右の山々谷々は小木苗木程々これ有り候とも用木はこれ無し」、「右の谷々榎有るところ、いずれも小木苗木種々入り交りこれ有り候」などと記されているように、樽木を割り出すとしても「四ツ割以下」でしかないほどの大きさ、すなわち胸高直径にしてせいぜい30cm、あるいはそれ以下のサワラ立木しかないことが記されています。寛保四年（延享元年）（1744）は延享二年から始まる樽木および代材木納期の前年で、この「サワラが有る場所」の調査は樽木を毎年三万丁納めることの見積もりになったと考えられます。この頃大河原山のサワラはどのようであったかは、「Ⅲ－1 なおも続く樽木割りだし」の項で述べました。このような延享元年当時の「サワラが有る場所」は、もともとサワラが多く分布していた場所で、伐採後の自然更新がなされた結果の小木若木や苗木であったろうと考えます。

ここで述べられている地名は、大河原御樽木山各地だけでなく、青田山西側^{せいだやま}や伊那山地東の入会山であったはずの各地も記述されています。それらは大河原村の家々と畑がある区域を除いた全域に及んでおり、図4に示しました。

古い地名などは、呼び名の変化や由来など、地域の歴史上興味深いもので、ここでは次のように解説できた通りに記しておきましょう。番号は表6、表7と共に

に図4に対応させてあります。

「嶋川谷嶽迄

東側：1. 小河内、2. 飛^ひな^だ多^た 飛^ひな^だ多^た、3. い^た多^たや、又、を^たく^たい^た多^たや、4. 高山、
5. 飛^ひな^た日向^{ひつじ}山；此 未^{ひつじ}ニ茂^{そうみよう}吉^{そうみよう}山、長^{そうみよう}あらし^{そうみよう}ト言^{そうみよう}ふ^{そうみよう}山^{そうみよう}有^{そうみよう}、惣^{そうみよう}名^{そうみよう}飛^ひな^た多^た山、6.
いぬ^{しめて}山井^{しめて}戸^{しめて}川^{しめて}ト言^{しめて}有^{しめて}、7. 荒^{しめて}川、^{しめて}本^{しめて}谷^{しめて}数^{しめて}七^{しめて}谷、小^{しめて}細^{しめて}ニ改^{しめて}候^{しめて}得^{しめて}者^{しめて}、此^{しめて}分^{しめて}十^{しめて}一^{しめて}谷^{しめて}
也

西側：8. つかむら、9. 下^ろ沢、10. かみ^ろ沢、11. く^ろ路^ろばい^ろ沢、12. き^ろだる、13. を^ろく^ろき^ろだる、14. あ^ろふ^ろぎ^ろ山；是^ろレ^ろハ^ろき^ろた^ろぎ^ろだ^ろ共^ろ申^ろ候^ろ、15. ふ^ろつ^ろ川；是^ろレ^ろハ^ろふ^ろく^ろ沢^ろ共^ろ
申^ろ候^ろ、^{しめて}本^{しめて}谷^{しめて}八^{しめて}谷

東側ニ入^{しめて}申^{しめて}小^{しめて}河^{しめて}内^{しめて}谷^{しめて}た^{しめて}け^{しめて}迄^{しめて}両^{しめて}側^{しめて}谷^{しめて}数^{しめて}

東側：16. 黒^{くろ}の^た田^た、17. 前^{まえ}戸^と井^い四^し、18. を^とく^い戸^し井^し四^し；是^しハ^しハ^しや^しけ^し山^し共^し申^し候^し、19. し^しな^し
は^しき^し河^し、20. 雨^{しめて}ご^{しめて}ひ^{しめて}だ^{しめて}き、^{しめて}本^{しめて}谷^{しめて}五^{しめて}谷

西側：21. 寺^{しめて}沢、22. こ^{しめて}飛^{しめて}か^{しめて}げ、^{しめて}本^{しめて}谷^{しめて}二^{しめて}谷

「青^{あお}木^き河^か谷^こ通^{とお}り^りま^まて

東側：23. 勢^{せい}田^た山、24. 箸^{はし}箱^こ山、25. 山^{やま}鳥^どり^り沢、26. 青^{あお}層^{そう}山、27. 柳^{やなぎ}沢、28. ぶ^ぶな^な平^{へい}、
29. 船^{ふね}久^{ひのき}保^お、30. 桧^{ひのき}緒^お根^ね、31. 中^{なかつ}山、32. 葛^{つた}久^く保^ぼ、^{しめて}本^{しめて}谷^{しめて}十^{しめて}谷

西側：33. 大^{だい}白^{はく}沢、34. 小^{せう}白^{はく}沢、35. や^やめ^め沢、36. 沢^{ざい}入^にり、37. 下^げ唐^{たう}沢、38. 上^{じやう}から^ら
沢、39. 水^{みづ}沢、40. は^はり^りぎ^ぎ沢、41. 入^い野^の沢、42. 上^{じやう}野^の沢、43. 文^{ぶん}ノ^の入^にり、44. あ^あら^らき^き沢、
45. 南^{なん}沢、46. 阿^あん^んか^かふ^ふば^ばら、47. 阿^あ嶋^{しま}山、48. 飯^い沼^の山、49. 青^{せい}な^なぎ、50. 市^{いち}之^の原^{はら}山、
51. 南^{みなみ}又^{また}、52. 北^{きた}又^{また}、53. 地^ち獄^{ごく}谷、^{しめて}本^{しめて}谷^{しめて}廿^{しめて}壺^{しめて}谷、東^{とう}西^{せい}三^{さん}十^{じゅう}一^{いち}谷、嶋^{じま}川^{がわ}青^{せい}木^き川^{がわ}両^{りやう}谷^{こく}数^{すう}
五^ご十^{じゅう}三^{さん}谷^{こく}余^よ」

ここに記録されている地名や沢名称などと現在場所の対応は、多くの場合後に述べる諸木の有る場所についての資料とつきあわせてできるのですが、青木川両岸沢名は国土交通省（建設省）天竜川上流工事事務所発行の小渋川流域砂防平面図（1995）に示されている名称と場所に良く対応していることが分かります。いくつかは現在地名と対応し難いものもあるのですが、村日記にはこれらの名称が順番に記述されていることにより対応する場所が推定できるのです。

(2) サワラ以外の諸木の分布

宝暦御用木請負による切り出し期間が終るや否やの明和二年（1765）三月、大河原村は御樽木山の木数等の見分報告書を求められました。しかし、「満水により、山内の道や橋が壊れて流され通行できなくなったが、すぐに修復できるよう

な余力はない」として提出が遅れ、結局、明和三年五月付け『書上帳』（『御樽木山御吟味二付木品寸間大積り書附』）が飯田御役所に提出されました。その著しい特徴は、前々から1,000本程あると報告されていたヒノキは谷崩れで埋まって無くなってしまったこと、3,000本程あったクロベはことごとく立ち枯れてしまったこと、ヒノキとクロベは小木苗木ばかりであるとされていることです。また、クリ、カツラ、シオジとボウダラが宝暦十二年（1762）までの報告書と比べて激減しています。一方では報告する径木級を下げて、モミ・ツガ・トウヒ（シロツガも含む）の数は宝暦十二年の報告数と比べて2倍以上にも増加させています。すなわちモミ・ツガ・トウヒは宝暦十二年の『書上帳』までは目通り2尺から8尺までのものでしたが、明和三年の『書上帳』では目通り1.5尺から4尺という径木級の報告で、これは度重なる伐採により中・大径木が尽きてしまったことを意味しています。この『書上帳』は勘定奉行所に不審を持たれ、吟味を受けることになるのですが、それはIV－3で述べます。

この『書上帳』の元帳にあたる明和三年（1766）『御樽木山見分帳』には、鹿塩村と接する小河内谷から、南の上村と接する安康辺りまでの27カ所において、それぞれの区域に生育している一定径木以上の各種樹木数が記録されています。それら区域毎、樹種毎の立木数量を表7に抄出しました。それぞれの区域名称は必ずしも同じではありませんが、番号は図4の番号に対応して示してあります。

『御樽木山見分帳』には、先ず「惣木数」として合計142,550本の記述の後、その内訳として明和三年五月『書上帳』のモミ以下ボウダラまでの記述のそれぞれと全く同じ立木数と長さ（樹高）および目通り（目の高さの周囲長）が記されています。さらに続けて、ヒノキは小木ばかりしかなく、以前からあったものは谷崩れにより押し流されてしまったこと、クロベは古木ばかりで立枯れて折れてしまったが小木はある、と書かれています。表7に示したように谷々毎の内訳ではモミとトウヒ、ツガとシロツガをそれぞれ区別していませんが、合計ではモミ47,549本とトウヒ42,370本、ツガ30,660本とシロツガ9,150本というように区別して記載されています。このような樹種毎の立木数内訳に続き、区域毎の内訳記述が表7に抄出したように続きます。

「せい田よりぶな山迄」の区域の立木は、半数近くが落葉広葉樹であるケヤキ（槻、ツキ）クリ（栗）、カツラ（桂）とボウダラ（ハリギリ、センノキ）でした。現在の南アルプス西側一帯ではブナ林と記載される森林は非常にまれです

が、この「せい田よりぶな山迄」の区域は現在もブナ林と記載されている森林区域を含みます。他の多くの区域も標高1,500m前後であり、気候帯から考えると冷温帯ブナ林が展開していてもよさそうな領域なのですが、すべて針葉樹が優先する森林です。年貢としてのサワラ樽木の割り出しや、大規模な伐採がまだ行われていなかった17世紀当初の大河原御樽木山は、享保九年（1724）以来の『書上帳』における諸木数とその後の伐採の歴史から考えますと、落葉樹もかなり多く混じる、いわゆる針広混合林だったと考えざるをえません。一方明和三年（1766）に至って、「^{もみ}樅・^{つが}樺・^{とうひ}唐檜」の目通りサイズは1.5尺から4尺と、一段と小径木ばかりですが、13万本も立木数を報告できるほどでした。これらは伐採後の自然更新による後継木だろうと思います。

江戸時代を通して鹿塩・大河原山で植林はなされていません。明和元年（1764）初め頃、千村平右衛門預り所の十一カ村はスギとヒノキの差木をするよう申し付けられ、その請書と差木の方法など注意書きを提出しています。そこでは何本の差木をして何本根付き、枯れたかを報告するとしています。大河原村はスギ50本、ヒノキ130本を差し、残らず枯れたと明和元年七月に報告しています。明和二年には再び差木を試すよう申し付けられ、明和二年七月に、ヒノキ1,250本を差し、その内250本根付いたと報告しています。明和元年九月には幕府からクリとマツの苗を空き地に植え付けるよう申し付けられたましたが、それには次のように断っています。リズムカルな味のある断り状ですので、読み下し文で味わってみてください。

「私共村々御^お林^{はやし}の儀、深山^{しんざん}嶮^{けん}岩^そ山にて、その上^{かん}寒^き気強く、雪の消え間少く、自然に生い立ち候ばかりにて植付け相成り難く、たとえ植付け候ても根付き申さず、難場に御座候につき、人夫のみ費^{ついや}しに難儀至極に御座候、その外^{ほか}村内空地と申すは御座無く、適々^{たまたま}空地と相見え候場所これあり候ても、秣^{まぐさ}場あるいは作物^{ぼし}干^{ぼし}場等にて、苗木植付け候ては農業の障^{さわり}に相成り、はなはだ難儀に仕り候間、植付けの儀御免下し置かれ候様、願ひ上げ奉り候 以上」

IV－3 山抜け、谷抜け一荒川大崩壊地

(1) 明和三年御樽木山報告書吟味

明和四年（1767）六月二十日の晩遅く、千村平右衛門御預り所の飯田御役所か

ら信州伊那郡大河原村名主あてに六月十九日付けの呼び出し状が届きました。これが「IV－1 なおも続く諸木切り出し」および「IV－2 大河原山における諸木の分布」のところで述べた明和三年『書上帳』に関して、明和六年まで続く吟味を受けた事件の始まりでした。

この呼び出し状に従って大河原村当番名主の庄左衛門と供1名、組頭安右衛門と傳左衛門の計4名は六月二十二日に飯田御役所に出頭しました。対応した飯田御役所の役人は御頭衆（代官）の一人宇部只右衛門と、もう一人は湯浅儀兵衛でした。その用件の中心は、明和三年五月の『書上帳』でヒノキやクロベは小木苗木ばかりだと言っているものを三百本ほどあると手直しして、出し直してくれぬか、ということでした。安右衛門はすぐに、その書き上げ帳は、鹿塩村の五郎三郎、伊勢の伊兵衛と長三郎など専門家に頼んで、御樽木山を詳細に調査の上こしらえたもので、無いものを有ると手直しは出来ないと断りました。「それなら先々御樽木山を実地見分するということになろう。そうになったらその方達もいろいろ物入りで苦労することになろうよ。我々が見分するという事になっても難儀だが、江戸表より御見分などということになったら大難儀におよぶではないか」と一種のおどしをかけられています。当時幕府方役人による見分は、村方にとって多数の人手と多大な出費を必要としたからです。ヒノキやクロベのように特に重要視されていた木がこれだけ有ると報告したとして、万一それらを切り出せと命じられた時に、有りませんでは済みません。詮議の厳しさは木曾辺りで「木一本首一つ」と言われていたのと同じだったろうと思います。

六月二十四日、また御役所から沙汰があり村役人三人は出頭しました。そこで宇部只右衛門から、「ヒノキとクロベを三千本程有ると書いて、ただし小木苗木ばかりだということにして書上帳を書き改めることが出来ないか」と改めて問われたのですが、やはり無いものを有ると書くことはできないと村役人が断ると、それなら実地見分をする、と言われました。もはや見分は免れないと判断して、村役人はその見分の時期は翌年（明和五年）春過ぎた頃と願い、御役所も準備に十カ月程かかるからと言って同意しました。

七月三日九つ時（昼12時）、またもや飯田御役所から「御樽木山木数改之義」について、名主庄左衛門、組頭安右衛門と傳左衛門三名の呼び出し状が届きました。この呼び出しには当番名主庄左衛門と供の者、安右衛門と傳左衛門兩人の代人として組頭弥次右衛門が出頭しました。弥次右衛門の報告は次のようでした。

「もしも御役所の言う通りに書付を出し直すならば、御見分はきっと取り止めにしてくださいますか」とお尋ねしましたところ、「下の者が上の者にあれこれ指図するのか」とお叱りを受けました。「しかし、もしも御見分なさいますならば書付を出し直すには及ばないと思います」という趣旨を申し上げましたところ、只右衛門様は、「書付を取り立てるについては江戸表へ御伺いするので、もしも見分を仰せ付けられたならば、そうするまでのことだ」とおっしゃいました。

ここで問題になっている書付による大河原村の返答は次のようなことでした。

①宝暦御用木切り出し跡を調べて提出した明和三年『書上帳』において、ケヤキが減木されていることと、ヒノキ、クロベが小木苗木しかないとしていることについての疑問に対して、ケヤキは風折、かざおれ雪折ゆきおれや根返り（倒木）で減少した、ヒノキは荒川山にあったが谷抜（鉄砲水）と山崩れで埋まった、いつ谷抜けや山崩れが起こったか分からないが、宝暦御用木切り出し作業の際に立木が無いことが分かったものである、②ヒノキやクロベがないことは本当に調べて確認されていることかという疑問に対しては、宝暦御用木切り出しの年限が終わった翌年には調べたと回答した、③宝暦御用木切り出しの際に数多く切り出した木（モミ、ツガ、トウヒ、カラマツなど）でも、明和三年『書上帳』で増木しているものがある一方で、切り出していないのに減木されているものがあるのはどういうわけかという問いに対して、前の報告の小木苗木が生長したからだということ、谷抜け等の損失や御用木で切り出したなどの理由で減木したこと、④特に大切なケヤキ、ヒノキ、クロベが減ったり無くなったりしていることに御用木切り出しの際に気付いていたにもかかわらず、なぜその報告が遅れたかという問いに対しては、深山峻岨でなかなか簡単には見分できない山なので、いつ谷抜け等で木々が無くなったかは分からなかったが、見つけたのが宝暦御用木切り出しの時期だったのでそれが終わってから調べて報告するつもりだったので遅れた。

このような回答の書付を出したのだから、難儀な実地見分はやらなくともいいではないかと村役人が考えるのは当然でしょう。しかし見分をするかしないかは御上の決めることとして、下のものが上のものを指図するのかと叱る飯田御役所も、このときは幕府勘定奉行所に対して千村平右衛門名で伺い書の形の説明書を提出しています。

ここで述べられている荒川山の谷抜と山崩の記述はたいへん興味深いことで

す。現在「荒川大崩壊地」と地図にも記載されている地と、その崩れに付随して「広河原」が形成された区域にあったヒノキが、谷抜（鉄砲水や谷崩れ）、山崩れで埋まってなくなったというのです。宝暦御用木切り出し以前にヒノキが「有る」という報告書は延享元年（1744）『御林帳』のことなのですが、他に特別にヒノキの材木切り出しについて幕府の問い合わせに答えて調査報告したものに、寛保三年（1743）『^{ひのきざいもく お たずね に つきさしあげ しょうろう かきつけ}檜 材木御尋ニ付指上候書付』というのがあります。これら文書に記されているようにヒノキがあった場所がほんとうに荒川山を中心とした地ならば、荒川大崩壊地は別としても、少なくとも谷抜、山崩によって広河原が、あるいはその一部が形成された時期は1743年から1760年の間であろうということになります。

その後も何度か大河原村役人は飯田御役所に出頭し、ヒノキやクロベの木数を書くか書かないかで押し問答するのですが、結局ひとまず次のように処置することで村方は同意しました。一つは「先日提出した帳面では材木数は概数であるのに、木数を10本、1本の数まで詳しく記すのはおかしい」という理由で、明和三年（1766）五月の『書上帳』の各種樹木数を概数らしく書き直して再提出すること、もう一つはケヤキ、ヒノキとクロベが減数していたり谷抜け等の理由で無くなっていたことの報告が遅れたことはなほだ^{ふらち}不埒であったことを文書に加えること。

大河原村は、明和三年五月『書上帳』の改訂版を明和四年九月に提出したのですが、それでも御樽木山木数についての取調べは難しい状況であるという江戸表の様子が伝えられました。いつ江戸幕府方により御樽木山を見分されることになっても困らないようにと飯田御役所役人は心配し、大河原村役人を再三呼び寄せています。

(2) ^{まいぼく}埋木掘り起こし見積もり

明和五年（1768）九月も末になって、飯田御役所からの急の御用がありました。荒川山に以前あったヒノキは谷抜け、山崩れで埋まってなくなり、クロベは立ち枯れや風折れ雪折れなどでなくなって、小木苗木ばかりであると報告し、無いものを有るとは報告できないと言い続けたことが、それでは埋木掘り出しに掛かる費用と掘り出した木を材木として出せばどれほどになるか見積りを出すようにという勘定奉行所からの通知を受けるという結果になったのです。その答弁書作成のために傳左衛門が飯田御役所に来るよう伝えられたのでした。この埋木掘

り起こし見積りの件について大河原村が提出した文書は、明和五年十月『御樽木山御用木伐跡改之上減木埋木掘起御入用見積等之儀御尋二付申上候書付』^{きりあと げんぼくまいぼくほりおこし}があります。

これは、①埋木掘り起しに掛かる費用と掘り起した木を材木にすればいくらになるかの見積りを出すように通知を受けるまでの顛末、②埋木掘り起し^{てんまつ}の見積りは実地見分の上行うが、深山嶮岨の山奥で見分も難しく、さらに実際に掘り出しを行うなどは出来ないこと、③年賦^{ねん ぶ}冥加金^{みょうがきん}を支払って少しずつ掘り起しなど行うということにしないと、今回の減木等の件は解決しそうもないだろうが、百姓は困窮しているのでそれは出来ないこと、④見分は御役所に従って行うようにしたいので、諸々必要なものは早めに前もって仰せ付けてほしいこと、等が記述されています。この文書でも谷抜け、山崩れによる埋木の地として、「特にヒノキが生育していた、荒川山という山崩れの場所は、大山嶮の近くにあり、そこは村居から十余里ほどもある」と、今日の荒川岳（前岳）西斜面の大崩壊地をあげています。

江戸表の詮議が埋木掘り起こしまで考えるほど「ことのほか難しく」なっていることの真意は何なのかについて、飯田御役所はさまざまな人づてに探っていたことが、『大河原山減木 并 弁木御伺二付 存 寄談判其外覚書』^{ならびに せんじよる そのほか}から読み取れます。この文書の要点は次のようなことです。

先ず埋もれ木の掘り起こしに要する費用と、掘り起こした木を材木にしたらいくらになるかの見積りを出すにあたって実地見分をする際には、山のことを良く知っている者（たとえば鹿塩村の五郎三郎）を雇って案内させなければならない。見分のために山入するにあたって道や橋の工事をさせねばならないが、その他の入用も含めて多大な費用がかかる。明和三年の書上帳における減木数に相当する木が埋まっているとして見積もるしかないが、掘り起こす費用や見分費用等入用が莫大で、もし掘り起こしても木がなかったりしたらどうしようもない。冥加金を取って百姓に埋木を払い下げること考えられるが、埋木量が不明では冥加金高も決められない。減木数などの報告が遅れたことは不埒^{ふらち}だから過料永^{かりようえい}（罰金）等科すことも考えられるが、村方を納得させるのは容易ではない。これ以上名主や村役人の詮議を続けても解決しようがない。幕府の吟味方が今回の件の取り調べに動いているという心配はなさそうだ。勘定奉行所はきちんと説明書を出せば報告書を認めるらしい。しかし、万一幕府方による現地調査がなされたとき

困らないように、やはり一度実地見分はしておかないといけない、と結論されています。最後に幕府方の内意等を探って内々話してくれた方々に「軽き御看^{おきかな}」などをお礼に差し上げることも記されています。

この文書は明和六年（1769）のはじめに書かれたものと思われますが、明和三年五月（および七月）付けの『書上帳』のままで勘定奉行所に説明をしてきた飯田御役所にとっても、何とかして事が無事に済むようにあれこれ考えている様子が窺えます。また幕府勘定奉行所が本気で埋木掘り起こしを考えていたかどうかはわかりませんが、もし本気ならば埋まっている木を掘り起こしてでも建築用材（あるいは財源としての材木）を欲しい理由が当時あったということでしょうか。

(3) 荒川大崩壊地、広河原の谷抜け、山崩れによる埋木の実地見分

埋木地の見分をする必要があるという結論が出て間もなくの時期と思われる明和六年四月朔日、飯田御役所から大河原村名主宛てに三月二十九日付の呼び出し状が届きました。このときは名主右馬之丞の代理として伴の兵左衛門と当番名主安右衛門が出頭しましたが、同時に鹿塩村の五郎三郎も呼び出されていました。五郎三郎への用件は、「大河原山埋木掘出し見分に役人を派遣することについて、その方ご苦労だが、道、橋、梯子^{はしご}等を^{こしら}えたる指図をせよ」というものでした。五郎三郎は、大河原村のことなのに自分がそのような役を負う理由がない、と抵抗するのですが、殿^{おんもと}の下で大河原村も鹿塩村もあるものかとむりやりに請書を提出させられます。

兵左衛門と安右衛門が出頭すると、代官の湯浅儀兵衛から、「去る^{ねどし}子年十月に申し渡して請書も受け取ったが、申し聞せたように当月末に御見分に参るつもりだ」と伝えられました。安右衛門は、前の話では夏に見分ということだったではないか、六、七月にならないとどうい釜沢より奥の荒川岳の元には行けない、と答えました。すると代官儀兵衛は「よく考えても見よ、このたびの事は当御役所のつごうで行なうことではないし、久々里が行ないたいことでもない、すべて大河原村がしてかしたことはないか、あるのかないのか分かりもしない埋もれ木を掘り出すとすれば、どれほどの出費になるのか、又掘り起こした木を売り払うとしたらどれほどになるのか、というような難題が御勘定所より殿様へかけられそうなのだ。もし首尾よく済ませなんだら、殿様がどのようなお仕置きにもなるやも知れず、もしそのようなことになったならば村方にも難儀が及ぶであろうからだ」などと言って、これまたむりやりに請書を提出させました。

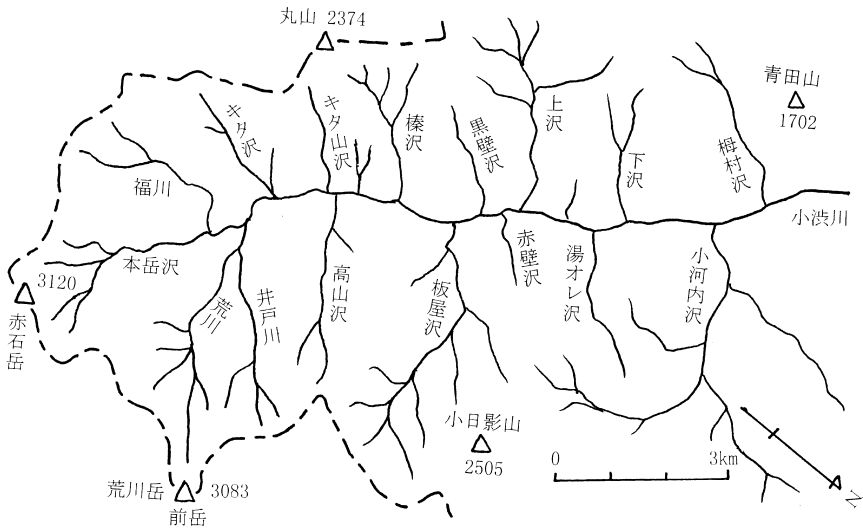


図5 小渋川奥地枝沢など概略図

赤石山脈（南アルプス）の主峰赤石岳（標高3,120m）に発する本岳沢と、荒川岳（前岳3,083m）からの荒川が合流するあたりに、荒川大崩壊地と称されている崩壊地から主として供給された岩石が堆積して、広大な「広河原」が形成されています。河原の幅が約200～300m、長さは直線距離で約1.5kmほど、標高約1,300から1,600mです。これより上は荒川岳前岳のほぼ頂上から一気に崩れている大崩壊地です。流れは高山沢や板谷沢、梅村沢など多くの沢を合流して小渋川になり（図5）、さらに青木川と塩川を合流し、やがて天竜川にそそぎます。これらの川は近世大河原村と鹿塩村の御樽木山から切り出した材木の運材に重要な役割を果たしてきました。

明和六年（1769）六月三日付けの、大河原村名主右馬之丞の伴である兵左衛門と他の村役人から飯田御役所にあてた文書には、次のようなことが記されています。

「……先月上旬から毎日のように降り続いた大雨のために、小谷川が所々で氾濫し、本谷通にある道がごとごとく欠け崩れ、御用木を出した時に作りました道や橋も跡形も無くなってしまいました。だから新しく道や橋を作らないでは、山奥へ行くのは難しいので、山に慣れた者共を雇い、村役人もその他人足も大勢加えて、本谷通りの川々四、五十カ所の場所に橋を架け、嶮岨難場で人跡も絶えた

所には、梯子等をつけなくてはなりません。そうでないと地元の者でも入り込めないような山内です。道、橋や梯子等の用意が出来ないうちは、御見分も成り難いものです。ヒノキやクロベがある荒川山山崩の場所は、極めて山奥で、村居からおよそ十里程もあります。これから天気がよくなりしだい取り掛っても、二十日程も日数をかけなくては、通れるように道筋を作れません……」

ここで「御用木を仕出した時」とは前述の宝暦十年（1760）から明和元年（1764）の宝暦御用木請負のことです。大河原村の代々名主前嶋家の屋敷のある大河原中心部辺りから広河原までは直線距離にして15kmほどです。当時も現在も大河原集落から見て東方面約4kmの釜沢が最奥集落です。ここからさらに見分地になった広河原までは、現在の登山ルートでさえも小渋川を二十カ所以上も渡渉しなければならない難路で、実感としては「およそ十里ばかり」と言いたい気持ちには分るような気がします。

図6は、明和六年大河原村前嶋政房（兵左衛門）による『萬日記』の六月二十一日付けのページに描かれている、見分地までの道筋と谷や沢の名称の覚え図です（縦14cm、横35cm）。釜沢集落のある小河内沢（古河内）辺りから、見分地である広河原とそこに建てられた宿泊小屋および井戸川（いどがハ）、荒川（荒川山）、小渋川兩岸に合流する主な沢が書き込まれています。見分地は「^{ひのきがはらしま}松ヶ原嶋」と呼ばれていたようです。図7は現代の地形図をもとに図6の絵図の範囲を描いたもので、沢の名称は地形図や登山ガイドマップなどを参考に書き入れてあります。これと比較するとこの「御見分道筋絵図」は、方角と沢と沢の間の距離などが多少違うことを除けば、よく描かれているものです。木樽、本岳沢と福川などの沢名称に今日との違いがあります。また、絵図では福沢となっていますが、南沢と福沢が逆に記されています。

この山崩れ、谷抜けの地の実地見分について『萬日記』の記述は「六月十九日、御奉行様方^{おいで}御出に付、掃除人足を呼び申し候事」から始まります。飯田御役所からの一行は、「谷沢幸内殿、井上柳八殿、御足軽近藤伴左衛門殿、小者^{こものいちにん}壱人」の四人でした。飯田御役所の御頭^{おかしらしゅう}衆（代官所役人）は出張せず、手代衆でもってこの見分はなされたことになります。

六月二十一日には御奉行方はいよいよ御樽木山荒川谷へ御見分に出かけました。案内の村役人は名主の安右衛門と兵左衛門、組頭と惣百姓代の計九名、荷物持ちの人足、お茶や弁当掛等計26名、日雇^{ひよう}差配の鹿塩村数右衛門と日雇方^{ひようかた}計六名

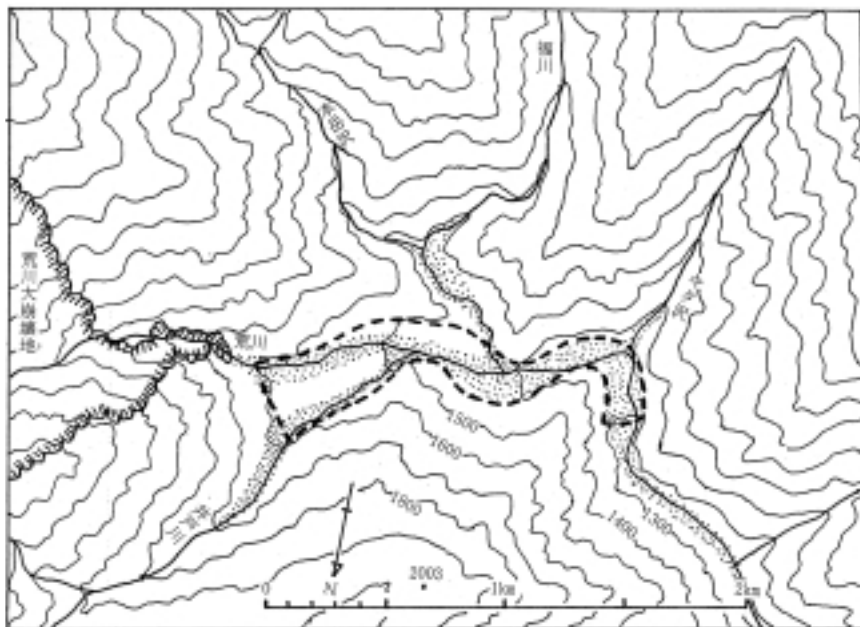


図7 現在の広河原と周辺地形図

という大勢でした。途中木屋で一泊し、二十二日に荒川岳の広河原に到着して、荒川岳の谷抜けの实地見分ということになりました。

荒川岳の中腹にあたる、今日荒川大崩壊地と記載されている山崩れにより、土石が谷を埋めて形成された広河原を見分した奉行方は、「これは谷抜けではないな、荒川谷が谷抜けして押し出した土石が堆積したのだ、山河原とでも言うべきか」というようなことを言っています。その場所は、「本谷筋より左に当り、山崩れ谷抜けが押出して、河原ができた場所だが、埋木になったとする樹木類等も見当たらず、石の下に埋木が有るのか無いのかも判断しがたい」と述べられています。さらに、「本谷は南沢、福沢という所の奥より流れ出している谷であるが、高山には草木が生えているかどうかも見えにくく、役に立つ木立が有るとは見受けられないので、それ以上は本谷大山嶽の方へは登らなかった」と述べられていますので、赤石岳本谷方向には見るべき用材立木も見当たらず、見分に登って行かなかったことがわかります。そして広河原と荒川大崩壊地については次のようなことが記述されています。

先ず広河原は登り十町程（町は長さ、距離の単位、1町は60間、約109m）、巾二百間（巾が約360m）に及ぶ大石の累々たる河原であること、続いてさらに上部に荒川山が崩れてできた河原が十町余巾二百間余であること、この場所は以前に木立があったところだが今は荒川崩れて埋まってしまい見当たらない、それより奥が荒川大崩壊地で、雪解けや大雨の時に崩れ、地形が変わりやすい所であると見受けられたこと、大石河原の最上部辺りに雑木の小木があるので、近年の崩れだけで埋まったとは言えない。

奉行方は休息中に荒川谷の現場絵図を書き、それを村役人達に見せたりしておりますが、後日のために村役人にも写しが渡されています（図8）。これは簡単な絵図ですが、広河原内の川の流れ位置が今日と違うことを除いて良く周辺の地形などを表現しています。現在の広河原と大きな違いはありませんが、荒川大崩壊地も「荒川入山抜押出」と記入されています。

現在の地形では、荒川と井戸川の合流は標高1,500mのあたりですが（図7）、明和六年の絵図ではもっと上流地点で合流しているように見えます。つまり、上記の広河原に続く荒川山登り道十町余の大石河原の上部、標高1,600mあたりで合流し、河原の南側をほぼ西へと流れ下り、フク沢と南沢（福川と本岳沢）と合流しています。それより下流も、絵図では広河原の南側を流れているように描かれています（図8）。広河原の北側に埋木見分の際の宿泊木屋があります。

現在の荒川と井戸川の合流点から上部、標高1,500～1,600mの河原には樹木が生育しています。本岳沢との合流点より上部にも樹林が展開していますが、ここには広河原小屋があり、大鹿村からの赤石岳登山路の入り口になっています。後に述べるように、ここは宝暦十三年（1763）当時の赤石岳登山路としてすでに使われていたようです。

広河原や荒川大崩壊を目の前にして安右衛門は、「このような所では、ちょっとやそっとで積もった石とは申せませんが、以前はここにヒノキがあったのだと、年寄どもは申しております」と言うと、奉行は「埋木があるとしてもこれではとうてい人力は及ばぬし、また本当に埋木が有るともみえぬ。この谷に苗木でも有るならば分るのだが、この近所には小木さえも見当たらぬ」と言いました。そこで安右衛門はすかさず、「何とかこの度の御見分で御済ませ下さいませんか」と願いました。谷沢幸内は、「十中九はこの度の見分で相済むよう申し上げることにしよう、そうでないと殿様もさぞかしお困り遊ばされるであろう。百姓もそ

れでは大難であろうよ」と答えています。

実地見分が終わると村役人は谷沢幸内と井上柳八にあてて『差上候山内御見分之覚』を提出しました。これにはこの見分までの経緯と、荒川山の谷抜け山崩れの地の見分の結果、ヒノキなどみあたらないこと、クロベは立ち枯れていること、埋木掘り出しは人力はどうい及ばないこと、木数などの調査結果は山の事をよく知った木師や木こり達を雇って調査し報告されたものなので間違いはないことなどが記されていました。この覚書は十一月に文章表現上の手直しをして再提出して相済みとなりました。

たしかにこの見分により明和三年『書上帳』報告についての吟味は十中九は終わったのですが、残りの十分の一つに当たるのは次のような事々でした。

荒川山見分の際には枝沢などに至るまで見分出来ず、遠見したにすぎなかったその理由を飯田御役所は求めてきました。これに対し、「深山嶮岨大難場なので、とても枝沢などに入り込んで案内などはできない」と返答すると、「そのようなところで宝暦御用木の切り出しの仕事はどうやってできたか」と問われます。それには、「猿同然に相働き候」^{そま}杣や^{ひよう}日雇だからできることで、普通人ではとても入り込めない、という返答をしています。結局そのような枝沢に至るまでの実地見分は行われてはいません。

大河原村御樽木山における雪折れ、風折れ、立ち枯れ、根返り等の木々、および山崩れや谷抜けで埋まった木々を買い請ける者は届出よ、というお触れが明和六年九月に出ました。しかし大河原村は、「村方は力及ばず、買い受けることなど困窮している百姓共ですので、何分お断りしますことを幾重にもご容赦ください」と返事しています。

このように明和三年『書上帳』において、ヒノキやクロベは小木苗木ばかりで、その他の諸木の数も立ち枯れや山崩れ谷抜けなどで減少したと報告したことから始まった難しい詮議は終わりました。後に明和八年(1771)の『御林帳』からは、飯田御役所が望んだように、ヒノキとクロベは小木苗木が生長したとして3,000本程報告されるようになります。以後幕末まで基本的には明和三年の『書上帳』の諸木数を基礎として大河原御樽木山木数報告はなされました。

荒川大崩壊地が描かれているもう一枚の宝暦十三年(1763)の絵図が残されています。信州伊那郡住人前嶋右馬之丞政俊の署名印形があり、「宝暦拾三未年八月朔日釜沢嶽一見、信州駿州一覽いたし候に付、見分絵図^{これをしたため}認^之申候、大河原

[illegible]

文字はほぼ同じ位置と大きさと入れ替えてある。(a)～(b)は付紙の位置で、書かれている文字は本文参照。原図縦40cm、横60cm

ついては今の所不明です。

この絵図は縦40cm、横60cmで、一部茶と白色に着色されています。明和六年(1769) 絵図と同じく、大河原村御樽木山釜沢本谷嶽方面が描かれていますが、ここでは荒川岳と荒川崩れが図示されています。沢の名称は福沢と井戸川だけが記入されています。点が打たれている範囲は主に広河原を意味し、他の範囲は樹木を表す模様でおおわれています。沢は二重線で、尾根部 稜線は一重線で描かれています。井戸川と荒川の合流の位置と、本岳沢を合流した小渋川の流れは、明和六年の絵図に描かれているものとやや違っているように見え、むしろ今日の地形図にある流れとよく似ています。現在の地形図と比較すると、遠近などについて広河原がやや誇張されていることを除けば、方角も、線で表現されている稜線もかなり正確に記されています。

絵図で最も興味深いのは、荒川岳の頂上から広河原の最上部までの荒川大崩壊地が描かれていることです。他にも大小の崩壊地を描いていると思われる黒塗りの部分が見られます。「釜沢本谷嶽」とは赤石岳のことですが、この上部には森林を示す模様が記入されていません。これは森林限界より上部の草地などを表現していると思われます。荒川嶽も釜沢本谷嶽も、頂上や稜線が1～2cmに白い顔料で縁取りしてあります。これは冠雪を表現しているのかもしれませんが、旧暦八月朔日(一日)あたりの冠雪は考えにくく、色付けされた村絵図の場合も「獄」である高山は冠雪のように白色に塗られていることがありますので、これが「獄」を表す定法かもしれません。

この絵図には次のような付紙がなされています。(a)釜沢本谷嶽と荒川嶽の稜線の間の位置に「嶽にて雨乞拝場ならびに未八月見分木種の改め候所」、(b)本岳沢(釜沢本谷および福川)と小渋川の合流点よりやや上流の本岳沢河原の「本谷木種改この所に改め置き候」、(c)本岳沢と荒川の間の尾根最下部の広河原に「嶽山へはこの山より上る」、(d)本岳沢と小渋川の合流点の北側広河原内に「この所未年中に木屋を立て候」、の4枚です。(a)の雨乞を行う場所とは今日の百間平の辺りと思われます。(c)の嶽への道は今日の赤石岳への登山路と同様で広河原小屋がある位置です。(d)の木屋の位置は明和六年の絵図と同じです。

中央構造線に添った山岳地帯には巨大崩壊地が多くあります。大鹿村内では荒川大崩壊地や、明治三十一年(1898)及び昭和四年(1929)に大災害が発生したという奥茶白山上沢上流崩壊地があり、鷲ヶ巢^{とびがす}の崩壊や二児山のサルナギなども

崩壊年代不明の大崩壊です。他にも大小の地滑りや崖崩れが多く、これらは中央構造線外帯側堆積岩地域の崩壊地ですが、赤石山脈の東側にも、大井川流域の赤崩れ、ボッチ薙、千枚岳崩などの巨大な堆積岩地域崩壊地があります。大鹿村の村内を南北に切る中央構造線の内帯側地域では、昭和三十六年（1961）に大崩壊して大災害が発生した大西山の崩壊は重要です。これらの大崩壊の主要な原因は、中央構造線という大断層に付随する大小の断層と、主に中央構造線の東西にある破碎帯の不安定さにあると思います。これに加えて1600年以来約150年も樺木の原木サワラを切り出したことと、1700年から幾度も大量のモミ類ツガ類などを切り出したことが、地質の不安定さを拡大させたでめりましょう。ここに述べた荒川大崩壊地もいつから崩れ始めたかは不明ですが、現在に至るまで常に大量の岩石、土砂を小渋川、天竜川に供給し続ています。前述のように、少なくとも文書記録に基づく限り、広河原の一部は1740年代から1760年頃に形成されたと考えられます。一度の大崩壊で大きな河原が形成され得ることは、上記の上沢上流崩壊地や大西崩れなどによる大きな地形の変化の例も同様です。現在でも大雨の際に大岩石の転げ落ちる轟音が広河原小屋に避難した人々を脅かすといひます。

IV－4 天竜川河口掛塚湊の材木流失

八ヶ岳連峰や蓼科山などを源流とするいくつかの河川が諏訪湖に注ぎ、そこから伊那谷を経て遠州灘の河口まで213kmを天竜川は流れています。その間に中央アルプスや南アルプスを源流とする多くの河川が合流しています。近世のはじめにおいてすでに、天竜川東西の伊那山地と中央アルプスの伊那地方斜面の植生はかなり貧弱でした。そのため、風化花崗岩地帯であるこれら地域からは相当大量の土砂が天竜川に供給されたに違ひありません。加えて、中央構造線に沿う西側の伊那山地斜面（内帯花崗岩）と、東側の南アルプス主峰赤石岳、荒川岳等の斜面（外帯堆積岩）が崩壊して出た土石が、小渋川と天竜川により運ばれました。小渋川が荒れると天竜が荒れる、と言われるほど小渋川の状態は重要であるといわれてきました。「暴れ天竜」といわれていた天竜川が暴れば、大量の土砂が一気に河口にまで至ることは想像に難くありません。この河口にある掛塚湊（現在静岡県竜洋町）から、伊那と遠山などから天竜川を流して運ばれた材木は船積

みされて江戸などへ運ばれました。しかし、港で繁栄した掛塚にとって大きな悩みは頻発する洪水とそれに伴う土砂でした。大量の土砂で港は埋まり、やや大型の船は接岸できず、積み荷は小型船を使って積み下ろしをせざるをえませんでした。筏に組んだ材木も同様でした。宝暦十三年（1763）七月に起こった掛塚港における材木遭難は、このような事情が大きく関わったものであったと思われます。ここに述べるのは宝暦十三年七月、大河原山から切り出した材木を船積みしている最中に強い西風にあおられて流出遭難した事件です。

宝暦十二年午年に御用木として大河原山から切り出した材木の内、木数222本（2間1尺角廻し194本余）を江戸へ運ぶよう準備されたのは五月、船は掛塚湊九兵衛の持ち船で、船頭徳兵衛と水夫の八人乗り組みでした。遠州灘は航海には難所で、天候が悪ければ1カ月以上も風待ちすることはよくあったようです。七月朔日に天気が良くなる浪風に見えたので、瀬取船^{せとりふね}で材木を引いて、沖に停泊していた船に積み始めたところ、俄かに西風が吹きつけて浪風が荒くなりました。積み込みつつあった材木筏が強い西風により制御できず、他の船との接触もあり、結局力及ばず材木は散乱して流れてしまいました。

当日は他の類船が大河原山からの御用木などの積み荷を積んで東の河口を出港しましたが、ここは西風に対して風裏になるので、まったく差し支えなく荷を積み出港しました。一方西川口から出ようとしていた二艘の舟も積み荷が流されました。流れた材木は御用木ではなく敷木で、運良くほんの少々であったようです。

徳兵衛が乗る船の被害が最も大きかったのは、油断していたからではないか、と咎められたのですが、大勢で力を尽くしたが及ばなかったと取調べには答えています。さらに、西風だから東浜へ材木を引きつければ良かったのにそうしなかったのはお粗末千万ではないか、という責めには同年四月二十三日に発生した船遭難事件を例にして、掛塚湊で風害の時は容易には浜に船や材木を着けることができず、掛塚湊へではなく志摩の鳥羽湊へ避難せざるを得なかったほどだと申し立てています。

流出した材木はほとんど回収されることがなかったと思われます。わずか三件、合計7本の材木が回収された報告があるのみです。まず榛原郡川尻村の沖合5里程の位置で鰹釣り船^{かつお}4艘が4本の材木を7月14日に取り揚げています。次は7月18日で、同じく榛原郡下吉田村の沖合1里半の位置で1本回収されました。

た。川尻村と下吉田村は共に大井川河口右岸に位置し、現在静岡県榛原郡吉田町ですから、材木は天竜川河口から2週間以上も漂流して御前崎を回り駿河湾西側に流れ込んだようです。残る1件の報告は、駿州焼津湊の徳田屋甚兵衛の手船が江戸から帰帆の節に、伊豆長津呂（現在の南伊豆町）の沖合で2本の材木を回収したというものです。報告書の日付は宝暦十三年（1763）八月ですが、材木の回収日時は不明です。江戸から帰帆した時は東風で、他に材木は見かけなかった、天竜川沖で西北風により材木が流散し、遠州沿岸や伊豆下田まで御触れを出したが発見されなかったところを見ると、はるか南海上に流れ去ったのであろう、とこの報告書で述べています。

流出した御用木は本来幕府の損失のはずですが、宝暦御用木の場合は事情が少し違っていました。宝暦御用木の材木は従来の納入契約とは異なり、江戸本所深川で受け渡しになっていました。この御用木では運材途中で時間が掛かりすぎたために腐木が多く、その弁木で大河原村は大変な苦勞をしたのでした。掛塚港の材木流失分は、運材を請け負った船主九兵衛が負担しました。俄かに風が強くなり、力を尽くしたが及ばずに材木が流れてしまった事情はわかるが、これまでに材木を積み残すことはあっても、取り放って流失させてしまったことはなかった、このたびの流失は心得難いので、流失した材木156本（2間1尺角廻し130本余）は船主九兵衛が弁木するように申し付けられたのでした。

掛塚港は、近世を通じて膨大な材木を運び出して繁栄しました。この繁栄と大河原村の災害の多さのいずれも、天竜川上流域の山岳地帯から、赤石岳や荒川岳のような「極めて深山嶮岨」な地域からさえも、膨大な数の樹木を伐採して運び出した結果であろうと思います。町が繁栄するほどに、大量の土砂で埋まった港が「名ばかりの不良港」にならざるをえなかったのは皮肉なことです。それは中央構造線とそれに関連する表層の不安定さによるだけではありません。樹木を切り出した結果の表層浸食と、港町のこのような繁栄と衰退の歴史は、木曾三川や淀川、安部川などの河口、港湾の歴史や、西欧の森と文明の歴史の中の多くの例と同様でありましょう。荒廃した河川と港湾の再生に取り組むのは、明治の初めに政府が招聘したオランダの水工技術者の一人ヨハニス・デ・レイケによる、河川上流域治水治水の重要性の指摘以後の事になります。

V 大河原山からの御巢鷹の調達

自然環境変化の研究では、植物、動物や他の生物、土壌や地形、景観など総合的な変化も知る必要があります。近世以前の自然環境における野生動物などのことは、生態学的に考察できるほどに記録が残されていることはほとんど無いといってよいでしょう。鷹でも他の生物でも皆同じなのですが、生物はその生活空間を^{おびや}脅かされれば、絶滅しかねないことは、現代の環境問題として非常に心配されていることの一つです。鷹の生活空間とは、言うまでもなく樹林です。樹林に依存して非常に多くの動物が生活しますが、そのような所の食物連鎖の最上位にいる鷹類について知ることは環境の過去、現在、未来を考えるうえで重要です。樹木の伐採が盛んに行われた後の18世紀後半から19世紀前半の大河原村とその周辺の山林に、鷹がどの程度に分布していたらいいかということと、鷹の採取を求められた人々の対応の様子について、ここでは述べます。

V-1 鷹狩の概略

わが国で鷹狩に使用された「鷹」は、主にオオタカ（蒼鷹、黄鷹）およびハイタカ（鷲）で、他にツミやハヤブサも少しは使われたようです。仁徳天皇に献上された鷹でキジを取らせたのが始まりであったといわれています。近世になって徳川家康は盛んに鷹狩を行ったことは有名ですが、4代将軍家綱まで鷹狩は非常によく行われており、そのための鷹は伊那地方からも調達されたのだらうと思います。延宝八年（1680）に5代将軍綱吉に代わってまもなく、生類憐れみの令に関わって鷹狩は強く制限され、鷹匠や鳥見の職が廃止されました。幕府の鷹坊にいたオオタカ・ハイタカ計43居^{すえ}が野に放されました。宝永六年（1709）に綱吉から家宣、家継に代わっても鷹狩は行われず、8代将軍吉宗の時代になって、享保二年（1717）に鷹狩は復活しました。その後も鷹狩は続いたのですが、13代家定の頃までには低調になり、14代家茂の時代（1858～1866）で幕を閉じました。

鷹狩に使う鷹は、東北地方で多く捕られて献上されたようです。『放鷹』（宮内

省式部職編纂、1983、吉川弘文館）には鷹を出した地名が掲げられています。陸奥、佐竹、南部、松前の東北諸藩に鷹を産する地が多く、次いで信州の地が多く記されています。これらの中に、江戸時代に徳川幕府直轄地であり、膨大な材木を産出した信州伊那郡大河原村と鹿塩村、および隣接する各地の地域内と思われる地名があげられています。

献上される鷹は孵化してまもなくの雛鷹（^{ひな}巢鷹、御巢鷹、御巢鵒などと呼ばれました）、あるいは1年生以内の子鷹で、それらのメスが鷹狩用に飼育され調教されました。鷹の数詞は居（スエ、据とも書かれる）で、一居、二居と記述されますが、大河原村文書中には一羽、二羽と記述されていることもあります。

V-2 近世大河原村域とその周辺の鷹に関する記録

大久保文書と前島家文書において見つけられた、大河原村とその周辺地域の鷹に関する記録を表8にまとめて示しました。大河原村では1742年から1785年の間に少なくとも4回雛鷹（^{ひな}）が捕られています。他に何度か密猟もあったようです。文書中では「鵒」や「御巢鵒」の文字が使われていることから、捕獲された鷹は多くの場合ハイタカであったと考えられます。大河原村の森林は、それぞれ御榑木山と呼ばれた幕府直轄林、大河原村内山、持山などと呼ばれた入会山（^{いりあいやま}）と私有林や寺社有林とに分けられます。鷹の営巣場所はこれら大河原村域内のいずれかの森林であったと考えられますが、安永六年（1777）の一例を除いて、大河原村域のどこであるかは特定できません。

江戸時代当初からの榑木や諸材木の産出や年貢と比較すれば、大河原村にとって鷹の重要度は低かったのでしょうか、寛保二年（1742）まで鷹に言及した大河原村関係の文書は見当たりません。これまでに述べてきたように、1700年以来この頃までに、大河原御榑木山では長年の榑木原木のサワラの伐採と、3度の大規模な諸木樹木伐採が行われました。したがって1742年以後の文書記録から読み取れる鷹の分布の程度は、これら森林伐採の影響を受けていると考えざるを得ません。

表8 信州伊那地方・大河原村の近世における鷹に関する記録一覧

年 号	事 項	記録の場所、鷹捕獲場所
正保四年 (1647)	鵠の差し出し	下伊那地方
承応元年 (1652)	鷹の巢を大事にすることの一札	清内路村
寛保二年 (1742)	鷹二羽サル二匹の差し出し	大河原村
宝暦十三年 (1763)	鷹捕獲の際の注意御触れ	大河原村他各地
明和元年 (1764) (宝暦十四年)	鷹捕獲の際の注意御触れと請書	大河原村他各地
明和元年 (1764) (宝暦十四年)	鷹の差し出し	大河原村
明和五年 (1768)	鷹の差し出し御用	大河原村
明和六年 (1769)		
安永六年 (1777)	鷹役人来村、鷹の捕獲 (密猟の 発覚)	大河原村：釜澤山 しなはぎ、箸箱山
天明元年 (1781)	御巢鷹の探索に関する御用	大河原村
天明二年 (1782)		
天明三年 (1783)		
天明四年 (1784)	御巢鷹の差し出しが少なく、良 く探して報告せよとの御触れ	大河原村他各地
天明五年 (1785)	鷹の差し出し	大河原村
天明五年 (1785)	鷹の差し出し御用	小川村
天明六年 (1786)	鷹の差し出し御用	大河原村
天明七年 (1787)		
天保八年 (1837)	鷹の差し出し御用	大河原村他
天保九年 (1838)	クマ鷹はいないか、いれば買う	大河原村他

(1) 17世紀伊那地方の鷹

17世紀中の下伊那郡関係古文書で巢鷹について記されているのは、正保四年(1647)七月『信州下伊奈之内申ノ御勘定目録』と、慶安五年(承応元年、1652)三月十六日『一札之事』の二通です。前者には千村平右衛門管轄のいずれかの村から出た鷹について、「米三石五斗、御巢鷹の御褒美に下され候、是は酉の年、

御巢鷹壺巢の内、御鶴壺居、兎鷹壺居上げ申し候ため、御褒美に下され候」と記述されています。ここで、鷹を差し出すと十分な褒美が出たことと、鷹の雛がいる巣一つから御鶴すなわちハイタカのメスと兎鷹（このり）すなわちハイタカのオスを区別してとっていたことが分かります。

後者の文書は、清内路村困窮の救済として根本やうら木（末木）を払い下げてほしいという願いがかなって、守るべきことを記した一札です。清内路村は森林資源の他はこれといって目覚しい産物は無く困窮しました。その対策として少しでも生活の足しにしたいから、御用の材木を出した後に残る切り株や大枝（根本、^{うらぎ}末木）などから、細くて節なども多い品等の低いものですが、材木や板などを取って売りに出す許可を願ったものです。その際に営巣している鷹に影響が及ばないようにするが、もしも障りが出たならば処罰を受けると述べています。このように鷹は保護されていたのですが、言うまでもなく現代的な動機による保護ではなく、鷹狩用の鷹としての保護です。

(2) 18世紀大河原村の鷹

(i) 寛保年間の鷹御用

生類憐れみの令廃止後、享保二年（1717）に鷹狩は復活しました。享保四年当時の将軍家で養っていた鷹は、「大鷹三十五居、鶴十三居、隼六居、合わせて五十四居を算したり。これらの鷹は東北地方より献上せしもの多し」（『放鷹』p70）ということだったようです。献上されたものがすべて無事に育ったわけではないことを考慮すれば、さぞかし多くの子鷹や雛が捕られたのだと思いますが、大河原村関係古文書において鷹に関する記述は寛保二年（1742）が見つけられたものの内最古です。大河原村名主前嶋右馬之丞政俊による寛保二年『御公儀^{ならびに}御用郷中諸用書留帳』の四月十四日付けに、^{くく}久々利（^{くく}久々里とも書かれました、千村平右衛門の本拠地、現在の岐阜県可児市久々利）の殿様御用として「鷹二羽猿^{ひき}二足」の差し出しを仰せ付けられたと記述されています。これについて六月五日付けに次のような飯田御役所におけるやり取りを記しています。

四月に仰せ渡された鷹を手に入れたので差し出すと申し出たところ、あれはもう不要になったといわれた。いまさらそんなことを言ってもそれでは巢守共に何とも言い訳ができないので、今後大河原村名主としては鷹の御用を仰せ付けられても承らないと申し上げた。今度のように御用として名主に仰せ付けても、最近鷹探しも猥りになってなかなか調わない、鷹はそうそう毎年手に入るものでは

なく、もし江戸へ持って行って売れば五両少々、安くとも二両か三両の値段がつくもので、たとえ差し出せと言われてもきっとお断りすると申し上げた。

このことから、寛保年間（1741～1743）にはすでに鷹の調達についての指示が支配下にある村方に出されていましたが、なかなかままならなかった事がわかります。寛保二年に手に入れた鷹がその後どのように処分されたのかは記されていません。

巢守（または巢元）とは鷹の巢を最初に見つけた者で、その後卵が孵化して採取できるほどの雛鷹になるまで見守り、採取してから納入するまでの飼育をし、納入した時に出る褒美^{ほうび}を受け取る権利を持つ者です。鷹を納入した際の褒美については、「享保十四年（1729）には大鷹一居に米一石、兄鷹一居に四斗に増加せられ、翌十五年には大鷹一居に玄米二石、兄鷹一居に五斗とし、献上の者には更に金五両を加ふといふが如き奨励法をとられたり」（『放鷹』 p122）ということで、このような法外な褒美が得られるほどに鷹の納入が少なかったと考えるのが妥当でありましょう。

鷹に関する記録は寛保二年以来宝暦十三年まで大河原村関係文書では見つかりません。この約20年間に大河原村では2度の大規模な伐採が行われました。すなわち、①1745年から1754年までの年貢樽木代材木納によるサワラとそれ以外の諸木切り出し、②1760年から1764年までの宝暦御用木請負による諸木切り出し、です。この約20年間は鷹の御用どころではなかったか、あるいはあったとしても、巢元へ直接出たのかもしれない。

(ii) 宝暦年間の鷹御用

時代によって額は多少違うのですが、鷹を差し出すと多大な褒美が出ました。それほどの褒美が出るならば、鷹の巢を見つけると我先に捕ってしまうのも当然起こり得ることでありましょう。宝暦十三年（1763）四月付けで、幕府から次のような趣旨のお触れが出されました。

毎年買い上げられている巢鷹の品質が最近著しく落ちた。調べてみるとどうやら盗み取りが横行するために早取りしてしまうこと、また鷹についてよく知らぬ者共が取り扱っていることが原因のようだ。今後は貝割れして（卵から雛がかえって）三週ほど経って巢から捕るようにすべきで、盗み取りなどないよう申渡す。

この文書により、鷹狩に使う鷹（あるいは鵒）の調達についての触れを、幕府

は御用林のある各地に直接出したことと、これら各地からそれまでも年々巢鷹が納められていたことがわかります。貝割れ後三週という雛鷹の捕獲時期指定は、たとえばハイタカの巢立ちが28日前後なので妥当でありましょう。

宝暦十三年五月と明和元年（宝暦十四年）四月にこのお触れの請書が出されています。そこには、いままで御巢鷹を見つけると我勝ちに捕っていたが、今後はもし見つけたら、どこで見つけて今どのくらい成長しているかなどについて名主方を通じて御支配に知らせて指示を仰ぐ、御巢鷹を差し出すときは御支配の添状をつける、添状のない場合は買い上げされない、という趣旨がいずれにも述べられています。

大河原村当番名主安右衛門から飯田御役所棚橋元右衛門と市岡佐藏宛てに、明和元年五月十六日付けで、「申し付けられた鷹を見つけた、貝割れしてから21日ほど経ったので巢元弥七を差し遣わすので添状を願いたい」と知らされました。早速上記請書のように実行されたのです。折り返し添状を渡す旨御用書付がもたらされました。

この鷹の納入にあたっては、巢元四名（忠助、前右衛門、長十、弥七）が連名で大河原村名主ほか役人衆宛てに、受け取れるはずの褒美金と鷹の納入に必要な諸経費について次のような一札を入れています。

このたび仰せ渡された御用御巢鷹を私どもが見つけ名主様に知らせた、江戸表に差上げようと御役所へ添状をお願いして受け取った、江戸表に鷹を届けるために必要な経費はすべて私共で賄い、郷中には一切負担をかけないが、その代わりに、江戸表で戴ける褒美金は私共だけで戴くことを約束してくださるよう後日のため一札申し上げる。

どのようないきさつでこのような一札を必要としたのか、鷹の納入の仕方、特に費用についてこれまでもこのようにしていたのかどうか、村日記には記されていません。

このとき扱われた鷹が何羽で褒美金などがどうであったかについては、大河原村代々名主右馬之丞から、倅の兵左衛門への六月七日と十一日付け二通の書簡によって知ることが出来ます。そこには、六月六日に前右衛門、長十と忠助が千村平右衛門江戸御役所に鷹を一羽納めて代金五両、この鷹の餌となる鳥の代金として一両を受け取った、残りの四羽の鷹は戻されたので鳥屋へ売り払ったという事だ、御巢鷹を納めた者たちは帰郷の途についた、と述べられています。

明和元年のこの時期に大河原村名主右馬之丞は、前述した宝暦御用木で出材した材木の江戸への運材が思うに任せず、その対策のため江戸で奔走していました。納入された鷹はオオタカかハイタカかは不明ですが、四羽が戻された理由として、オスの鷹だったか、御用は一羽だったか、千村平右衛門御役所に五羽を買い取る資金がなかったか、いずれかであろうと思います。鳥屋へどれほどの金額で売り払ったのかは不明です。しかし、寛保二年の頃のようにメスならば安くとも一羽につき二両や三両、オスでも一両くらいにはなったでしょうから、三名が江戸まで鷹を運ぶ経費を含めて、在村していたと思われる弥七を加えて四名が分け合っても十分な報酬が得られたのです。

(iii) 明和年間の鷹御用

明和五年（1768）三月七日と四月二十六日に飯田御役所から「御巢鷹久々利表御用」の書状が大河原村名主のもとへ来ました。それには巢元の者が巢鷹を見出したら相応の代金を払うから早速巢の様子など詳しく知らせるようにと念入りに指示されていました。五月六日になって巢守の一人である忠助が名主のもとへやってきて、念入りに山々を調べたが巢は見つからないと報告しました。そのときに名主から忠助へ、「その方達にてもこれ有^{まじ}間敷く候へども、すでに御鷹役人中へ聞こえ候か、去年なども外へ売り候旨、お聞き及びなされ……」と、どうやら宝暦十三年の幕府方からの通達が守られず、村役人名主方に知られることもなく鷹が捕られて売られていることが語られています。さらに、今の内は御役所方は内緒に処理しているが、おまえ達がそのようなことを行っているとは思えぬが、もしそのようなことがあればただではすまないの、これからもよく探して見つけることが出来たら知らせるように、と申し聞かせています。

ところが五月六日付けの御用状は、巢鷹はもはや必要がなくなったから、そのことを村方の者共に伝えよ、と書いてありました。重ねて六月四日の御用状では、もはや必要ではなくなったが、今後もし巢鷹が見つかったようなときは、その詳細を必ず御役所まで知らせなければならない、と通知してきました。そのことはむろん巢元の者達に知らされました。さらに重ねて六月八日付けの御用状では、先日伝えた巢鷹は見つかったかどうか、たとえ見つからなかったとしても、それならそうこの御用状が届きしだいすぐに返答せよ、と言ってきました。この返答は直ちに当番名主傳左衛門から「鷹は一切見つからないので、御断り申し上げますことを、はばかりながら御上様へよろしく仰せ上げ下さいますようお願い

いたします」と結ばれている断り状が、飯田御役所に出されています。御上様とは久々里の殿様、千村平右衛門のことです。

明和五年の記録では鷹がどうしても見つからなかったと報告していますが、これまで御用がなくとも、噂で知られるほどではあるが内緒で鷹が捕られて売られていたらしい様子うかがえます。

明和六年五月六日付けの御用状で、「……この季節は、巢下ろしに良い時節なので、鷹を探しに山へ登る事とおもうが、ハイタカの雛など見つけたかどうか知らせるように……」と指示されました。しかし大河原村の返事は、今年も巢元の者共が六十日以上もかけて探したが見つからないので、お断り申し上げる、というものでした。これについてはひとまず了承されたのですが、五月十五日になって次のような内容の御用状が届きました。

先達て申し付けた久々里御入用の巢鷹の件は、この間の知らせでは今年はどうしても見つからないと言うことだが、今は巢籠もりの時期なので、なお一層探して見つけるように久々里表からの申渡しである。巢元の者共を呼び出して、農業の間にも一生懸命探すように申し付ける。くれぐれも心得違いなどなきよう、見つけ次第知らせよ。巢下ろしの際には久々里表から役人が出向くので、そのように心得置き、決して油断無きよう申し付ける。

この御用状はさっそく当番名主の安右衛門に伝えられました。その安右衛門と前嶋兵左衛門との興味深い会話が明和六年の萬日記に記されています。この記述も大変に味わい深いものがありますが、一部だけ原文読み下し文で紹介しておきましょう。

「……安右衛門殿申され候は、新ヶ沢源三見^{よし}候由、去年も取り候間、心覚無く存じ候間、召し呼び申し聞き候ては如何に候段申され候につき、咄^{はな}し申し候は、巢元の者共、手前の為に相成り候節は御頼^{これ}み之を申し、又勝手悪敷^{あしき}節は手間日間惜しむ趣にては、其の意を得ず候、巢元の役に候間、心元なき所はかけ廻り詮議いたすべく旨申し候、安右衛門殿申され候は、諏訪殿よりも源三方へ折々伝言なども之有り候よし、此方^{こころもと}心元無く候旨申され候故、大河原村より内は巢鷹の義にて詮議致すべき旨……」

新ヶ沢とは大河原村青木川沿い山中の地名です。その源三が最近鷹を見ている、去年も鷹を捕ったという話を聞いた、だから今年は心もとないが呼んで聞いてみたらどうか、諏訪殿が時々鷹の件で源三と連絡しているようだ、しかし大河

原村の鷹はこちらで詮議するのだと、巢元の者は鷹が捕れても村役人に内緒で他には回しているらしく心もとない様子が窺えます。

結局明和六年も巢元の者共に申し付けたが見つからないことを、兵左衛門と安右衛門は飯田御役所に赴いて申し述べました。それに対して役所の役人は、もっと前に言うことだったが、季節も過ぎたのでたとえ鷹が見つかったとしても今年にはもはや入用はない、探しても見つからなかったことは承知した、というものでした。この後安永六年（1777）まで8年間、巢鷹に関する記録は見つかりません。

(iv) 安永年間の鷹御用

安永六年（1777）『萬日記』四月二十四日付けは、夕方になって突然久々利表から玉置新之介と三木十蔵という二人の足輕が飯田御役所の御用状を持って来村したことから、御巢鷹についての記述が始まります。御用状には、久々利表で巢鷺（ハイタカ）が入用であること、二人の足輕を派遣したので事情を良く聞き、巢鷺について良く知る者をつけて案内し、くれぐれもおろそかにせず指示に従うように記されていました。名主始め組頭など村役人は二人の役人から次のように仰せ渡されました。

「この度手前共が遣わされたのは、巢鷺山を見分してくるよう仰せ付けられたからである。この村の巢守はこれまでも江戸へ鷹を差し上げてきたことはよく知っているが、その様子を聞きたいので、その者共を呼び寄せよ」

これを承知した村役人たちは、すぐに巢守の忠助と庄三郎を呼び寄せました。二人の鷹役人は七、八日間は逗留して巢鷺を探し、餌にする飼いハトも持参で来ているので、鷹を持ち帰るつもりで来村したことが分かりました。しかし巢守達は相談の結果、鷹が見つかりそうもないところに案内するのがよからうということで、釜澤山「しなはぎ」辺りはどうかということになりました。釜澤山「しなはぎ」とは赤石山脈烏帽子岳、小河内岳の西、現在の大鹿村釜沢地区の東奥地です。見つかりそうもないところに案内するのがよからうという相談は、これまでの鷹の御用に対して探しても見つからないと回答してきたこととの整合性を配慮したのかもしれません。翌日は忠助と長十が案内しましたが、そこで「長十鶴見出し候て、御案内申し候ところ、新之助殿巢見出し、すなわち巢守共見分いたし候ところ、たまご四つ之有り候よし、役人中悦び罷り帰り申し候」という結果になりました。鷹が見つかったことは早速飯田御役所と久々利表に知らされていま

す。巢が一つで卵が4個というのは多いほうだと思います。

四月二十九日は青木川に沿った山々に鷹を探しに出たが見つかりません。しかし五月二日には箸箱山（前茶臼山の西側）で鶴の巣を見つけ、子鶴が三羽いることが分かって大喜びしています。この三羽は五月十八日に捕られましたが、一羽はコノリ（兄鶴、オスのハイタカ）でした。二十二日にはこれら雛鷹をもって玉置新之助は先に帰ることになったのですが、二羽分のメスの巣鷹の褒美として二両が巢守の庄三郎、忠助、長十に与えられました。

五月三日に調べたときはまだ釜沢山の卵は貝割れていませんでしたが、五月二十六日に後に残った三木十蔵が巢守と共に巢下ろしに出かけ、四羽の雛鷹を捕りました。このうち三羽がメスだったので大喜び、翌日には雛鷹を持って出立することになりました。雛鷹の餌となる鳥を撃つことが三人の鉄砲撃ちに申し付けられ、玉葉代として錢百文が与えられています。

五月二十六日の晩に三木十蔵は集められた代々名主、当番名主その他組頭と巢元達に、来年も来るので、せいぜい御用の役に立つように励むようにせよと申し伝えられました。それに対して巢元の忠助は、そのことは承知したが、今回のように御役人方が来られては村役人や仲間の村人に大変なお世話をかけるので、なにとぞ御巣鷹は御買い上げにして下さるようお願いしました。これにたいして三木十蔵は、精々そうなるように力を尽くすが、これまで鷹御用の際にいつも見つからないと言ってきたのに、今回のように自分達がやってきて見つけたのでは宜しくなからう、とこたえています。当番名主安右衛門がそのような不都合なことは決してない様にするからと願ったのですが、三木十蔵は、「何れにしても来年も来るので、くれぐれも油断など無いように致すべく」と申し渡しています。

当初は七、八日間ということだったのに三十日以上も滞在した役人衆に必要な経費は、米代はもちろん、上味噌、良き布団、湯桶、行灯代などにいたるまで支払われています。そのような必要経費は総額三両ほどでした。しかし、メスの雛鷹一羽につき一両とこれら諸経費を支払ったとしても、メスの雛鷹五羽とオス二羽という結果は、買い上げるよりも随分と安くついたことになります。逆に村人は大損だったことになります。

鷹役人が来村して鷹を探したこと余波として、鷹の御褒美の分配さわざと、去年密猟があったことが発覚したことがありました。鷹役人の来村では巢元達が案内に立っただけでなく、その他の村人、村役人も多大な手間隙をかけました。

結局御褒美は、巢元が2、その他が1の割合で分配されたのです。密猟については、村人の一人が名主はじめ村役人達に知らせることなく巢鷹を二羽捕って売り渡し、さらに他村が久々利表へ差し上げる巢鷹一羽を大河原村内から出したということでした。これについて巢元の者たちが訴えてました。不法の村人は謝ったのですが簡単に解決しなかったようです。しかし結局名主兵左衛門がその不法の村人に、もしも、もう一度不法なことがあるようならば宗門にも差し支えることを申し聞かせ、承知したので許した、と記されています。前述した宝暦十三年の幕府の御触れにもかかわらず、御巢鷹の密猟は行われていたのです。

安永七年の三月末に飯田御役所代官から、今年も巢鷹役人が村へ巢鷹を探しに行くことをもちかけられましたが、これは名主にとって迷惑のこと、お上も出費が多く、御買い上げのほう結局安上がりであろうことを理由に断っています。

(v) 天明年間の鷹御用

天明元年（1781）、二年と三年の^{よろず}萬日記にはそれぞれ簡単に、巢鷹が見つかったらすぐに役所に知らせるように申し付ける御用状が来たことと、巢元の者共にその旨を伝えたという趣旨の記述が見られますが、それ以上の記録は見つかりません。

天明四年（1781）といえば天明の飢饉で大河原村も鹿塩村も大変な年でした。天明三年八月の時点で、当初は折々の雨で草の生育も良く見えたがその後の打ち続く雨と冷氣により、稲穂は出たが一向に実らず、不作に成り、百姓共は大変に難儀していることを訴え、見分を願い出ています。天明四年二月には多数の飢え人数と餓死者数が報告されています。その年の十一月に幕府から、近年御巢鷹の出方が少なく、足りなくて困っているから、御領、私領、寺社領など各地は鷹を見つけて出すように御触れが出されました。これを受けて加々須村を除く山方五カ村は請状を提出しています。

御巢鷹を見つけて差し出すように要請を受けて、小川村と大河原村ではそれぞれ巢元（巢守）2名が前金を受け取って御巢鷹探しに出ています。大河原村では忠助と庄三郎が前金六両貳分を受け取って探しに出ました。二人は雛鷹を二羽納めたのですが、いずれも兄鷹（鶴のオス）だったので返されてしまいました。

鷹を納められない場合は前金を返さねばなりません。兄鷹二羽を納めた際の酒代として一分はもらえました。四両三分は返せたのですが一両二分がどうしても工面できないので待ってほしい、と願い出ています。返却できないこの一両二分

については、来年雪が消えしだい探して鷹を納めるとしています。

小川村の場合、「見つけた御巢鷹は頃合いを見て取りに行ったところ、栗鼠に食われてだめになっていた。もう一度探しに出たが見つからず、一人は探しに出たきり戻ってこない。今年は季節も過ぎて御巢鷹を差し出せないから前金を返すべきだが、困窮の百姓ゆえ返せないで何とか来年まで待ってくれないか」と願っています。

天明六年五月六日付けの名主あて御用状は、忠助と庄三郎には去年委細申し聞かせて前借金も渡してある、巢鷹の季節になったので、しっかりと探し回り、もし見つかったならばすぐに知らせるよう申し遣わす、というものでした。名主兵左衛門は早速忠助を呼び寄せてこのことを申し付けたところ、一巢見つけてあるが、よく見届けてから知らせる、と言って帰りました。しかし天明六年も不調に終わりました。その後鷹を納めることができたか、お金を返すことができたかどうかは不明です。

このように天明七年までは前借金を返却できないほど鷹がいなかったことがわかります。天明七年以後の大河原村における御巢鷹事情についての記録は、天保八年（1837）までの53年間、御用村用日記やその他文書にも見当たりません。

(3) 19世紀前半大河原村の鷹

(i) 天保年間の鷹御用

天保四年（1833）、関東から東北地方は冷夏により秋の収穫がほとんどありませんでした。天保の飢饉の始まりです。天保七年は四年を上回る凶作でした。中部地方にあって600mから1,000mに散在する大河原村各耕地集落辺りで凶作は当然でした。天明の大飢饉以来、いざというときに備えて毎年稗^{ひえ}や大麦の貯穀がなされてきました。お救い金給付などと共に貯穀の効力もあって、人的被害は天明飢饉ほどではなかったことが村日記などから窺い知れます。

このような事情にあった天保八年の大河原村に、伊那郡飯嶋にある御役所経由で幕府から次のような天保八年六月二日付けの鷹御用御触状が届きました。宛先は信濃高井郡野沢村（現在長野県下高井郡野沢村）、同伊那郡小野川村（現在長野県下伊那郡阿智村智里地区）、および大河原村の三村です。

「当年は巢鷹がほんの僅かの数しか手に入らず、御買い上げ値段が高くなった。一居に付き届ける距離が三十里以上は金四両ほど、五十里以上は金六両ほど下さるはずであるから、そのことを心得て、巢鷯を見つけ出し、江戸日本橋小田原町

東国屋伊兵衛、眞志屋茂兵衛方へ、急ぎ持参せよ」

雛鷹の値段はこれまでとそれほど違いはありませんが、届ける距離によって違っています。また、この時は、届け先が支配役所などではなく、江戸日本橋の商店を指定しています。

六月十一日には大河原村村役人、惣百姓代と小代判が集められ、この御巢鷹御用が伝えられました。しかし、鷹御用についてどうしたらよいのか大河原村代々名主の前嶋八郎九郎も他の村役人もよく分からず、過去の記録を調べた後に巢元役などを決めて、御巢鷹探しを手配した様子が、村日記に記されています。「これまでは久々里表へ差し上げてはいるが、御公儀へ直に差し上げた例はないように思う……大昔は御公儀様へも差し上げたという申し伝えはある」ということと、「これまでは五月中旬前後が巢下ろしの時節だと申し伝えがあり、もはやこの季節では鷹の巢立ちもないだろう」と記されています。

いずれにしても幕府からの御用だから、昔から巢元、巢守役を引き受けた村人の子孫が今回もその役割を勤めることにして、巢鷹探しを手分けして行いました。もし巢鷹が見つからないときは、飯嶋の役所ではなく先ず御支配の飯田御役所に届け出ることにしています。

六月十四日までに各耕地で小代判が巢鷹探しの情報を集めたが、見聞きした者はいないことが次々と名主の元に報告されました。この時期ではやはり遅いとみえて見つかりません。このことは六月十五日に組頭の一人によって飯田御役所に届けられました。そして飯田御役所から飯嶋御役所へ御状にてお知らせを願いたいと申し出ました。しかし飯田御役所の考えは、飯嶋御役所へ村方が届けずしては事が済まないから、ぜひ飯嶋へ行くようにということでした。幕府から直接に野沢村、小野川村と大河原村の三村を名指しで、しかも支配御役所ではなく飯嶋御役所を介して御巢鷹御用を伝えてきたことが、名主はじめ村役人には理解し難いことだったようで、このことも次のように飯田御役所に問い合わせています。

「村方で役元日記などを調べましたが、御公儀様へ村方より直に鷹を差し上げた例は、過去七、八十年には見あたりません。もっとも、もっと昔の事は分かり兼ねます。鷹は久々里表へは毎度差し上げてきましたが、このような事柄について、御役所では分からないでしょうか」

飯田の役所でもあれこれ調べたが、結局は分からなかったということが、日記に記されています。

このような記述により、村方も飯田御役所も七、八十年より以前（宝暦以前）の鷹御用がどのようなものであったかは分かっていないこと、鷹御用はいつも久々里御用としてあり、それが幕府に献上されたことがわかります。また、鷹御用に関しては御用日記などを調べてみないと分からないほど昔のことになっていました。天明年間、先々代名主前嶋兵左衛門政房の時代以来、鷹御用は大河原村にはなかったことがわかります。

飯嶋御役所は大河原村村役人に、鷹がいなかったのはしかたがないこと、これからは久々里を介して鷹御用を仰せ付けることを伝えています。最終的には幕府から、「先達^{せんだつ}ての巢鷹御用の旨、お触れを出したが、もはや御用が相済みとなったので、持参には及ばない」（七月三日付け）という御触書をもって終わりました。この後、鷹狩り用の鷹についての文書記録は見つかりません。しかし天保九年に堀大和守の頼みで、クマタカ（角鷹）を手に入れた者はいないか、もしあれば買い上げるという廻状が飯田御役所から大河原村へ来ていますが、これに応えたかどうか記録はありません。天保八年が大河原村にとって最後の鷹御用であったようです。

それから160年以上も時が過ぎた現代までに、大正から昭和にかけて、および第二次大戦後も、大鹿村域の国有林や村有林から大規模な樹木伐採がなされました。大きな災害も起こったし各種土木工事も行われましたが、ハイタカもオオタカも多くはないが分布し続けています。最近では、以前と比べてオオタカなどはむしろ増えているのではないかと言う嬉しい話も聞きます。鷹狩は衰退しましたが雛鷹を捕る代わりに、それ以上に根絶やしにする効果のある化学物質汚染や生活圏の減少が、オオタカやハイタカを「絶滅危惧種」に指定し続ける理由にならないようにしなければなりません。

VI 1800年以後のこと

宝暦御用木請負による諸木切り出しが終わった明和年間（1764～1771）当時の大河原御樽木山は、大、中径木がほとんどない雑木とモミ、ツガの小木苗木林と言ってよい状態でした。そのような森林に追い打ちをかけるように、胸高直径30cm以下の木々を数多く伐採せざるをえなかったのが文化諸木切り出し（1816～1819）でした。このような状態の森林が長野県大鹿村域の国有林として明治以後に引き継がれました。

VI-1 文化、文政の諸木切り出し [文化十三年～文政二年（1816～1819）]

宝暦御用木請負から約50年後、文化十三年（1816）から文政二年（1819）における大河原山からの文化諸木切り出しは御用木でしたが、用途などの詳細は不明です。しかし『大河原山御材木伐出一件』によると、「上野御本坊御用木」だったかもしれません。これまでは材木切り出しは事前に村方の了解の上仰せ付けられるものでしたが、この切り出しは「押付^{おしつけ}仰せ付けられ候義、御無^{ごむ}^{たい}^{たい}の義には候えども、公儀より仰せ渡され候義に候はば、致^{いたしかた}方これなく候」というものでした。

この切り出しによる出材数や材木規格などを知る記録は残されていません。しかし、文化十四丑年（1817）『信州伊那郡大河原村御林伐株帳』に、合計23,811本の樹種別、目通り別の伐採立木数が記録されています（表9）。さらに明和八年『信州伊那郡御林帳』、および文政二年（1819）、文政四年（1821）、天保五年（1834）の大河原山『書上帳』にも記録されています。伐採数は具体的に、「木数拾六万千五百五拾本、但し見積り、内式万七百五拾本、丑年伐出減^{うしどし}」として、明和八年木数報告総数の内数として記述されています。各樹種毎の内訳記述も同様に、たとえば、「樅、榎、唐檜、拾貳万九千七百本、長三間より九間木迄、目通り壹尺五寸より四尺迄、内樅九千六百八十八本、榎五千貳百九本、唐檜貳千三百八十五本、御用ニ付伐出ニ付減」というように伐採数がいずれも内数として記述されています。

表9 文化諸木伐出による伐採

樹 種	目 通 り (尺) 別 伐 採 数						計
	1.5－3	3－4	4－5	5－6	6－7	7－8	
ヒ ノ キ	55	262	170	19			506
ツ キ (ケヤキ)		108	110	120	64	38	*440
カ ラ マ ツ	211	67	97	81			456
ヒメコマツ	320						320
カ ツ ラ	496			28			524
シ オ ジ	230			82			312
ク リ	458	186	128	65			837
モ ミ	2,718	1,650	4,676	644			9,688
ツ ガ	992	1,152	2,112	953			5,209
ト ウ ヒ	2,385						2,385
シ ラ ベ	2,264						2,264
サ ワ ラ	**320						320
ヤマギリ	550						550
合 計	10,999	3,425	7,293	1,992	64	38	23,811

*他に『小木苗木』を540切り出し。 *目通り1.5～2.5尺

ケヤキの場合はそれまでに記録されていた用木級の径木200本のすべてと、「外槻五百四十本御用ニ付小木苗木之内伐出減」とされている合計740本が伐採総数で、要するに使えるものはみな伐り出したようでした。

ケヤキは別として伐採した立木の最高目通りは5～6尺（胸高直径50～60cm）でした。この径木級の第一丸太からは8寸から1尺角の材木を切り出せますが、全体の10%足らずを占めているに過ぎません。伐採木の実に半数が目通り1.5～3尺（胸高直径30cm以下）で、サワラは24～14cmの小径木を伐採しました。宝暦御用木請け負いによる切り出しから約50年の生長では、生長の早いモミやツガでもせいぜい20～30cm、サワラなどは15～20cmほど太くなる程度でありましょう。すなわち宝暦御用木請け負いによる切り出しで疲弊した大河原榑木山は、この文化諸木切り出しにより追い討ちをかけられたといえます。信州伊那郡大河原村の森林における江戸時代の大規模な樹木伐採は文化諸木切り出しで終わりました。

VI-2 1830年頃の大河原山景観のイメージ

17世紀当初の鹿塩、大河原山は、まさに亭々たる大木が鬱蒼と生い茂った原生林に覆われた御山と表現できる森林で、何万年伐採しても尽きないと思えたでありましょう。100年間も年貢樽木納のために大量のサワラを切り出したとはいえ、17世紀の終わりの大河原、鹿塩山は御用材指定のモミ・ツガを中心とした諸木樹種の大、中径木だけでも1ヘクタールに平均50～60本も生い茂っているような林相であったと思われます。そのような御山からの元禄十三年(1700)に始まる最初の大規模な元禄雑木払い下げによる諸木伐採では、9寸角以上の材木を第一丸太から切り出すことの出来るような径木、すなわち胸高直径が50cm以上のモミ、ツガが全伐採数の90%を占めていました。その後、宝永御用木、元文商木の切り出し、年貢樽木代材木納による諸木伐採、宝暦御用木と伐採を続け、ついに文化十三年(1816)からの文化諸木切り出しでは目通り3尺以下、胸高直径30cm以下の径木を主に伐採しなければならないほどに山は疲弊し、小木苗木ばかりといってよいほどになってしまいました。その結果天保三年(1832)には、「多分の御用材御伐出し仰せ付けられ、ことごとく根伐仕り候間、……格別御益筋にも相成り候程の木品は御座なく候、……樅・榎そのほか雑木は少々之れ有り候得共、段々の伐跡故、一谷に限り百本共之れ無く、所々谷々洞にようやく五本十本之れ有り候残木に御座候間、取り集め雑費へ多分相掛かり引合申さず、ことに檜、槻等一切之れ無く、雑木ばかりに御座候」と言われるほどになってしまいました(図10)。このような結果をもたらした理由は、長年の年貢樽木納のためのサワラの過伐、年貢納と、災害、飢饉などによる困窮の対策としての諸木の過伐でした。



図10 1830年頃の大河原山景観のイメージ画

おわりに

江戸時代は1867年で終わりました。どこの地域でも概ね同じなのですが、幕府直轄林は国有林へ、入会山は村有林へと変わりました。明治になって、日本にとっての産業革命とも言えるべき変化が富国強兵策と関わって進み、伴って全国的に残されていた森林資源の多くが利用されました。人口の増大による住居建築材料と燃料需要増大のための樹木伐採は膨大でした。明治、大正から昭和の何度かの戦争、特に太平洋戦争と、その後の近代技術発展と開発のために、質的にも量的にも森林は変化しました。大鹿村（大河原村と鹿塩村の合併）の国有林や村有林も例外ではありませんでした。特に大正から昭和のはじめにかけて、産業振興のためとはいえ大鹿村の村有林からの大量の材木の採出も原因して、その後どれほどの災害が発生したか、それらの治山、治水、植林などでどれほどの力を注いだかについては、これからの生活環境のありかたを考える上で、まとめて教訓とすべきことだろうと思います。しかし、このような近現代の環境についての詳細は、必然的に人間がより深く関わってあまりにも生々しく、私にはまだ語ることが出来ません。明治以後現在までの100年余の我が国はもちろん世界中の社会的状況と自然環境の変化は、それまでの数千年、数万年、あるいはそれ以上の変化に相当すると思います。自然環境の変化がただ事ではない重大性に社会全体がようやく対応し始めた現代、それは私にはほんの十年か十五年ほど前からの印象なのですが、さてこれから残された日本の森林地帯はどうなるのでしょうか。伊那谷の町々、村々はしだいに豊かな自然環境が回復して育ちつつあるように見え、できれば移住したいと思うこのごろです。ぜひ次の世代に豊かな自然環境を引き継ぎたいものです。なにとはともあれ、滅びずに残った部分のあることを、単なるなりゆきや偶然のものとして見過ごしてはならないと思います。

参考文献など

- (1) すべてをここであげませんが、たいへんに参考にしているものとして、大鹿村誌刊行委員会（1984）『大鹿村誌』（上、中、下巻）をまずあげます。他に清内路村誌刊行会（1982）『清内路村誌（上）』をはじめ、上村民俗誌刊行会編（1995）南信濃村・上村『遠山谷の民俗』など、天竜川流域のいくつかの村や町の村誌、町誌、および長野県編『長野県史』近世史料編第4巻(二)南信地方（1982）など、参考になりました。『明治前日本林業技術発達史』日本学士院編、財団法人野間科学医学研究資料館（1980）は、江戸時代の林業における山仕事を詳しく知る大変興味深い文献です。
- (2) 村誌や町史などの編纂の際にすでに紹介されている古文書資料も多いのですが、私が興味を持った問題に対応した古文書の多くは、それまでにどこにも紹介されていませんでした。資料になった古文書は、いずれも文書目録があります。①大久保文書目録（1982）下伊那教育会歴史委員会、②文書目録(V)大河原前島家（2000）飯田市美術博物館、③大鹿村大河原前島家所蔵文書目録（1954）（下伊那郡大鹿村大河原前島家所蔵古文書目録（昭和10年11月調 大河原小学校）を昭和29年に再印刷したもの）、④大鹿村前島家文書目録（2003）、です。④は私が作製して完成しているものですが、今年2003年中には何らかの形で皆様が利用できるようにしたいと思っている状態です。
- (3) まえがきに記したような事情で、この冊子は、次の六つの論文を一つにまとめ直す形で書かれております。材木の規格や数からどのようにして伐採樹木数を推定したか、どのような古文書記録を根拠にしているか、その他の参考文献などについての詳細は、どうぞ以下の文献を参照してください。いずれも一般の図書館などでは簡単に参照できるとは思えません。しかし、下伊那教育会、飯田市美術博物館、下伊那郡大鹿村などに寄贈してあるものですから、古文書資料とともに参照できると思います。

松原輝男（1997）信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その1：
諸木伐出の歴史に基づく検討 情報文化研究 第6号（名古屋大学情報文化学
部）p39－70

松原輝男（1998）信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その2：

- 明和三年の大河原山立木数始末 情報文化研究 第7号 p11-44
- 松原輝男 (1999) 赤石山脈荒川大崩壊地および広河原の1760年代古文書記録
情報文化研究 第9号 p 9-21
- 松原輝男 (1999) 近世信州大河原山より切り出した材木の流失史
情報文化研究 第10号 p 9-23
- 松原輝男 (2000) 信州大河原・鹿塩両村御樽木山の近世における林相 その3：
樽木の原木サワラの分布とその採出 情報文化研究 第11号 p 1-30
- 松原輝男 (2001) 近世信州伊那地方の鷹 野生生物保護 (野生生物保護学会) 7
(1)、p25-40

松原 輝男 (まつばら てるお)

1942年6月15日群馬県生まれ

現在名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻教授

担当科目 環境物質代謝論ほか

無機窒素の代謝研究、森林システムの構造と機能、環境史などに関する論文多数

近世信州伊那郡大河原村の自然環境と人間

平成15年3月31日 発行

企画 国土交通省中部地方整備局 長野県駒ヶ根市上穂南7-10
発行 天竜川上流工事事務所 〒399-4114 ☎ 0265-81-6415

著者 松 原 輝 男 愛知県豊田市保見ヶ丘5-1-12
〒470-0353

編集 ㈱環境アセスメントセンター松本研究室 長野県南安曇郡梓川村倭3708-1
〒390-1701 ☎ 0263-76-1590

印刷 双 葉 印 刷 (有) 長野県松本市城東2-2-6
〒390-0807 ☎ 0263-32-2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

南アルプス、中央アルプスの高峰にはさまれて、伊那谷を北から南へ貫流する天竜川。その流域では、あり余るほどの自然の恩恵に浴して、人々は豊かな暮らしを育んでいます。しかし、名にし負う“暴れ天竜”は、ひとたび豪雨が見舞えば、日々の穏やかな表情を一変し、猛々しい牙を剥き、人々の暮らしを脅かしてきました。

天竜川上流工事事務所では、天竜川が“母なる川”として優しい微笑をたたえ続けて欲しいと願う人々の切なる気持ちに応えるため、半世紀にわたり、地域の人々の多大なご協力のもと、自然の脅威と闘いながら河川改修事業や砂防事業に取り組んできました。しかし、まだまだ危険な箇所は多く残されており、絶えず流域の変貌をみつめ、河川管理施設、砂防施設の整備と維持を図っていかなければなりません。

平成9年には河川法の改正が行われ、これまでの「治水」・「利水」を主な目的として進められてきた河川の整備及び管理は、新たに「河川環境の整備と保全」を目的に加えるよう位置づけられました。また、地域の意見を反映させた河川整備の計画策定の手続きも創設され、地域の方々の意見を反映させた河川整備の推進が求められる時代になってきています。この地域の方々の意見を採り入れる際には、この天竜川流域に暮らす人々が長い歴史の中で育んできた風土や自然環境といった、基本的な事項について我々行政も理解を深めることが重要と考えています。

「語りつぐ天竜川」は、こうした考え方に立ち、天竜川に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方々に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立てたいと思い発刊するものです。昭和61年度に初版を発刊してから早17年を迎え、今回の発刊を合わせて56巻になります。これも偏に天竜川を愛する地域の方々、その気持ちに答えようとお忙しい中ご協力いただいた執筆者の方々の賜物です。

なおご執筆頂いた方々には、自由な立場からお考えを披瀝して頂いていますので、国土交通省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

国土交通省中部地方整備局天竜川上流工事事務所

所 長 浦 真

「語りつぐ天竜川」 目録

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米 山 啓 一 著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北 澤 秋 司 著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴 木 徳 行 著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上 條 宏 之 著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中 野 秀 章 著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松 澤 武 著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今 村 真 直 著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平 沢 清 人 著 |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉 沢 秀 夫 著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡し | 米 山 啓 一 著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下 平 元 護 著 |
| 12. 近世 天竜川の治水 ― 伊那郡松島村 ― | 市 川 脩 三 著 |
| 13. 川筋の変遷 ― 天竜川と三峰川の場合 ― | 唐 沢 和 雄 著 |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性 | 宮 崎 敏 孝 著 |
| 15. 天竜川の橋 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 | 北 原 優 美 編 |
| 17. 天竜川の魚や虫たち | 橋 爪 寿 門 著 |
| 18. 天竜川のホタル | 勝 野 重 美 著 |
| 19. 天竜川流域の村々 | 松 澤 武 著 |
| 20. 小渋川水系に生きる ― 人と水と土と木と ― | 中 村 寿 人 著 |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防 | 森 岡 忠 一 著 |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 | 吉 澤 孝 和 著 |
| 23. 土木技術と生物工学 ― 生きものを扱う技術 ― | 亀 山 章 著 |
| 24. 戦国時代の天竜川 | 笹 本 正 治 著 |
| 25. 天竜川の水運 | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛川除 | 市 村 咸 人 著 |
| 27. 紙芝居 開墾堤防 ― 下伊那郡豊丘村伴野 ― | 竹 村 浪 人 著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 | 奥 田 穰 著 |
| 29. 天竜川の淵伝説 ― 『熊谷家伝記』を中心に ― | 笹 本 正 治 著 |
| 30. 天竜川の源流地帯 | 赤 羽 篤 著 |

- | | |
|--|-----------------------|
| 31. 東 天 竜 | 三浦孝美 共著
仁科英明 |
| 32. 天竜河原の開発と石川除 | 塩 沢 仁 治 著 |
| 33. 伊那谷は生きている | 松 島 信 幸 著 |
| 34. 天竜川の災害伝説 | 笹 本 正 治 著 |
| 35. 天竜川の災害年表 | 笹 本 正 治 編 |
| 36. 天竜川水運と樽木 | 村 瀬 典 章 著 |
| 37. 水辺の環境を守る | 桜 井 善 雄 著 |
| 38. 諏訪湖 ― 氾濫の社会史 ― | 北 原 優 美 著 |
| 39. 河川工作物と魚類の生活 | 中 村 一 雄 著 |
| 40. 天竜川上流域の過疎問題 | 山 口 通 之 著 |
| 41. 資料が語る 天竜川大久保番所 | 松 村 義 也 著 |
| 42. 天竜川上流 河辺の植物と植生 | 関 岡 裕 明 著 |
| 43. 水利開発にみる中世諏訪の信仰と治水 | 藤 森 明 著 |
| 44. 横川山巡覧記 ― 『辰野町資料第87号』より ― | 辰野町教育委員会編
赤 羽 篤 校訂 |
| 45. 天龍川の鳥たち | 福 与 佐 智 子 著 |
| 46. 遠山川流域の民俗とふるさとイメージの創造 | 浮 葉 正 親 著 |
| 47. 田切ものがたり | 赤 羽 篤 著 |
| 48. カエルと暮して | 山 内 祥 子 著 |
| 49. 伊那の冬の風物詩 ざざ虫 | 牧 田 豊 著 |
| 50. みんなの三峰川を次世代に | 三峰川みらい会議
事 務 局 編 |
| 51. 三峰川ものがたり | 三峰川みらい会議
北 原 優 美 著 |
| 52. 天竜川水系の水質
― 「泳げる諏訪湖・水遊びのできる天竜川」を目指して ― | 沖 野 外 輝 夫 著 |
| 53. 天竜川の帰化植物たち | 木 下 進 著 |
| 54. 中央構造線読み方案内 ― 諏訪から大鹿村地藏峠まで ― | 河 本 和 朗 著 |
| 55. ふるさとの山 駒ヶ岳ものがたり | 赤 羽 篤 著 |
| | (以上既刊) |
| 56. 近世信州伊那郡大河原村の自然環境と人間 | 松 原 輝 男 著 |
| | (発刊中) |